

平成 27 年度事業報告書 (案)
【船員保険事業】

(2015)

事業期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日



全国健康保険協会
船員保険

目次

加入者・船舶所有者の皆様へ	1
第1章 全国健康保険協会の理念及び船員保険事業運営方針	
1. 理念	2
2. 平成27年度の事業運営方針	2
第2章 加入者及び船舶所有者数の状況	
1. 加入者、船舶所有者の動向	4
2. 被保険者の年齢構成	4
第3章 医療費と保険給付費の動向	
1. 医療費及び保険給付費（年金給付費を除く）の動向	6
2. 年金給付費の動向	8
第4章 船員保険財政の動向と保険料率の決定	
1. 平成28年度予算編成と保険料率決定までの動き	9
2. 平成27年度の決算の状況	15
3. 船員保険勘定準備金の金銭信託について	16
第5章 船員保険事業の概況	
1. 保険運営の企画・実施	17
2. 保険給付等の円滑な実施	26
3. 保健事業の推進、強化	36
4. 福祉事業の着実な実施	48
5. 組織運営及び業務改革	49
第6章 東日本大震災及び熊本地震への対応について	
1. 東日本大震災への対応	52
2. 熊本地震（28年度）への対応	53
第7章 平成27年度の総括と今後の運営	
1. 平成27年度の総括	55
2. 今後の運営	56
協会の運営に関する各種指標	57
平成27年度の財務諸表等	60
参考資料	81
1. 平成27年度お客様満足度調査結果について	82
2. 健康づくりの支援に関するアンケート調査結果概要版	85
3. 全国健康保険協会の端末における外部との不審な通信に関する事実確認 結果と情報セキュリティ等の強化策について	97

加入者・船舶所有者の皆様へ

全国健康保険協会が船員保険事業の運営を担うようになってから、7年目に入りました。

この間、私どもは、わが国の海運及び水産を支える船員の皆様及びそのご家族の健康と福祉の向上を図るため、職員が一丸となって事業運営に取り組んでまいりました。事業運営に当たっては、船員保険協議会をはじめ、加入者や船舶所有者の皆様のご意見を反映した、自主自律の運営に努めるとともに、民間組織として業務の効率化を進め、サービスの質の向上を図ってまいりました。

おかげさまで、関係者の皆様のご協力とご支援をいただき、事業運営は、着実に安定してきております。この場をお借りして、改めて、日頃のご高配に厚く御礼申し上げます。

27年度は、26年度に策定した「船員保険データヘルス計画」に掲げた、加入者のメタボリックシンドロームの保有率及び喫煙率の減少という目標の達成に向け、当該計画の初年度の取組みを着実かつ効果的に実施するとともに、ジェネリック医薬品の更なる使用促進やレセプト点検の強化などの医療費の適正化に向けた取組みを引き続き実施するなど、保険者機能の発揮・強化に向けた取組みを総合的に推進してまいりました。

また、船員労働の特殊性に対応した、無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業についても、着実に実施してまいりました。

今後は、こうした取組みに加えて、これまで以上に加入者の皆様の健康づくりを積極的に支援し、その結果として、医療費の支出が必要最小限となるよう努力してまいります。

また、関係団体等の皆様のご協力をいただきながら、船員保険が、加入者や船舶所有者の皆様にとってより身近な存在となり「船員保険の加入者で本当に良かった」と喜んでいただけるよう、引き続き、様々な取組みを進めてまいります。

今後とも、皆様からのご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

第1章 全国健康保険協会の理念及び船員保険事業運営方針

1. 理念

(1) 基本使命

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

(2) 基本コンセプト

基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的に取り入れ、保険者の機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組んでいます。

- ・加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

2. 平成27年度の事業運営方針

27年3月に策定した27年度の事業運営の基本方針は、次のとおりです。

協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組みます。

また、健診結果データ等の分析に基づき、加入者の健康の保持増進を図るための事業計画として策定した「船員保険データヘルス計画」について、初年度の取組みを着実かつ効果的に実施すること等を通じて、加入者の健康づくりを効果的かつ効率的に支援、促進し、ひいては医療費負担の軽減を実現することができるよう努めます。

平成27年度においては、

- (1) 船員労働の特殊性に応じた、事業ニーズを十分踏まえた事業運営に引き続き努めるとともに、加入者や船舶所有者の視点に立って積極的に情報提供等を行うほか、サービススタンダードをより高いレベルで達成するなど、常にサービスの向上を図ります。
- (2) また、特定健診や特定保健指導の実施率の向上を図るための各種取組みをより強化するとともに、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活の支援や船舶所有者における健康づくりの支援を推進するなど、総合的な取組みを継続します。
- (3) さらに、加入者の負担を軽減し、効率的な医療の提供を図るため、自動点検機能を活用したレセプト点検の効果的な実施、医療費通知やジェネリック医薬品の使用拡大などの取組みを推進します。

事業運営に当たっては、

- (1) 中期的な財政見通しや医療保険制度改革の影響等を踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努めます。なお、国による社会保障・税番号制度実施の取組状況、日本年金機構ほか関係機関との調整状況を踏まえ、実施に向けた検討を行います。
- (2) また、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映するとともに、積極的な広報・情報開示に努めます。
- (3) さらに、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクル等を通じた効率化や日本年金機構等の関係機関との連携に努めます。

第2章 加入者数及び船舶所有者数の状況

1. 加入者、船舶所有者の動向

27年度末現在の被保険者数は57,919人であり、前年度末に比べて169人(0.3%)増加しています。協会が船員保険の保険者になった以降初めての増加です。被保険者のうち、疾病任意継続被保険者数は3,107人であり、前年度末に比べて114人(3.5%)減少しています。

被扶養者数は65,842人であり、前年度末に比べて1,505人(2.2%)減少しています。

これを受けて、加入者数は123,761人であり、前年度末に比べて1,336人(1.1%)減少しています。

27年度の被保険者1人当たりの平均標準報酬月額は399,534円であり、前年度に比べて0.2%増加しており、24年度から4年連続で増加しています。

平均標準賞与月数は平均標準報酬月額の1.43月であり、前年度に比べて0.03月増加しています。

船舶所有者数は5,670人であり、前年度末に比べて59人(1.0%)減少しています。

【(図表 2-1) 加入者、船舶所有者等の動向】

(加入者:人、平均標準報酬月額:円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
被保険者数	59,981 (▲1.4%)	58,722 (▲2.1%)	58,231 (▲0.8%)	57,859 (▲0.6%)	57,750 (▲0.2%)	57,919 (0.3%)
うち疾病任意 継続被保険者数	3,756 (▲9.5%)	3,508 (▲6.6%)	3,557 (1.4%)	3,398 (▲4.5%)	3,221 (▲5.2%)	3,107 (▲3.5%)
被扶養者数	76,344 (▲4.2%)	73,468 (▲3.8%)	71,237 (▲3.0%)	69,288 (▲2.7%)	67,347 (▲2.8%)	65,842 (▲2.2%)
加入者数	136,325 (▲3.0%)	132,190 (▲3.0%)	129,468 (▲2.1%)	127,147 (▲1.8%)	125,097 (▲1.6%)	123,761 (▲1.1%)
平均標準報酬月額	389,649 (▲1.3%)	388,869 (▲0.2%)	390,432 (0.4%)	392,966 (0.6%)	398,897 (1.5%)	399,534 (0.2%)
船舶所有者数	6,001 (▲1.1%)	5,924 (▲1.3%)	5,819 (▲1.8%)	5,782 (▲0.6%)	5,729 (▲0.9%)	5,670 (▲1.0%)

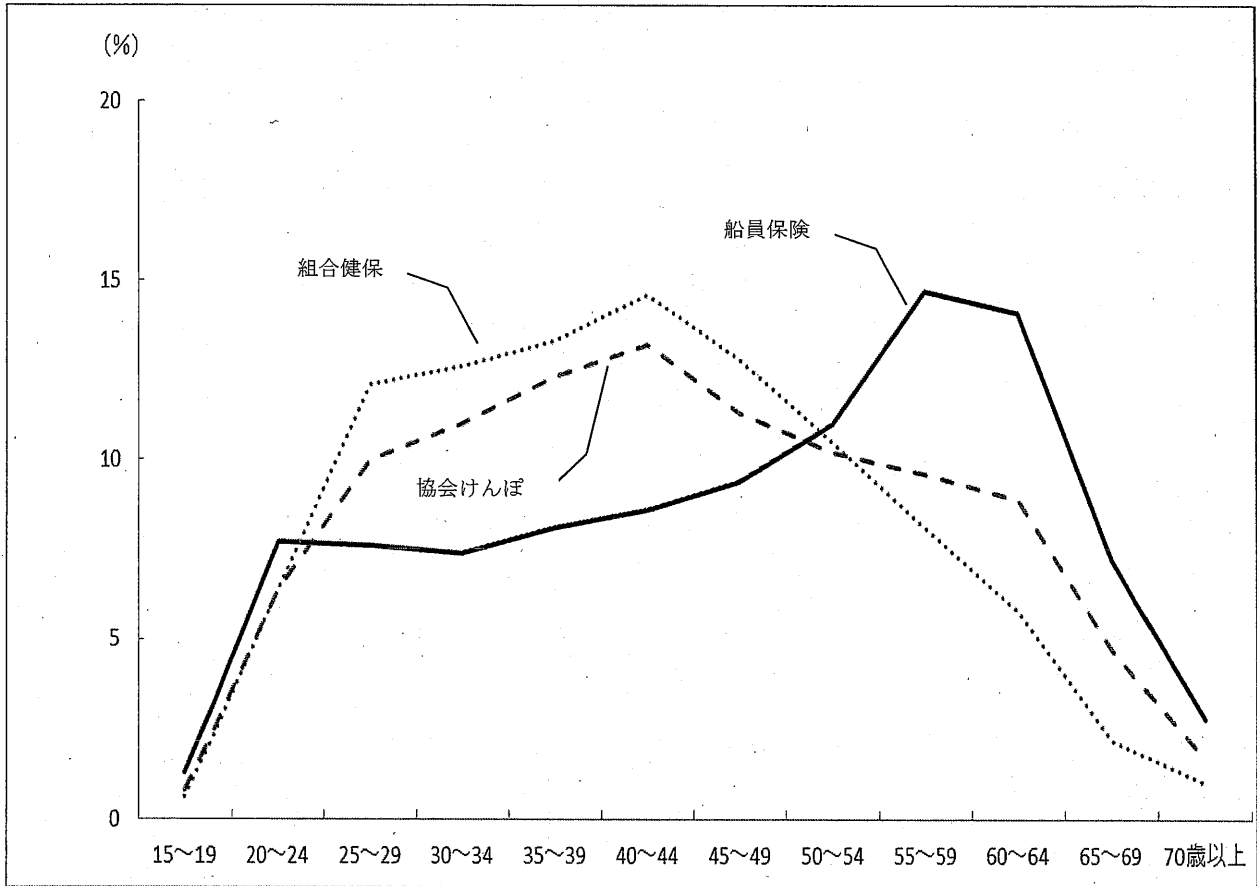
注) () 内は対前年度増減率です。

2. 被保険者の年齢構成

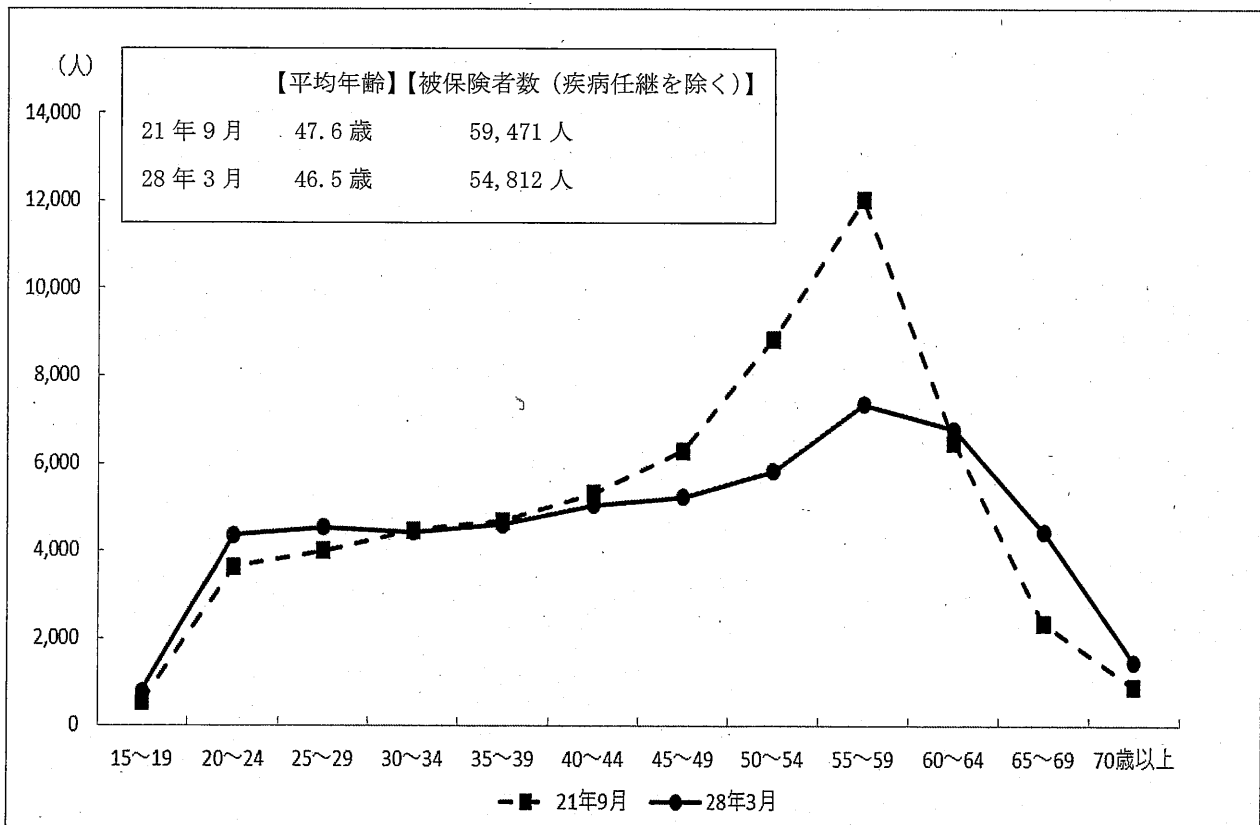
船員保険は、以前から指摘されているように、被用者保険の中では、1人当たりの医療費が比較的低額である20代から30代の被保険者の割合が少なく、1人当たりの医療費が高額となる50代から60代の被保険者の割合が高いという特徴があります。(図表 2-2 参照)

28年3月末における被保険者の平均年齢は、46.5歳であり、船員保険事業の運営が協会に移管される直前の21年9月末における平均年齢が47.6歳であったのに比べ、1歳ほど若くなっています。しかし、50代以降の被保険者の加入割合が高いという状況は、基本的には変わっておらず、船員保険事業の安定的な運営を図っていく上で、引き続き、この点に十分留意していく必要があります。(図表 2-3 参照)

【(図表 2-2) 制度別被保険者の年齢構成の比較 (26年10月1日現在)】



【(図表 2-3) 被保険者の年齢階層別の推移】



第3章 医療費と保険給付費の動向

1. 医療費及び保険給付費（年金給付費を除く）の動向

27年度の医療費総額は約243億円であり、前年度に比べて1.7%増加しています。

このうち、医療給付費は約192億円であり、前年度に比べて1.9%増加しています。その内訳は、現物給付が約189億円で前年度に比べ2.2%増加し、現金給付費（療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限る）が約4億円で前年度に比べて11.9%減少しています。

また、その他の現金給付費（傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計）は約27億円であり、前年度に比べて1.5%減少しています。

その結果、医療給付費にその他の現金給付費を加えた保険給付費（年金給付費を除く）の合計額は約219億円であり、前年度に比べて1.4%増加しています。

【(図表3-1)医療費と保険給付費（年金給付費を除く）の動向 [全体]】

(単位：百万円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
医療費総額	24,547 (▲5.4%)	24,573 (0.1%)	24,415 (▲0.6%)	24,037 (▲1.5%)	23,892 (▲0.6%)	24,304 (1.7%)
医療給付費①	19,359 (▲5.8%)	19,633 (1.4%)	19,411 (▲1.1%)	19,005 (▲2.1%)	18,894 (▲0.6%)	19,246 (1.9%)
現物給付	18,907 (▲6.2%)	19,157 (1.3%)	19,036 (▲0.6%)	18,621 (▲2.2%)	18,488 (▲0.7%)	18,888 (2.2%)
現金給付費 (注1)	452 (13.0%)	475 (5.1%)	375 (▲21.1%)	383 (2.2%)	406 (6.0%)	358 (▲11.9%)
その他の現金給付費 (注2)②	3,551 (▲16.5%)	2,992 (▲15.8%)	2,632 (▲12.0%)	2,687 (2.1%)	2,706 (0.7%)	2,666 (▲1.5%)
①+②	22,910 (▲7.6%)	22,624 (▲1.2%)	22,043 (▲2.6%)	21,692 (▲1.6%)	21,599 (▲0.4%)	21,911 (1.4%)

注1)「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注2)「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注3)19年の法律改正により、22年1月以降は、21年末まで船員保険から支給されていた職務上給付（労災保険相当分）は労災保険から支給される（22年1月以降の災害に限る。）こととなりました。

注4)（ ）内は、対前年度の増減率です。（以下、図表3-2から図表3-6についても同様）

加入者1人当たりで見ると、医療費総額は195,314円であり、前年度に比べ2.9%増加しており、5年連続の増加となっています。

このうち、医療給付費は154,662円であり、前年度に比べ3.0%増加しています。その内訳は、現物給付が151,788円で、前年度に比べ3.4%増加し、現金給付費が2,874円で、前年度に比べて10.9%減少しています。

また、その他の現金給付費は、21,421円であり、前年度に比べて0.3%減少しています。保険給付費は176,083円であり、前年度に比べて2.6%増加しています。

【(図表 3-2) 加入者 1 人当たり医療費と加入者 1 人当たり保険給付費 (年金給付費を除く) の動向 [全体]】

(単位: 円)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
平均加入者数(人)	138,007	133,690	130,779	128,054	125,884	124,436
医療費総額	177,866 (▲2.6%)	183,803 (3.3%)	186,691 (1.6%)	187,709 (0.5%)	189,794 (1.1%)	195,314 (2.9%)
医療給付費 ①	140,275 (▲3.0%)	146,851 (4.7%)	148,426 (1.1%)	148,411 (▲0.0%)	150,089 (1.1%)	154,662 (3.0%)
現物給付	136,998 (▲3.4%)	143,296 (4.6%)	145,558 (1.6%)	145,418 (▲0.1%)	146,863 (1.0%)	151,788 (3.4%)
現金給付費 (注 1)	3,277 (16.3%)	3,556 (8.5%)	2,868 (▲19.3%)	2,993 (4.3%)	3,226 (7.8%)	2,874 (▲10.9%)

その他の現金給付費 (注 2) ②	25,733 (▲14.0%)	22,377 (▲13.0%)	20,127 (▲10.1%)	20,984 (4.3%)	21,493 (2.4%)	21,421 (▲0.3%)
----------------------	--------------------	--------------------	--------------------	------------------	------------------	-------------------

①+②	166,009 (▲4.9%)	169,229 (1.9%)	168,554 (▲0.4%)	169,394 (0.5%)	171,581 (1.3%)	176,083 (2.6%)
-----	--------------------	-------------------	--------------------	-------------------	-------------------	-------------------

注 1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注 2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注 3) 19 年の法律改正により、22 年 1 月以降は、21 年末まで船員保険から支給されていた職務上給付 (労災保険相当分) は 労災保険から支給される (22 年 1 月以降の災害に限る。) こととなりました。

医療費及び保険給付費 (年金給付を除く) のうち、職務外の事由に関する給付、下船後の療養補償及び職務上の事由による上乘せ給付等に関する給付並びに経過的な職務上の事由による給付の内訳は、それぞれ図表 3-3、図表 3-4 及び図表 3-5 のとおりです。

【(図表 3-3) 職務外の事由に関する給付】

(単位: 百万円)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
医療費総額	22,256 (-)	22,714 (2.1%)	22,509 (▲0.9%)	22,208 (▲1.3%)	22,117 (▲0.4%)	22,602 (2.2%)
医療給付費 ①	17,068 (-)	17,774 (4.1%)	17,504 (▲1.5%)	17,176 (▲1.9%)	17,119 (▲0.3%)	17,544 (2.5%)
現物給付	16,654 (-)	17,340 (4.1%)	17,167 (▲1.0%)	16,814 (▲2.1%)	16,778 (▲0.2%)	17,219 (2.6%)
現金給付費 (注 1)	414 (-)	434 (4.8%)	337 (▲22.2%)	362 (7.3%)	341 (▲5.9%)	325 (▲4.7%)

その他の現金給付費 (注 2) ②	2,559 (-)	2,438 (▲4.7%)	2,230 (▲8.5%)	2,324 (4.2%)	2,369 (1.9%)	2,323 (▲1.9%)
----------------------	--------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	------------------

①+②	19,626 (-)	20,212 (3.0%)	19,735 (▲2.4%)	19,500 (▲1.2%)	19,488 (▲0.1%)	19,867 (1.9%)
-----	---------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------

注 1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注 2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

【(図表 3-4) 下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付】

(単位：百万円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
医療費総額	1,947 (-)	1,653 (▲15.1%)	1,771 (7.1%)	1,709 (▲3.5%)	1,704 (▲0.3%)	1,628 (▲4.5%)
医療給付費①	1,947 (-)	1,653 (▲15.1%)	1,771 (7.1%)	1,709 (▲3.5%)	1,704 (▲0.3%)	1,628 (▲4.5%)
現物給付	1,925 (-)	1,634 (▲15.1%)	1,735 (6.2%)	1,688 (▲2.7%)	1,640 (▲2.9%)	1,597 (▲2.6%)
現金給付費(注1)	23 (-)	20 (▲12.9%)	36 (82.0%)	21 (▲41.6%)	64 (208.2%)	31 (▲51.9%)

その他の現金給付費 (注2)②	92 (-)	138 (50.0%)	151 (9.7%)	129 (▲14.9%)	160 (24.0%)	188 (17.7%)
--------------------	-----------	----------------	---------------	-----------------	----------------	----------------

①+②	2,039 (-)	1,791 (▲12.2%)	1,922 (7.3%)	1,838 (▲4.4%)	1,864 (1.4%)	1,816 (▲2.6%)
-----	--------------	-------------------	-----------------	------------------	-----------------	------------------

注1) 「現金給付費」は、医療に係る現金給付である療養費(一部負担額相当額の支払を含む)及び移送費に限っています。
(図表 3-5 についても同様)

注2) 「その他の現金給付費」は、休業手当金です。

【(図表 3-5) 経過的な職務上の事由による給付(注1)】

(単位：百万円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
医療費総額	344 (-)	205 (▲40.3%)	136 (▲33.8%)	120 (▲11.9%)	71 (▲40.8%)	74 (4.6%)
医療給付費①	344 (-)	205 (▲40.3%)	136 (▲33.8%)	120 (▲11.9%)	71 (▲40.8%)	74 (4.6%)
現物給付	328 (-)	183 (▲44.1%)	134 (▲27.0%)	119 (▲10.9%)	70 (▲41.5%)	72 (3.4%)
現金給付費	16 (-)	22 (39.2%)	2 (▲90.6%)	0 (▲81.9%)	1 (184.8%)	2 (81.8%)

その他の現金給付費 (注2)②	901 (-)	416 (▲53.8%)	251 (▲39.8%)	234 (▲6.5%)	177 (▲24.5%)	154 (▲12.8%)
--------------------	------------	-----------------	-----------------	----------------	-----------------	-----------------

①+②	1,245 (-)	621 (▲50.1%)	386 (▲37.8%)	354 (▲8.4%)	248 (▲30.0%)	228 (▲7.8%)
-----	--------------	-----------------	-----------------	----------------	-----------------	----------------

注1) 「経過的な職務上の事由による給付」とは、21年12月以前の職務上の事由による傷病手当金や障害年金等の給付については、19年の法律改正前の船員保険法に基づく給付であるため、経過的に協会から支給しているものです。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料の合計です。

2. 年金給付費の動向

27年度の年金給付費は41億円であり、前年度と比べて2.4%減少しています。受給権者数は2,230人であり、前年度に比べて0.9%減少しています。

【(図表 3-6) 年金給付費の動向】

(年金給付費：百万円、受給権者数：人)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
年金給付費(注1)	4,507 (▲0.2%)	4,289 (▲4.8%)	4,277 (▲0.3%)	4,341 (1.5%)	4,238 (▲2.4%)	4,138 (▲2.4%)
受給権者数(注2)	2,311 (1.0%)	2,309 (▲0.1%)	2,283 (▲1.1%)	2,271 (▲0.5%)	2,250 (▲0.9%)	2,230 (▲0.9%)

注1) 年金給付費は、障害手当金、遺族一時金等の各種一時金を含めています。なお、27年度の年金給付費のうち、19年雇用保険法等の一部を改正する法律による改正後の船員保険法に基づく年金給付費は10,671万円であり、そのうち障害年金と遺族年金の年金給付費は2,443万円です。

注2) 受給権者数は、各年度末における障害年金及び遺族年金の受給権者の合計です。なお、27年度の受給権者のうち、19年雇用保険法等の一部を改正する法律による改正後の船員保険法に基づく受給権者数は17人となっています。

第4章 船員保険財政の動向と保険料率の決定

1. 平成28年度保険料率決定までの動き

(1) 保険料率のこれまでの状況について

船員保険事業が協会に移管されて以降、疾病保険料率については、24年度、25年度に上げを行いました。被保険者負担分については、19年の法律改正時の特例措置において、「被保険者の負担を軽減するため必要があるときは、期間を定めて、準備金から繰入れを行うことにより、疾病保険料率から0.5%までの範囲内で協会が定める率を控除することができる」と規定されていることから、被保険者負担分の引上げ率と同率を加えた控除率とすることにより、被保険者負担率を据え置いてきました。

船舶所有者負担分についても、疾病保険料率の引上げ率と同率の災害保健福祉保険料率の引下げを行ったことで、船員保険の保険料率全体での負担率を据え置いてきました。(図表4-1参照)

【(図表4-1) 保険料率の推移】

	21～23年度	24年度	25～27年度
疾病保険料率	9.40%	9.80%	10.10%
被保険者負担分	4.70%	4.90%	5.05%
被保険者負担率	4.55%	4.55%	4.55%
控除率	0.15%	0.35%	0.50%
船舶所有者負担分	4.70%	4.90%	5.05%
災害保健福祉保険料率	1.40%	1.20%	1.05%
船舶所有者負担分	1.40%	1.20%	1.05%
保険料率合計	10.80%	11.00%	11.15%
被保険者負担分	4.70%	4.90%	5.05%
被保険者負担率	4.55%	4.55%	4.55%
控除率	0.15%	0.35%	0.50%
船舶所有者負担分	6.10%	6.10%	6.10%

(2) 28年度における保険料率の方向性 (27年11月時点)

27年11月16日に開催された第29回船員保険協議会において、次のi)～iii)の方向性について了承されました。

i) 疾病保険料率について (P.13参照)

近年、平均標準報酬月額が増加傾向にあること等の影響もあり、27年度の保険料率を据え置いた場合、28年度の単年度収支差は約40億円の黒字であり、中期的収支見通しにおいても32年度までは継続して黒字となる見通しです。

しかし、当該黒字は、収入において被保険者の保険料負担軽減のため、準備金から約15億円を繰り入れるとしたうえでのものであり、当該繰入れを除くと、28年度の収支差は約24億

円に留まり、中期的収支見通しで見た場合には、31年度以降は単年度赤字となる見込みです。

さらに、

- ① 医療費そのものは、高齢化の進展や医療の高度化等により、今後も増加していくことが見込まれます。近年の実績をみても一貫して増加傾向にあります。その幅にはバラつきがあり、今後も、予期せず医療費が急増するリスクがあります。
- ② 拠出金は、他制度の医療費を負担するという性質上、その拠出額は国（社会保険診療報酬支払基金）から示されるものであり、協会において今後の拠出額を正確に見込むことは困難ですが、ベースとなる医療費は他制度においても増加しており、特に、高齢化の進展に伴い、後期高齢者の医療費は、今後、ますます増加していくと考えられます。26年度及び27年度の拠出金は対前年度で減少していますが、今後も、予期せず拠出金が急増するリスクがあります。

○主な拠出金の推移

(単位：億円)

[①前期高齢者納付金]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
概算額	43	46	46	46	44	45
(対前年度比)	-	(+ 3)	(+ 0)	(△ 0)	(△ 2)	(+ 1)
精算額*	△ 3	△ 3	△ 1	△ 5	△ 6	△ 7
(対前年度比)	-	(△ 0)	(+ 2)	(△ 4)	(△ 2)	(△ 1)
合計	40	43	45	41	38	38
(対前年度比)	-	(+ 3)	(+ 3)	(△ 4)	(△ 3)	(△ 0)

[②後期高齢者支援金]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
概算額	62	64	67	68	68	70
(対前年度比)	-	(+ 3)	(+ 2)	(+ 1)	(+ 1)	(+ 1)
精算額*	△ 5	△ 3	△ 2	△ 4	△ 5	△ 6
(対前年度比)	-	(+ 2)	(+ 1)	(△ 2)	(△ 1)	(△ 1)
合計	56	62	65	64	64	64
(対前年度比)	-	(+ 5)	(+ 3)	(△ 1)	(△ 0)	(+ 0)

[①+②]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
概算額	104	110	113	114	113	115
(対前年度比)	-	(+ 6)	(+ 3)	(+ 1)	(△ 1)	(+ 2)
精算額*	△ 8	△ 6	△ 3	△ 9	△ 11	△ 13
(対前年度比)	-	(+ 2)	(+ 3)	(△ 6)	(△ 2)	(△ 2)
合計	96	104	110	105	102	102
(対前年度比)	-	(+ 8)	(+ 6)	(△ 5)	(△ 3)	(+ 0)

※拠出金は、当年度分を見込みにより概算納付し、2年後に確定額と概算額の差額を精算している。

- ③ 27年5月に成立した医療保険制度改革に伴う財政影響は試算に含めていますが、個人または保険者による予防・健康づくりの促進や負担の公平化などが患者の受療行動等に及ぼす影響が不透明です。
- ④ 28年度以降の診療報酬改定が及ぼす影響が不透明です。

以上のことから、船員保険の財政状況は、現時点では比較的安定してきてはいるものの、中長期的な観点から慎重な財政運営を図る必要があり、28年度の保険料率は、現行と同率の10.10%とします。

ii) 災害保健福祉保険料率について (P. 14 参照)

27年度の保険料率を据え置いた場合、28年度の単年度収支差は約2億円の赤字が見込まれますが、27年度末の準備金残高が約172億円見込まれることを踏まえれば、仮に赤字が発生した場合には準備金を取り崩すことにより対応することとし、28年度の保険料率は、現行と同率の1.05%とします。

iii) 介護保険料率について

年末に国から示される介護納付金の額及び介護保険第2号被保険者の総報酬額により、機械的に算出されるものであり、28年度は1.69%になる見込み^(注)です。

(注) 平成28年度介護保険料率は、1.68%

(3) 28年度における保険料率の決定

27年11月の船員保険協議会での審議と12月に閣議決定された政府予算案を踏まえ、28年1月21日に開催された第30回船員保険協議会に、28年度の保険料率についての案(図表4-2)を当該保険料率を前提に作成した収支見込み(図表4-3)と併せて提出し、了承されました。

なお、当該保険料率案は、28年1月29日に開催された第73回運営委員会の議を経て、厚生労働大臣に対して認可申請を行い、28年2月8日付で認可されました。

【(図表4-2)】

平成28年度船員保険の保険料率(案)

以下のとおり、保険料率を3月分(4月納付分)から変更する。但し、疾病任意継続被保険者については4月分(4月納付分)から変更する。

1. 一般保険料率 (平成27年度)					1. 一般保険料率 (平成28年度)				
(単位: %)					(単位: %)				
	被保険者負担率	控除率 ^(注)	船舶所有者負担率	計		被保険者負担率	控除率 ^(注)	船舶所有者負担率	計
疾病保険料率	4.55	0.50	5.05	10.10	疾病保険料率	4.55	0.50	5.05	10.10
災害保健福祉保険料率	-		1.05	1.05	災害保健福祉保険料率	-		1.05	1.05
合計	4.55	0.50	6.10	11.15	合計	4.55	0.50	6.10	11.15
※特定保険料率: 3.19%、基本保険料率: 6.41% > 疾病任意継続被保険者 ⇒ 9.93% (疾病9.60%(0.5%控除後) + 災害0.33%) > 独立行政法人等被保険者 ⇒ 災害 0.33% > 後期高齢者医療被保険者 ⇒ 災害 0.88% (注) 被保険者保険料負担軽減措置による控除率である。					※特定保険料率: 2.84%、基本保険料率: 6.76% > 疾病任意継続被保険者 ⇒ 9.93% (疾病9.60%(0.5%控除後) + 災害0.33%) > 独立行政法人等被保険者 ⇒ 災害 0.33% > 後期高齢者医療被保険者 ⇒ 災害 0.88% (注) 被保険者保険料負担軽減措置による控除率である。				
2. 介護保険料率 (単位: %)					2. 介護保険料率 (単位: %)				
	被保険者負担率	船舶所有者負担率	計			被保険者負担率	船舶所有者負担率	計	
介護保険料率	0.835	0.835	1.67		介護保険料率	0.84	0.84	1.68	

【(図表 4-3) 28 年 1 月時点における収支見込み】

船員保険の収支見込み(疾病保険分)

(現行保険料率を据え置いた場合の試算)

(単位:百万円)

		26年度 (決算)	27年度	28年度	備考	
収 入	保 險 料 収 入	29,494	30,162	30,573	疾病保険料率:9.6% (被保険者負担軽減分(0.5%)控除後)	
	国 庫 補 助 等	2,988	2,960	2,941		
	雑 収 入 等	115	96	88		
	準 備 金 戻 入	1,534	1,564	1,587		被保険者負担軽減分:0.5%
	計	34,130	34,782	35,190		
支 出	保 險 給 付 費	19,515	19,874	19,711	[平成28年度基礎係数] 被保険者数 58,164人(▲0.2%) 加入者数 122,520人(▲1.5%) 平均標準報酬月額 409,389円(1.6%) 加入者1人当たり保険給付費 161,084円(0.9%) 注:()内は対前年度比	
	前 期 高 齢 者 納 付 金	4,101	3,780	3,180		
	後 期 高 齢 者 支 援 金	6,397	6,382	6,274		
	老 人 保 健 拠 出 金	0	0	0		
	退 職 者 給 付 拠 出 金	1,167	654	485		
	病 床 転 換 支 援 金	-	-	0		
	保 險 給 付 等 業 務 経 費	64	98	89		
	レ セ プ ト 業 務 経 費	15	18	16		
	そ の 他 業 務 経 費	17	33	39		
	一 般 管 理 費	411	479	535		
	雑 支 出 等	108	113	112		
計	31,796	31,431	30,442			
単 年 度 収 支 差		2,334	3,351	4,747		
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 の ため の 繰 入 額 を 除 いた 収 支 差		800	1,787	3,160		
準 備 金 残 高		22,824	24,611	27,771		
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		14,829	13,289	11,723		
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分 を 除 く		7,995	11,322	16,048		

船員保険の収支見込み(災害保健福祉保険分)

(現行保険料率を据え置いた場合の試算)

(単位:百万円)

		26年度 (決算)	27年度	28年度	備考
収 入	保 險 料 収 入	3,166	3,217	3,266	災害保健福祉保険料率:1.05%
	国 庫 補 助 等	42	16	174	
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	663	297	186	
	雑 収 入 等	79	65	60	
	計	3,950	3,595	3,686	
支 出	保 險 給 付 費	1,991	2,036	1,944	[平成28年度基礎係数] 被保険者数 58,164人(▲0.2%) 平均標準報酬月額 409,389円(1.6%) 注:()内は対前年度比
	保 險 給 付 等 業 務 経 費	33	37	35	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	5	6	6	
	保 健 事 業 経 費	443	589	642	
	福 祉 事 業 経 費	434	614	565	
	そ の 他 業 務 経 費	5	10	8	
	一 般 管 理 費	400	468	1,079	
	雑 支 出 等	8	12	11	
	計	3,319	3,771	4,289	
単 年 度 収 支 差		631	▲ 176	※ ▲ 603	
準 備 金 残 高		17,437	17,261	16,658	

※ 災害保健福祉保険分の28年度単年度収支差について、27年11月時点では約2億円の赤字を見込んでいたものが、28年1月時点では約6億円の赤字になっているのは、マイナンバー制度に対応するためのシステム開発費用を一般管理費に新たに計上したことによるもの。

【(参考) 27年11月時点における収支見込み】

船員保険の収支見込み(疾病保険分)

(現行保険料率を据え置いた場合の暫定試算)

(単位:百万円)

	26年度 (決算)	27年度		28年度 27年8月時点での見込み	備考
		27年8月時点での見直し			
収入	保険料収入	29,494	30,075	30,332	疾病保険料率:9.6% (被保険者負担軽減分(0.5%)控除後)
	国庫補助等	2,988	2,960	2,960	
	雑収入等	115	107	96	
	準備金戻入	1,534	1,559	1,574	被保険者負担軽減分:0.5%
	計	34,130	34,701	34,962	
支出	保険給付費	19,515	19,552	19,534	【平成28年度基礎係数】
	前期高齢者納付金	4,101	3,780	3,775	
	後期高齢者支援金	6,397	6,382	6,411	加入者数 122,283人(▲1.6%)
	老人保健拠出金	0	0	0	平均標準報酬月額 406,062円(1.1%)
	退職者給付拠出金	1,167	654	474	加入者1人当たり給付費 159,747円(1.5%)
	保険給付等業務経費	64	98	98	
	レセプト業務経費	15	18	18	
	その他業務経費	17	33	33	
	一般管理費	411	479	479	注:()内は対前年度比
	雑支出等	108	112	118	
計	31,796	31,108	30,939		
単年度収支差	2,334	3,593	4,023		
被保険者保険料負担軽減のための繰入額を除いた収支差	800	2,034	2,449		
準備金残高	22,824	24,858	27,306		
被保険者保険料負担軽減分	14,829	13,270	11,695		
被保険者保険料負担軽減分を除く	7,995	11,588	15,611		

船員保険の中期的収支見通し (疾病部門)

(単位:百万円)

区分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
収入	保険料収入	29,879	29,370	28,830	28,277	27,716
	国庫補助等	2,959	2,959	2,959	2,959	2,959
	その他	1,638	1,606	1,572	1,539	1,507
	計	34,477	33,934	33,362	32,775	32,182
支出	保険給付費	19,830	19,963	20,112	20,291	20,369
	拠出金等	11,632	11,560	11,593	11,599	11,721
	業務経費等	749	748	747	746	745
	計	32,211	32,272	32,452	32,636	32,835
単年度収支差	2,265	1,662	910	140	▲654	
被保険者保険料負担軽減のための繰入額を除いた収支差	714	137	▲588	▲1,329	▲2,094	
準備金残高	28,021	28,158	27,570	26,241	24,147	
被保険者保険料負担軽減分	10,144	8,619	7,121	5,652	4,212	
被保険者保険料負担軽減分を除く	17,876	19,539	20,449	20,589	19,935	

船員保険の収支見込み(災害保健福祉保険分)

(現行保険料率を据え置いた場合の暫定試算)

(単位:百万円)

		26年度 (決算)	27年度	28年度	備考
			27年8月時点での見直し	27年8月時点での見込み	
収 入	保 險 料 収 入	3,166	3,207	3,237	災害保健福祉保険料率:1.05%
	国 庫 補 助	42	16	13	
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	663	297	191	
	雑 収 入 等	79	72	65	
	計	3,950	3,592	3,505	
支 出	保 險 給 付 費	1,991	2,062	1,968	[平成28年度基礎係数] 被保険者数 58,181人(▲0.1%) 平均標準報酬月額 406,062円(1.1%) 注:()内は対前年度比
	保 險 給 付 等 業 務 経 費	33	37	37	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	5	6	6	
	保 健 事 業 経 費	443	589	589	
	福 祉 事 業 経 費	434	636	580	
	そ の 他 業 務 経 費	5	10	10	
	一 般 管 理 費	400	468	468	
	雑 支 出 等	8	11	11	
計	3,319	3,818	3,668		
単 年 度 収 支 差		631	▲ 225	▲ 163	
準 備 金 残 高		17,437	17,212	17,049	

船員保険の中期的収支見通し (災害保健福祉部門)

(単位:百万円)

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
		収 入	保 險 料 収 入	3,189	3,135	3,078
福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	152		123	100	81	65
国 庫 補 助 等	13		13	13	13	13
そ の 他	59		55	51	49	47
計	3,413		3,325	3,241	3,161	3,085
支 出	保 險 給 付 費	1,994	2,007	2,015	2,024	2,029
	業 務 経 費 等	1,716	1,716	1,716	1,715	1,715
	計	3,710	3,723	3,730	3,739	3,745
単 年 度 収 支 差		▲ 297	▲ 398	▲ 489	▲ 578	▲ 660
準 備 金 残 高		16,752	16,354	15,865	15,287	14,626

2. 平成 27 年度の決算の状況

27年度の決算では、船員保険の収入は約475億円、支出は約435億円であり、収支差は約40億円となりました。

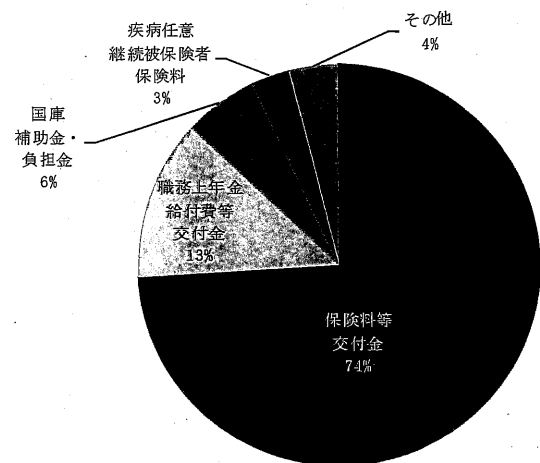
収入の主な内訳は、保険料等交付金が約354億円、疾病任意継続被保険者保険料が約13億円、国庫補助金・負担金が約30億円、職務上年金給付費等交付金が約61億円であり、この他に被保険者の保険料負担の軽減を図るための準備金からの取崩しが約16億円計上されています。

一方、支出の主な内訳は、保険給付費が約261億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が約108億円、介護納付金が約31億円、業務経費・一般管理費が約32億円となっています。

船員保険の財政状況は、近年比較的安定してきていますが、収入面においては、毎年度、準備金から一定額を取り崩すことを前提としていることや、加入者1人当たりの医療費が増加傾向にあること等に鑑みれば、船員保険事業について、安定した運営を実現、確保していくためには、各種指標の動向等も見極めながら、引き続き、中長期的な観点から慎重な財政運営を図っていく必要があります。

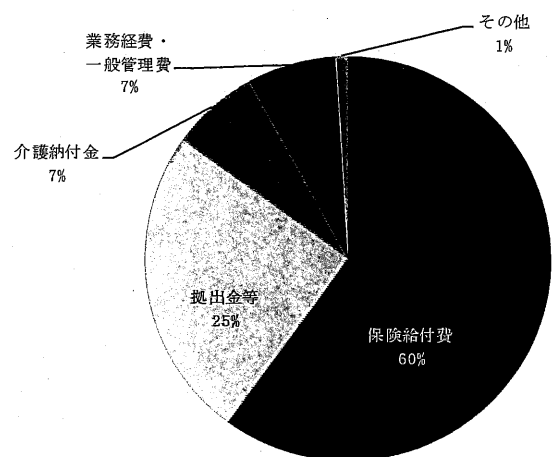
【(図表4-4) 27年度 船員保険勘定決算の収入の概要】

収入計	475 億円
保険料等交付金	354 億円
疾病任意継続被保険者保険料	13 億円
国庫補助金・負担金	30 億円
職務上年金給付費等交付金	61 億円
その他	17 億円



【(図表4-5) 27年度 船員保険勘定決算の支出の概要】

支出計	435 億円
保険給付費	261 億円
拠出金等	108 億円
介護納付金	31 億円
業務経費・一般管理費	32 億円
その他	3 億円

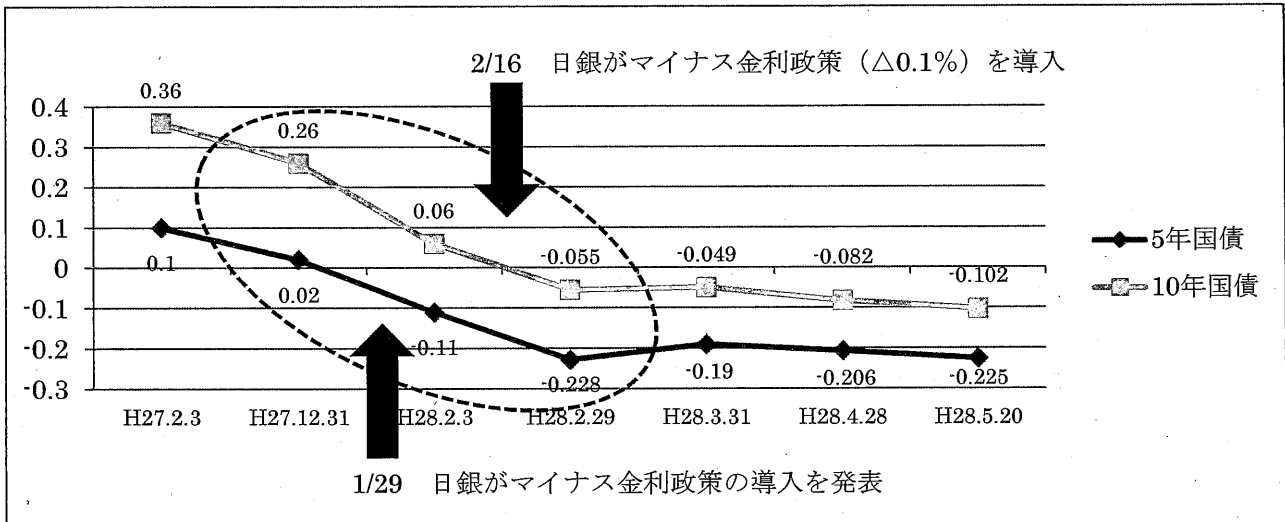


3. 船員保険勘定準備金の金銭信託について

22年6月から準備金の一部を金銭信託により運用しました。具体的には、四半期ごとに約15億円の5年国債を購入し満期保有後、その償還された資金で新たに5年国債を購入（5年ラダー型持ち切り運用）しており、27年度の運用収益は約0.7億円でした。

なお、28年2月から導入された日銀のマイナス金利政策の影響により、日本国債の利回りが0%以下まで低下しました。持ち切り運用の場合、マイナス利回りの国債を購入すると、購入時点で損失が確定することから、28年3月に償還された資金については、金銭信託を一部解約しました。

【(図表 4-6) 直近の金利動向】



第5章 船員保険事業の概況

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

医療保険の保険者は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画である「データヘルス計画」を策定し、実施することが求められています。

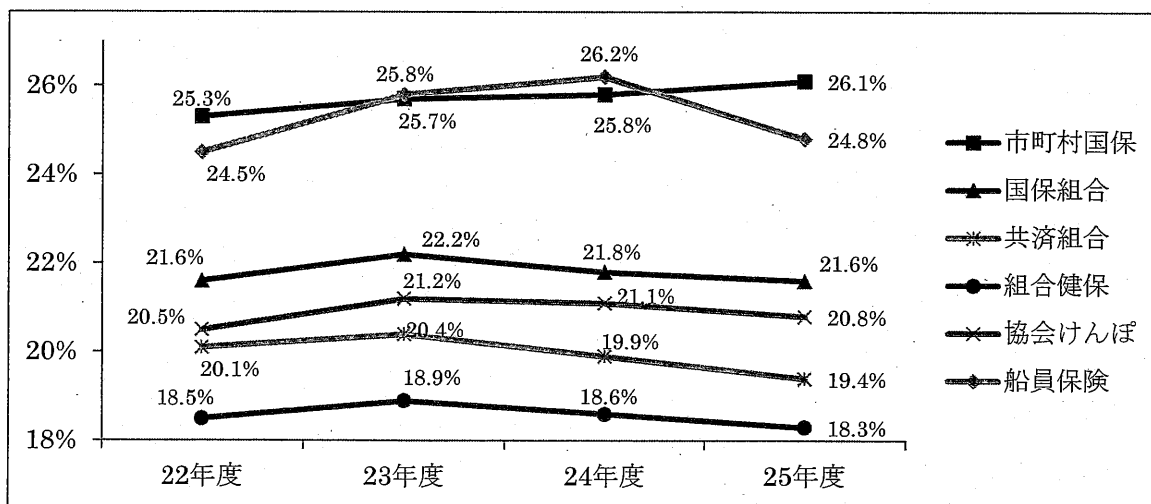
船員保険の「データヘルス計画」を策定するに当たって、健診結果データ等の分析を行った結果、船員保険には、①他の医療保険者に比べて、メタボリックシンドロームの保有率が高い、②国民全体と比べて、喫煙率が高いという特徴があることが確認されました。

このため、今後3年間の計画期間（27年度～29年度）において、被保険者のメタボリックシンドロームの保有率及び喫煙率の減少を目指した取組みを推し進め、加入者に、健康診断等の受診や健康意識そのものの醸成、メタボリックシンドロームの予防・重症化防止、禁煙の重要性を理解していただけるよう、船舶所有者や関係団体と協働して、健康づくりを積極的に支援することとした「船員保険データヘルス計画」を26年度に策定し、27年度は、初年度の取組みとして、喫煙率を減少させるための取組みを中心に実施しました。

また、これに加えて、船員保険の運営状況について理解を深めていただくとともに、船員保険をより身近に感じていただけるよう、情報提供や広報の充実に努めました。

さらに、加入者の負担を軽減し、効率的な医療の提供を図るため、ジェネリック医薬品の使用促進に関する取組みを強化するとともに、レセプト点検では、自動点検システムを本格稼働し、医療費の適正化に向けて、東京支部との連携の下、その効果的な実施を図りました。

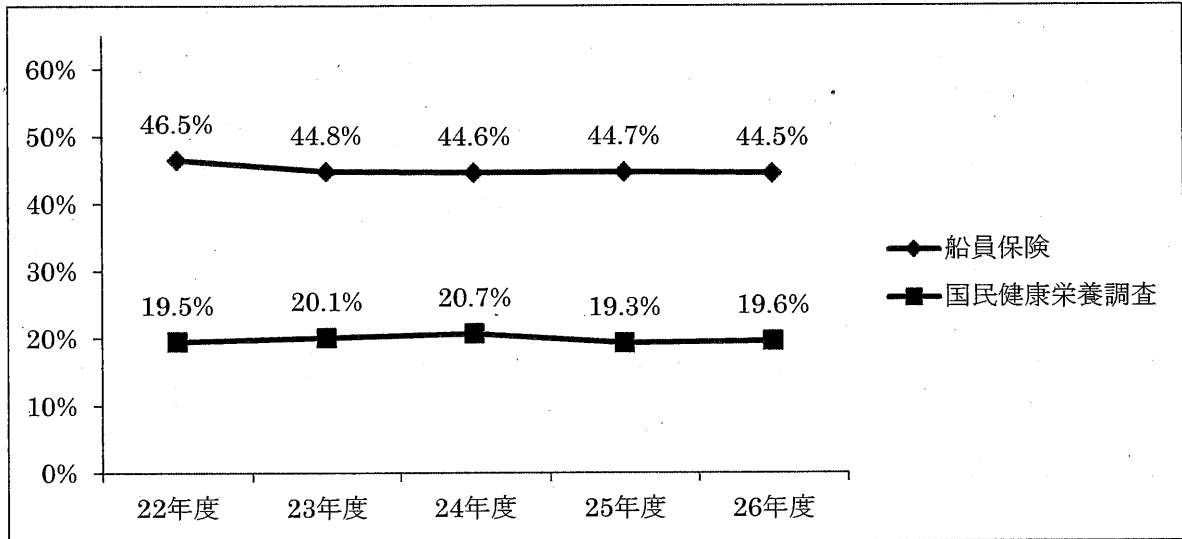
【(図表 5-1) 各医療保険者における特定健診受診者のメタボリックシンドローム該当者の割合】



《調査対象年齢》40～70歳の被保険者、被扶養者のデータを使用し算出

《データ出典》22年度～24年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況（厚生労働省ホームページ）

【(図表 5-2) 国民全体と船員保険被保険者の喫煙率の比較】



<<調査対象年齢>>
 国民健康栄養調査 (20歳以上の被調査者)
 船員保険 (35歳～74歳の被保険者)

<<データ出典>>
 国民健康・栄養調査
 船員保険

(2) 情報提供・広報の充実

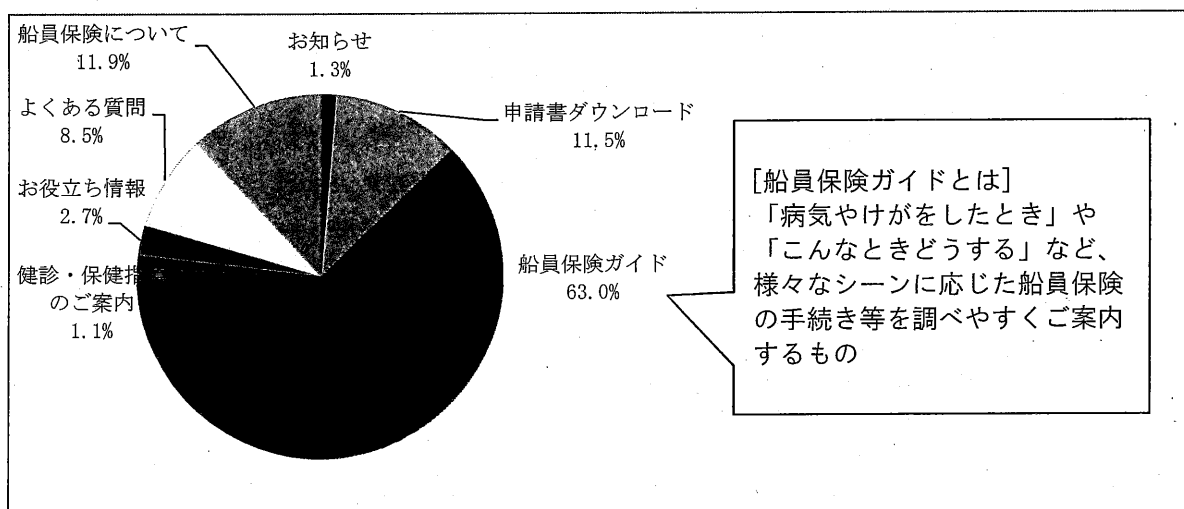
加入者や船舶所有者への情報提供・広報については、ホームページやメールマガジン、さらには関係団体の機関誌等を活用し、時宜を得た情報提供ときめ細かな広報活動に努めました。

ホームページの利用状況については、27年度の総アクセス件数は、1,135,105件（月平均で約95,000件）となっており、26年度に比べて約30%増加しました。

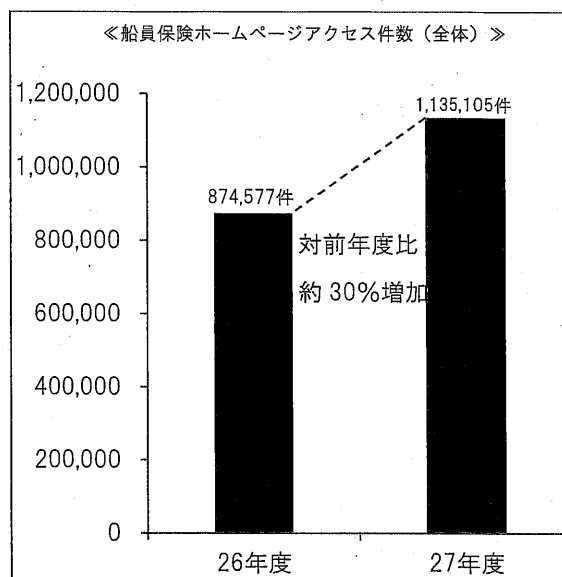
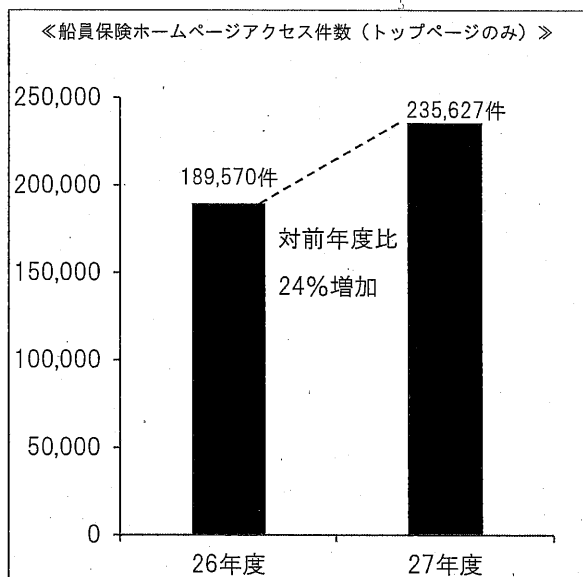
なお、アクセスの内訳として、船員保険制度の内容や利用方法等を説明した「船員保険ガイド」が全体の63%を占めており、その中でも、具体的な場面ごとにおける船員保険の利用方法を説明した「こんなときどうする」のアクセス件数が多数でした。

また、ホームページでは、その他にも28年度制度改正に伴う傷病手当金及び出産手当金等の変更点に関する事、無線医療助言事業や保養事業等の福祉事業に関する事など、加入者や船舶所有者に役立つ情報を提供しました。

【(図表 5-3) 船員保険ホームページの利用状況 [アクセスの内訳]】



【(図表 5-4) 船員保険ホームページアクセス件数 [27年4月~28年3月]】



メールマガジン会員数は、432人(27年5月末現在)となっており、27年度においては、4月から6月までの間に3回の配信を行いました。

メールマガジンは、毎月、第一営業日を配信日として、加入者や船舶所有者へ、折々における船員保険の取組みや各種事務手続き、また、健康づくりに関する情報をお届けしていましたが、6月に発生した協会の職員端末の外部との不審な通信への対応(詳細については巻末の参考資料を参照)に伴う協会と外部とのネットワーク遮断により、27年6月以降メールマガジンの配信を一時休止しています。

なお、メールマガジンは、加入者や船舶所有者と直接つながる有効なツールであり、外部ネットワークの再開後は、新規登録件数の拡大に努めます。

このほか、インターネットを利用されない加入者や船舶所有者を含め、幅広く広報を実施するため、次のi)からvi)までの取組みを行いました。

今後とも、加入者や船舶所有者の視点に立ったわかりやすい広報を心がけ、様々な広報媒体を活用しながら情報発信力を強化してまいります。

i) 「船員保険のしおり」の配付

25年度から、保険証をお送りする際に、船員保険の給付内容等について説明した、保険証と一緒に携帯できる大きさのリーフレット「船員保険のしおり」を同封しており、27年度は約51,000名に配付しました。

【船員保険のしおり(27年3月版) <抜粋>】

平成27年3月号

船員保険のしおり

病気やけがをされたときは、病院や診療所・薬局の窓口で、船員保険被保険者証を提示いただき、一定割合の自己負担をお支払いいただくことで、必要な医療等が受けられます。

なお、異常な経過・出汗や美容整形、健康診断など病気とみなされない場合は、船員保険はご使用いただけません。

義務教育以前	2割
義務教育以後 70歳未満	3割
70歳以上 (高齢受給者)	高齢受給者割でご負担ください

全国健康保険協会 船員保険部

http://www.kyokai-nippon.co.jp/

船員保険の健康診断

船員保険では、加入者の皆様に健康な生活を送っていただくために毎年健康診断を実施しております。

年に一度の自己負担の負担を軽減する機会として是非ご利用ください。

船員保険が健康診断の一部を補助しているため、お持ちの費用で受診いただくことができます。

ご本人の健診 (35～74歳の被保険者)

生活習慣病予防健診
(一般健診、認知健診、総合健診)

ご家族の健診 (40～74歳の被扶養者)

生活習慣病予防健診 又は 特定健康診査
※健診費用、検査項目等については、受診券と一緒に配付されるパンフレットによりご確認ください。

特定保健指導について

健診の結果、生活習慣の改善が必要な方は、保健師等からアドバイスを受けながら生活習慣を改善するためのサポートを受けることができますので、ご利用ください。

船員保険の選定事業は、一般財団法人船員保険会に業務委託して実施しております。

健診に関するお問い合わせは
船員保険情報センター(045-335-3931)まで

傷病手当金

●職務外の事由による病気やけがの療養のため、仕事を休まれ、給与が受けられないとき
1日につき、標準報酬月額(3分の2)の金額が、1日目から3年までの期間内で支給されます。

休業手当金

●職務上の事由による病気やけがの療養のため、仕事を休まれ、給与が受けられないとき
次の期間について支給されます。
①最初の3日間
②4日目～4か月間
③療養を中断した日から1年6か月を経過した日以後
※4月以降については労災保険から休業(補償)給付を受けているか、異なることが要件となります。
※さらに、一定の条件を満たされたときは、船員保険から休業(補償)給付も併せて支給されます。

障害年金・障害手当金、遺族年金・遺族一時金

●職務上の事由による病気やけがにより労災保険の障害(補償)年金や遺族(補償)年金等を受けていらっしゃる方で、その率が一定の水準を下回る場合
労災保険の上乗せ給付として、年金または一時金が支給されます。
※さらに、一定の条件を満たされたときは、船員保険から障害特別支給金(又は遺族特別支給金)や(障害特別支給金)が併せて支給されます。

下船後の療養補償

●乗船中(原則として船内)に、職務外の事由による病気やけがをされたとき
下船日(の直前)を受けられる状態になった日)から3か月後に当たる日の前日の属する月の末(下船後の療養補償の終了年月日)までの間は、医療機関等に「船員保険療養補償届出書」を提出いただくことにより、自己負担なしで療養を受けることができます。
下船後の療養補償の終了年月日後は、窓口負担割合1割～3割をお支払いいただく必要がございます。

<ご注意ください>
■次のような場合は「乗船中」に当たらないことから、下船後の療養補償の対象にはなりません。

●下船前から医療機関等で療養を受けている病気やけが
●自己で発生した病気やけが
●乗船中の医療機関でなかった期間について、下船後に療養を受けられる場合

■乗入船舶待機中に発生したものであっても「乗船中」でないものは原則として対象外となります。
■乗入(出港)直前に乗船中の乗客は、乗船待機中・航行している船舶(乗入船舶)の乗客(乗客)として扱われ、その間に発生したものに限り対象となります。
■乗船中の病気やけがについては「船員保険療養補償届出書」を提出いただく必要があります。また乗客に発生した乗客給付請求手続きを依頼いたします。

船員保険の疾病任意継続

退職により資格を喪失された場合であっても、一定の条件を満たされると、継続して船員保険に加入いただけます。

疾病任意継続被保険者となるための条件

- 退職時点で、船員保険の被保険者年数(疾病任意継続被保険者年数)の期間を含まないが継続して2か月以上あること
- 退職日の翌日から20日以内(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)に申請いただくこと

被保険者期間

疾病任意継続被保険者の加入期間が最長で2年間で、次の日から開始しづらに該当する場合は、任意で開始されることはできません。

- ①加入された日から2年を経過したとき
- ②退職日、船員保険・健康保険又は扶養の被保険者となったとき
- ③医療機関を退院するまで申請しなかった場合と、その後医療給付を請求して加入されたとき

被保険者証についての留意点

●受診の際は、毎回必ず保険証を提示して受診してください。

●乗船中や送迎途中の病気やけがについては、船員保険はご利用いただけません。(労災保険が適用されます。)

●乗入船舶待機(乗入待機)による場合は、船員保険の対象となる場合とならない場合があります。(同乗の乗客・乗りの乗客を目的とした乗客(乗客)は、船員保険はご利用いただけません。)

●乗客に発生した病気やけがの療養を要する場合は、被保険者証を提示し、お持ちの費用で受診いただくことができます。

●乗客に発生した病気やけがの療養を要する場合は、被保険者証を提示し、お持ちの費用で受診いただくことができます。

●乗客に発生した病気やけがの療養を要する場合は、被保険者証を提示し、お持ちの費用で受診いただくことができます。

保険料額

保険料は、退職時の標準報酬月額により決定され、全国同一の額となります。ただし、退職時の標準報酬月額が一定額以上の方では、保険料の上乗せがあります。

なお、保険料額は、保付料金の変更等の場合を除き、原則として2年間変わりません。

配付内訳

被保険者(被扶養者)	約 41,000 部
疾病任意継続被保険者(被扶養者)	約 10,000 部
合計	約 51,000 部

ii) 「船員保険通信」の作成・配布

加入者及び船舶所有者に、船員保険の運営状況や決算状況等をできるだけわかりやすくお伝えし、船員保険を身近に感じていただくための、リーフレット「船員保険通信」を作成し、27年11月に全ての被保険者及び船舶所有者にお送りしました。

28年度からの船員保険制度の改正について

持続可能な医療保険制度を構築するため、平成28年度から医療保険の保険給付の対象となる療養の改正が実施されます。

船員保険通信

平成26年度の決算および事業のご案内

全国健康保険協会船員保険部では、船員保険の加入者の皆さまに船員保険を身近に感じていただくため、毎年1回、「船員保険通信」を発行しております。26年度の決算状況、船員保険事業の概況及び関連する情報を加入者の皆さまにお届けします。



もくじ

- ・1ページ……26年度を振り返って
- ・2ページ……26年度決算、被保険者の状況
- ・3～4ページ……26年度の船員保険事業の概況
- ・5ページ……船員保険の保険給付について
- ・6ページ……28年度からの船員保険制度の改正について

26年度を振り返って

全国健康保険協会が船員保険事業の運営を担うようになってから6年目に入りましたが、関係者の皆さまのご協力とご支援をいただき、事業運営は着実に安定してまいりました。

26年度においては、「サービスの向上のための取組み」「健康生活支援のための取組み」「医療費適正化等の取組み」の3本柱に沿って事業を進めてまいりました。

「サービス向上」に当たっては、加入者や船舶所有者の皆さまにより身近に感じていただけるよう広報の充実を図り、メールマガジンの配信を開始するとともに、27年1月から実施された「高額療養費制度の見直し」や「下船後の療養補償制度」等について、丁寧な情報提供を心がけました。また、各種現金給付の支払いや保険証の交付に当たっては、年間を通して、目標とする日数以内での処理を実現することができました。

「健康生活支援のための取組み」については、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を目指して、引き続き、健診等の実施体制の拡充・工夫や健診等を利用する際の手続きの簡素化及び費用負担の軽減等の取組みを推進しました。

また、国から各医療保険者に対し、医療費のデータ等の分析に基づき、加入者の健康保持増進のための事業計画として、「データヘルス計画」を作成・公表し、その実現を図るよう求められたところです。船員保険においても「データヘルス計画」を策定し、加入者の皆さまの健康づくりを積極的に支援、促進していくこととしています。

「医療費適正化等の取組み」については、引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進や、被扶養者資格の再確認を行うとともに、レセプト点検の実施に当たって、点検対象とすべきレセプトを自動的に抽出するシステムの開発・導入を進め、その効果的な実施を図る等の取組みを行いました。

27年度においては、前述した取組みを推進することに加えて、「データヘルス計画」に基づく取組みを着実に実施することを通じて、加入者の皆さまの健康づくりを効果的に支援、促進するよう努めてまいります。

今後とも、船員労働の特殊性を踏まえつつ、加入者や船舶所有者の皆さまの視点に立って事業運営を行ってまいりますので、ご理解、ご支援の程、よろしくお願いたします。

の自己負担額が、平成28年4月から

（入置かれます。）

を払うこととなっています。外来の機能

療の自己負担を支払う仕組みが導入

の121万円(47等級)の上位に3等級

抜出する基礎になる標準費与額の年間

1,235千円未満

1,295千円未満

1,355千円未満

結算開始日の属する月以前の直近の概

算となります。

応えるため、患者からの申出を起点と

口機能を有する特定機能病院(全国

後、原則6週間の間に、患者申出療養に

ない、原則2週間の間に、患者に身近な

取の全額が自己負担となります。ただし、

診察との併用が認められており、通常の

の部分については一部負担金を支払う

土見2-7-2 ステージビルディング14階

800(市内通話料金)

860(IP電話・PHSの方)

配布内訳

被保険者	約 59,000 部
船舶所有者	約 5,000 部
合計	約 64,000 部

iii) 「船員保険のご案内」の作成・配布

新たに船員保険制度に加入された方等への情報提供を目的として、船員保険制度の概要や利用手続き等について説明したパンフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会支部の窓口に加え、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所に備え置き、制度の周知・広報に努めました。

無線医療助言事業のご案内

船員保険のご案内



船員とご家族の皆さまの
充実した日々を
サポートいたします

船員保険は、船員とご家族の皆さまに公的な医療保険サービス等を提供する制度です。
加入者の皆さまが医療機関等を受診されたときの医療費を負担するとともに、病気やけがで仕事を休まれたときの傷病手当金等の支給や、健康診断の実施等による生涯を通じた健康づくりの支援などを行っております。
全国健康保険協会船員保険部では、今後とも加入者の皆さまの健康と福祉を支援していくため、安定的かつ効率的な運営を図ってまいります。



全国健康保険協会
船員保険

受けられますか? 

無線医療助言事業は、航海中の船内の衛生管理者などから対し、医師による救急処置の

※24時間体制による
医師の医療助言
(電話、FAX、メール)



っています。
ます。

日本ツーリスト、日本旅行)の契約宿泊
から翌年3月まで)お1人につき
(施設)

料日帰り入浴の提供

宿泊される場合には、船員保険

のたに総合福祉センター(5施設)

おける宿泊助成

場合に、船員保険からの補助に

確認ください。

0-800(市内通話料金)
3060(IP電話・PHSご利用の方)
~17:15(土日祝、年末年始除く)

配布内訳

労働基準監督署	約 5,500 部
年金事務所	約 3,100 部
協会支部	約 2,100 部
合 計	約 10,700 部

iv) 送付物への広報チラシの同封

年間を通じて、加入者や船舶所有者に様々なご案内や通知等をお送りしていますが、その際に、船員保険をご利用いただく上で知っておいていただきたい各種情報を広報チラシにまとめ、ご案内等に同封しています。

27年度は、加入者には、「ジェネリック医薬品軽減額通知」、「医療費のお知らせ」、「一人ひとりの健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子」等を、船舶所有者には、保険料の「納入告知書」等をお送りした際に、それぞれ保険料率に関する情報、健診事業や保養事業のご案内、28年度における制度改正に関する情報、下船後の療養補償の使用方法等に関する広報チラシを同封し、その周知に努めました。

v) 関係団体の機関誌等による広報

関係団体に多大なご協力をいただき、各団体の機関誌等において、時宜を得た、かつ、きめ細やかな情報提供、広報を実施しました。

27年度は、新たに日本海事広報協会を加えた7つの関係団体の機関誌等に65件掲載していただきました。(26年度の掲載件数は62件)

vi) 広報内容に関する意見の収集

効果的かつ効率的な広報を実施するため、「船員保険通信」、「たばこの害に関する小冊子」、「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「一人ひとりの健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子」をお送りした際にアンケートはがきを同封し、加入者及び船舶所有者からの広報内容に関する評価やご意見等の把握に努めました。

これらのアンケート結果では、広報に関する具体的なご意見等をいただきましたので、速やかに反映できるものは反映するとともに、引き続き、加入者や船舶所有者の視点に立ったわかりやすい広報を心がけ、様々な広報媒体を活用しながら情報発信力を強化してまいります。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品については、国により、その使用促進のための総合的な取組みが推進されています。船員保険においても、24年度より、加入者の窓口負担の軽減や船員保険財政の改善につながるジェネリック医薬品の使用を促進するための取組みを実施しています。

具体的には、加入者に、

- i) 「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りする
- ii) 「ジェネリック医薬品希望シール」をお送りする

といった取組みを通じて、ジェネリック医薬品の使用を促進しました。また、ホームページや関係団体の機関誌等を通じ、ジェネリック医薬品に関する広報を実施しました。

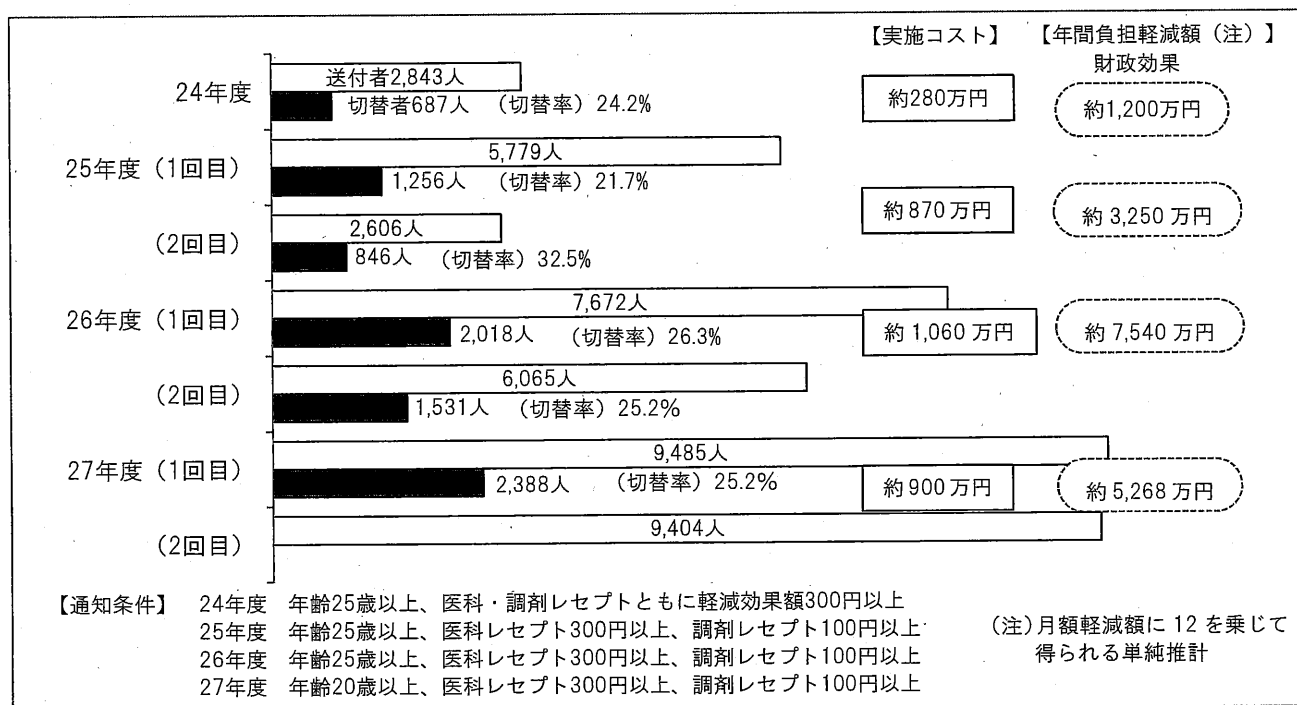
i) ジェネリック医薬品軽減額通知

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の窓口負担の軽減額をお知らせする取組みを24年度から実施しています。この取組みについては、毎年度、対象者の基準や通知対象レセプトを拡大するなどの実施方法の見直しを行い、費用対効果を勘案しつつ、より効果的に実施するよう、努めています。

27年度は、通知年齢を25歳以上から20歳以上へ引き下げるとともに、通知対象レセプトを3か月分から4か月分へ拡大するなど通知件数を拡大し、1回目のお知らせ(27年9月)を9,485人に、2回目のお知らせ(28年3月)を9,404人にそれぞれお送りしました。また、お知らせをお送りした際にアンケートはがきを同封し、ジェネリック医薬品に関する認知度や意識の変化等を調査しました。

医療費の軽減効果としては、27年10月時点では、1回目通知を送付した方のうち、25.2%に当たる2,388の方がジェネリック医薬品に切り替えていただいたことから、1か月当たり約439万円(窓口負担分で約132万円、保険給付分で約307万円)の軽減が見込まれ、単純に推計すると年間約5,268万円の財政効果が得られたこととなります。27年度の2回目の実施結果については現在集計中であり、28年8月頃にまとまる予定です。

【(図表 5-5) ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施概要】



ii) 使用促進ツールの作成・配布

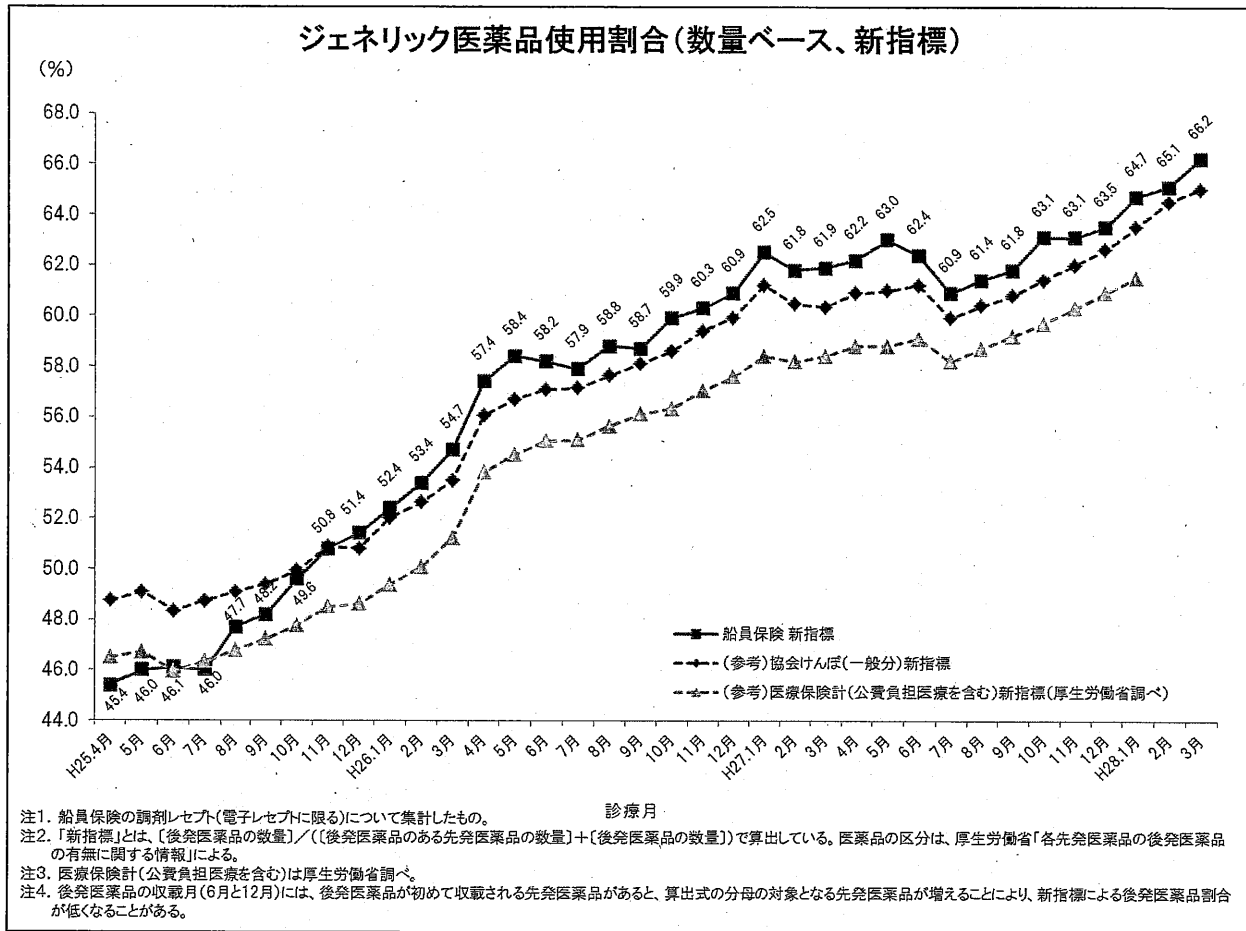
ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼りつけて使用できる「ジェネリック医薬品希望シール」を作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約80,000枚を配布するなどの取組みを進めました。また、ジェネリック医薬品に関するチラシを作成し、「医療費のお知らせ」に同封して約45,000枚配布しました。

iii) ジェネリック医薬品の使用割合

ジェネリック医薬品の使用割合（新指標・数量ベース）は、前述した取組みを行った結果、新指標での算出が開始された25年度当初の約45%から、この3年間に於いて大幅に増加しており、28年3月時点では、66.2%に達しています。

この間、船員保険における使用割合は、基本的に、医療保険全体の平均を上回る水準で推移してきておりますが、国が新たに達成目標として定めた目標値、29年なかばに70%以上、30年度から32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上を達成できるよう、引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進のための取組みを行ってまいります。（図表5-6参照）

【(図表5-6) ジェネリック医薬品の使用割合】



2. 保険給付等の円滑な実施

(1) 現金給付の支給状況

i) 職務外の事由による給付

27年度における職務外の事由による現金給付^(注1)の支給額(件数)は、図表5-7のとおりであり、高額療養費(償還払い)1億3,384万円(2,789件)、柔道整復施術療養費1億5,186万円(36,406件)、その他の療養費3,297万円(2,081件)、傷病手当金17億2,145万円(6,075件)、出産手当金624万円(6件)、出産育児一時金4億6,758万円(1,114件)となっています。

ii) 職務上の事由による上乗せ給付・独自給付

職務上上乗せ給付・独自給付^(注2)の支給額(件数)は、図表5-8のとおりであり、休業手当金1億8,830万円(1,134件)、行方不明手当金567万円(8件)、障害年金・遺族年金2,444万円(27年度末の受給権者数17人)、障害手当金・遺族一時金7,359万円(151件)となっています。

iii) 経過的な職務上の事由による給付

経過的な職務上の事由による給付^(注3)の支給額(件数)は、図表5-9のとおりであり、傷病手当金1億4,735万円(318件)、障害年金・遺族年金40億2,402万円(27年度末の受給権者数2,213人)、障害手当金・遺族一時金732万円(3件)となっています。

注1)「職務外の事由による現金給付」とは、職務外の事由による傷病を支給事由とする高額療養費(償還払い分)や療養費(下船後の療養補償に関するものは除く。)、傷病手当金等です。

注2)「職務上の事由による上乗せ給付」とは、19年の法律改正により、22年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付(労災保険相当分)が労災保険に統合されたことに伴い、法律改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、休業手当金や障害年金等が該当します。また、「独自給付」とは、労災保険にはない船員保険独自の給付であり、行方不明手当金等が該当します。

注3)「経過的な職務上の事由による給付」とは、21年12月以前における職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする傷病手当金や障害年金等であり、19年の法律改正前の船員保険に基づく給付であるため、経過的に協会から支給するものです。

【(図表 5-7) 現金給付の推移】

(単位：件、千円、1 件当たり金額：円)

		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
職務外の事由による給付	高額療養費	件数	12,052 (1.6%)	11,726 (▲2.7%)	12,099 (3.2%)	13,770 (13.8%)	13,517 (▲1.8%)	14,182 (4.9%)
		金額	1,249,267 (3.0%)	1,263,589 (1.1%)	1,304,672 (3.3%)	1,390,411 (6.6%)	1,389,036 (▲0.1%)	1,471,613 (5.9%)
		1件当たり金額	103,656 (1.4%)	107,760 (4.0%)	107,833 (0.1%)	100,974 (▲6.4%)	102,762 (1.8%)	103,766 (1.0%)
	現物給付分	件数	9,380 (▲2.8%)	9,349 (▲0.3%)	10,280 (10.0%)	10,564 (2.8%)	10,684 (1.1%)	11,393 (6.6%)
		金額	1,038,565 (▲1.3%)	1,076,869 (3.7%)	1,182,406 (9.8%)	1,223,837 (3.5%)	1,243,250 (1.6%)	1,337,778 (7.6%)
		1件当たり金額	110,721 (1.5%)	115,185 (4.0%)	115,020 (▲0.1%)	115,850 (0.7%)	116,366 (0.4%)	117,421 (0.9%)
	現金給付分 (償還払い)	件数	2,672 (21.0%)	2,377 (▲11.0%)	1,819 (▲23.5%)	3,206 (76.3%)	2,833 (▲11.6%)	2,789 (▲1.6%)
		金額	210,702 (31.6%)	186,720 (▲11.4%)	122,266 (▲34.5%)	166,573 (36.2%)	145,787 (▲12.5%)	133,836 (▲8.2%)
		1件当たり金額	78,855 (8.8%)	78,553 (▲0.4%)	67,216 (▲14.4%)	51,957 (▲22.7%)	51,460 (▲1.0%)	47,987 (▲6.7%)
	療養費	件数	35,613 (-)	45,570 (28.0%)	40,858 (▲10.3%)	39,614 (▲3.0%)	38,561 (▲2.7%)	38,487 (▲0.2%)
		金額	200,997 (-)	245,163 (22.0%)	206,649 (▲15.7%)	192,549 (▲6.8%)	187,525 (▲2.6%)	184,829 (▲1.4%)
		1件当たり金額	5,644 (-)	5,380 (▲4.7%)	5,058 (▲6.0%)	4,861 (▲3.9%)	4,863 (0.1%)	4,802 (▲1.2%)
	柔道整復 術療養費	件数	32,953 (-)	42,730 (29.7%)	38,492 (▲9.9%)	37,348 (▲3.0%)	36,486 (▲2.3%)	36,406 (▲0.2%)
		金額	153,311 (-)	198,850 (29.7%)	168,425 (▲15.3%)	155,733 (▲7.5%)	153,589 (▲1.4%)	151,862 (▲1.1%)
		1件当たり金額	4,652 (-)	4,654 (0.0%)	4,376 (▲6.0%)	4,170 (▲4.7%)	4,210 (1.0%)	4,171 (▲0.9%)
	その他の療 養費	件数	2,660 (-)	2,840 (6.8%)	2,366 (▲16.7%)	2,266 (▲4.2%)	2,075 (▲8.4%)	2,081 (▲0.3%)
		金額	47,686 (-)	46,313 (▲2.9%)	38,224 (▲17.5%)	36,816 (▲3.7%)	33,936 (▲7.8%)	32,967 (▲2.9%)
		1件当たり金額	17,927 (-)	16,307 (▲9.0%)	16,155 (▲0.9%)	16,247 (0.6%)	16,355 (0.7%)	15,842 (▲3.1%)
	傷病手当金	件数	6,735 (▲6.1%)	6,308 (▲6.3%)	5,766 (▲8.6%)	5,864 (1.7%)	6,140 (4.7%)	6,075 (▲1.1%)
		金額	1,883,816 (3.8%)	1,713,409 (▲9.0%)	1,578,803 (▲7.9%)	1,678,077 (6.3%)	1,711,061 (2.0%)	1,721,450 (▲0.6%)
		1件当たり金額	279,705 (10.5%)	271,625 (▲2.9%)	273,812 (0.8%)	286,166 (4.5%)	278,674 (▲2.6%)	283,366 (1.7%)
出産手当金	件数	17 (325.0%)	17 (0.0%)	28 (64.7%)	24 (▲14.3%)	21 (▲12.5%)	6 (▲71.4%)	
	金額	10,057 (157.3%)	8,095 (▲19.5%)	10,022 (23.8%)	12,122 (20.9%)	12,620 (4.1%)	6,236 (▲50.6%)	
出産育児一時金	件数	1,154 (18.2%)	1,163 (0.8%)	1,153 (▲0.9%)	1,145 (▲0.7%)	1,148 (0.3%)	1,114 (▲3.0%)	
	金額	483,630 (30.1%)	488,010 (0.9%)	483,630 (▲0.9%)	477,420 (▲1.3%)	480,176 (0.6%)	467,576 (▲2.6%)	

注) () 内は前年度増減率です (図表 5-8 及び図表 5-9 についても同様)。

【(図表 5-8) 現金給付等の推移】

(単位：件、千円、1件当たり金額：円、受給権者：人)

			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
職務上の事由による上乗せ給付・独自給付	休業手当金	件数	693 (-)	962 (38.8%)	1,071 (11.3%)	954 (▲10.9%)	1,060 (11.1%)	1,134 (7.0%)
		金額	92,002 (-)	138,035 (50.0%)	151,471 (9.7%)	128,935 (▲14.9%)	159,931 (24.0%)	188,299 (17.7%)
		1件当たり金額	132,759 (-)	143,488 (8.1%)	141,429 (▲1.4%)	135,152 (▲4.4%)	150,879 (11.6%)	166,049 (10.1%)
	行方不明 手当金	件数	19 (216.7%)	18 (▲5.3%)	10 (▲44.4%)	28 (180.0%)	6 (▲78.6%)	8 (33.3%)
		金額	8,019 (134.3%)	12,008 (49.8%)	5,290 (▲55.9%)	18,983 (258.8%)	5,762 (▲69.6%)	5,674 (▲1.5%)
	障害年金	受給権者	-	1 (-)	1 (0.0%)	3 (200.0%)	3 (0.0%)	4 (33.3%)
		金額	-	1,449 (-)	3,469 (139.4%)	10,991 (216.8%)	7,331 (▲33.3%)	7,679 (4.8%)
	遺族年金	受給権者	-	3 (-)	6 (100.0%)	7 (16.7%)	9 (28.6%)	13 (44.4%)
		金額	-	629 (-)	3,553 (465.3%)	3,530 (▲0.7%)	8,374 (137.2%)	16,760 (100.1%)
	障害手当金	件数	4 (-)	11 (175.0%)	26 (136.4%)	100 (284.6%)	144 (44.0%)	140 (▲2.8%)
		金額	638 (-)	4,842 (659.0%)	22,433 (363.3%)	38,766 (72.8%)	65,330 (68.5%)	65,796 (0.7%)
	遺族一時金	件数	1 (-)	6 (500.0%)	2 (▲66.7%)	7 (250.0%)	6 (▲14.3%)	11 (83.3%)
		金額	1,026 (-)	3,132 (205.3%)	1,890 (▲39.7%)	4,639 (145.4%)	7,965 (71.7%)	7,792 (▲2.2%)

【(図表 5-9) 現金給付等の推移】

(単位：件、千円、1件当たり金額：円、受給権者：人)

			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
経過的な職務上の事由による給付	傷病手当金	件数	2,209 (▲54.0%)	1,025 (▲53.6%)	643 (▲37.3%)	495 (▲23.0%)	347 (▲29.9%)	318 (▲8.4%)
		金額	888,696 (▲51.3%)	403,174 (▲54.6%)	244,589 (▲39.3%)	222,493 (▲9.0%)	165,805 (▲25.5%)	147,348 (▲11.1%)
		1件当たり金額	402,307 (5.7%)	393,340 (▲2.2%)	380,387 (▲3.3%)	449,481 (18.2%)	477,823 (6.3%)	463,358 (▲3.0%)
	障害年金	受給権者	533 (1.1%)	532 (▲0.2%)	527 (▲0.9%)	512 (▲2.8%)	502 (▲2.0%)	488 (▲2.8%)
		金額	980,901 (2.6%)	947,878 (▲3.4%)	949,808 (0.2%)	935,286 (▲1.5%)	903,808 (▲3.4%)	879,000 (▲2.7%)
	遺族年金	受給権者	1,778 (0.9%)	1,773 (▲0.3%)	1,749 (▲1.4%)	1,749 (0.0%)	1,736 (▲0.7%)	1,725 (▲0.6%)
		金額	3,275,894 (1.5%)	3,212,915 (▲1.9%)	3,194,823 (▲0.6%)	3,208,598 (0.4%)	3,155,704 (▲1.6%)	3,145,020 (▲0.3%)
	障害手当金	件数	64 (8.5%)	17 (▲73.4%)	11 (▲35.3%)	6 (▲45.5%)	6 (0.0%)	3 (▲50.0%)
		金額	199,964 (2.6%)	76,671 (▲61.7%)	54,840 (▲28.5%)	29,382 (▲46.4%)	29,234 (▲0.5%)	7,325 (▲74.9%)
	遺族一時金	件数	3 (▲81.3%)	- (▲100.0%)	3 (-)	3 (0.0%)	3 (0.0%)	0 (▲100.0%)
		金額	22,182 (▲82.1%)	- (▲100.0%)	23,443 (-)	43,867 (87.1%)	49,835 (13.6%)	0 (▲100.0%)

(2) サービス向上のための取組み

i) サービススタンダードの達成

船員保険給付に係る申請書の受付から振込までの期間について、10営業日以内とすることをサービススタンダードと定め、サービスの維持・向上に努めています。

27年度のサービススタンダードの達成率（10営業日以内に振込むことができた割合）は、25年度から引き続き、年度を通して100%を達成することができました。また、振り込みまでの平均所要日数は5.56日でした。

保険証の発行に要する日数についても、27年度の平均は船員保険部に必要な情報が届いてから2.00営業日（疾病任意継続被保険者分は1.95営業日）であり、目標指標である3営業日以内を達成しています。

ii) お客様満足度調査の実施

加入者のご意見を適切に把握し、サービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書をお送りする際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました。（27年8月～28年3月実施、送付数5,141名、回答数828名）

回答結果については、「事務処理に要した期間に対する満足度」、「手続き方法に対する満足度」、「職員の応接態度に対する満足度」の3項目については26年度より満足度が上昇しており、特に「職員の応接態度」は満足度が95.5%と高い評価をいただきました。一方で、「事務処理に要した期間」と「サービス全体」については満足度が80%程度であり、「職員の応接態度」の満足度と比較すると低い評価となりました。

【(図表 5-10) 27年度お客様満足度調査結果（全体）】

指 標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事務処理に要した期間に対する満足度	38.9%	43.8%	75.1%	79.0%	80.0%
手続き方法に対する満足度	33.0%	39.8%	85.7%	85.9%	88.4%
職員の応接態度に対する満足度	59.5%	54.8%	91.9%	92.4%	95.5%
サービス全体としての満足度	38.6%	47.5%	81.3%	83.5%	82.8%

注) 満足度とは、お客様満足度調査（アンケート）における回答全体のうち、「満足」又は「やや満足」と回答した方の割合です。（回答の選択肢は、24年度までは「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」の5肢であり、25年度以降は「普通」を除いた4肢となっています。）

【(図表 5-11) 27年度お客様満足度調査 適用・給付（再掲）】

[保険証を送付した疾病任意継続被保険者の方（適用）]

指 標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事務処理に要した期間に対する満足度	37.1%	43.0%	70.7%	76.4%	71.5%
手続き方法に対する満足度	35.7%	44.3%	84.3%	91.3%	90.5%
職員の応接態度に対する満足度	63.4%	58.0%	93.9%	95.4%	95.0%
サービス全体としての満足度	36.4%	47.4%	77.2%	82.0%	77.4%

【傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書を送付した方（給付）】

指 標	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事務処理に要した期間に対する満足度	40.2%	44.2%	78.4%	80.6%	86.3%
手続き方法に対する満足度	31.0%	37.1%	87.5%	82.4%	86.8%
職員の応接態度に対する満足度	56.0%	52.6%	90.1%	90.3%	96.0%
サービス全体としての満足度	40.2%	47.5%	84.4%	84.5%	86.8%

※ 27 年度お客様満足度調査結果の詳細については、参考資料「平成 27 年度お客様満足度調査結果（船員保険）について」をご覧ください。

また、27 年度においては、お客様満足度調査（アンケート）の回答結果及びお客様の声などを踏まえ、お客様満足度の改善に向け、船員保険部内に設置したサービス向上委員会において改善策を策定のうえ、以下の取組みを行いました。

- ・ お客様満足度調査のご意見に「保険証が届くのが遅い」とのご意見が多数ありました。疾病任意継続被保険者の場合には、退職手続きが終わった後でないと保険証の発行ができないため、退職手続きの早期届出について、必要に応じて船舶所有者に依頼しました。また、届出の早期処理について、日本年金機構本部を通じて、事務処理を行う年金事務所に要請しました。
- ・ 「申請書の記載方法がわかりにくい」とのご意見を受け、高額療養費支給申請書及び限度額適用認定申請書等について、加入者が記載方法で迷うこと等がないよう、文言を追加するなどの見直しを行いました。
- ・ 船員保険部では、加入者との対応のほとんどは電話であり、職員の電話対応スキル向上のため、外部講師を招き全職員を対象に電話対応研修を実施しました。

【電話対応研修の様子】



iii) 医療費のお知らせの送付

加入者に健康に対する意識を高めさせていただくとともに、船員保険事業の健全な運営に結びつけることを目的として「医療費のお知らせ」を作成してお送りしています。

27年度は、26年10月から27年9月までの診療報酬明細書（レセプト）を基に44,968件の医療費通知を作成し、船舶所有者を通じて加入者へお送りしました。

(3) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証を利用することによって医療機関の窓口でいったん高額療養費相当額を負担する必要がなくなる高額療養費の現物給付化の仕組みについて説明したチラシを作成し、「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費のお知らせ」の送付時への同封や関係団体の機関誌等への掲載に加え、新たに、高額療養費の支給決定通知書の送付時にも同封し、現物給付化による支給手続きの簡素化のさらなる周知を図りました。

また、高額療養費が未申請の方には、あらかじめ、請求月等の必要事項を記載した高額療養費支給申請書をお送りする方式（ターンアラウンド方式）により支給申請の勧奨を行いました。この勧奨は、27年度においては、受診時からおおむね1年後を目途に実施しました。

(4) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

19年の法律改正により、22年1月以降においては、職務上の事由による給付が労災保険に統合されたことに伴い、船員保険に休業手当金、障害年金及び遺族年金等の職務上上乗せ給付が設けられました。24年4月には、「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」^(注1)が、24年12月には「経過的特別支給金」^(注2)が、それぞれ福祉事業として設けられ、いずれも22年1月に遡って適用されることとなりました。

これらの給付の支給を行うためには、労災保険給付の受給者情報が必要であり、厚生労働省から毎月、受給者情報の提供を受け、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行い、その円滑な支給に努めました。なお、22年1月から24年8月までの間における受給者情報については26年6月に一括で提供を受けたことから、当該受給者情報による申請勧奨を優先的にを行い、27年8月までに勧奨を終了しました。その後は、毎月提供を受けている受給者情報による申請勧奨を継続的にを行い、その円滑な支給に努めました。

また、27年度においては、職務上上乗せ給付について791件、休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金について451件、経過的特別支給金について56件の申請勧奨を行いました。

【(図表 5-12) 特別支給金の支給実績】 (単位:件、千円)

特別支給金名称		25年度	26年度	27年度
休業特別支給金	件数	487	470	571
	金額	79,388	72,700	100,457
障害特別支給金	件数	54	96	75
	金額	40,928	36,275	26,613
遺族特別支給金	件数	51	134	175
	金額	20,424	35,573	20,415
経過的特別支給金(障害)	件数	41	58	48
	金額	27,220	17,505	17,514
経過的特別支給金(遺族)	件数	22	14	11
	金額	35,034	35,633	32,192

注1)「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合など、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

注2)「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間において特別給与(賞与等)が支給されていないなど、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

(5) 保険給付等の業務の適正な実施

i) 下船後の療養補償に関する周知

下船後の療養補償について、療養補償の対象となる範囲内での適正な受診がなされるよう、加入者には「医療費のお知らせ」をお送りする際に、また、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」をご依頼する際に、適正な受診に関するチラシを同封するとともに、「船員保険通信」への記載や関係団体の機関誌等への掲載等による広報を行いました。

また、医療機関等から、療養補償証明書が船員保険部に提出されていない方のレセプトの請求があった場合は、船舶所有者及び医療機関へ照会、提出の督促等を行い、下船後の療養補償の審査の適正化に努めました。

ii) 柔道整復施術療養費の適正化

柔道整復施術療養費について、多部位・頻回受診等の申請に関して、対象の加入者に文書による照会を実施しました。また、その際に柔道整復師へのかかり方を説明したチラシを配付するとともに、関係団体の機関誌等へのチラシの掲載による広報を行いました。

(6) レセプト点検の効果的な推進

健康保険においてレセプト点検に従事している人材を船員保険にも活用することにより、事務処理の効率化、円滑な実施を図るため、レセプト点検については、協会の東京支部において業務を行っています。

27年度においては、疑義のあるレセプトを自動的に抽出するシステム(自動点検システム)を稼働させることにより審査体制の充実を図るとともに、レセプト点検の効果的な推進に努めました。

また、26年度に引き続き、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師を含めた打合せにおいて査定事例に関する情報の共有化等を行い、点検技術の底上げを図りました。

なお、社会保険診療報酬支払基金における一次審査の強化が進み、保険者による点検の効果が

出にくくなっているなか、27年3月に反映されるべき査定効果額の一部が27年度当初に持ち越されたことに加え、26年10月稼働のレセプトの自動点検システムを1年を通して本格稼働させたこともあり、内容点検における加入者1人当たりの診療内容等査定効果額は、26年度と比べ17.7%増加し133円となりました。

【(図表 5-13) 加入者1人当たり診療内容等査定効果額】

加入者1人当たり効果額		
内容点検	133円	(113円)

注) () 内は、26年度の数値です。

※ 「診療内容等査定効果額」とは、保険者のレセプト点検を経て社会保険診療報酬支払基金へ再審査請求がなされたレセプトのうち、社会保険診療報酬支払基金で査定され、保険者の支払金額が確定するものを集計したものであり、財政的な効果が確認できるものです。

これに対し、「内容点検効果額」は、社会保険診療報酬支払基金から医療機関へ返戻されて再度請求されるものも含まれ、財政的な効果としては全て計上できるものではありません。26年度から目標指数としては、「加入者1人当たり診療内容等査定効果額」を採用しています。

【(図表 5-14) 加入者1人当たりレセプト点検効果額】

加入者1人当たり効果額		
資格点検	2,273円	(2,392円)
内容点検	533円	(584円)
外傷点検	325円	(366円)

注) () 内は、26年度の数値です。

(7) 被扶養者資格の再確認

被扶養者の資格喪失の届出が正しく提出されていない場合、本来、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあるほか、加入者の人数によって算出される高齢者医療制度への支援金等の負担額が増えるなど、被保険者等の保険料負担に影響します。

このため、27年度においても、保険給付や高齢者医療制度への支援金等を適正なものとするため、「被扶養者資格の再確認」を船舶所有者のご協力を得て実施しました。

なお、確認に当たっては、被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に加入した場合の資格喪失の届出が未提出（二重加入）となっていないかを重点的に確認しました。

その結果、239人の被扶養者の資格喪失届出が未提出であることが確認され、これを適正に処理したことにより、高齢者医療制度への支援金等約1,600万円の適正化(削減)が図られました。

(8) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めました。

具体的には、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後において保険証を返却されておらず、日本年金機構から一次催告が行われた後も返却されない方に対して、再度返却をお願いする文書をお送りするなどの取組みを行い、27年度の保険証の回収率は95.0%となりました。

また、保険証の正しい使い方についての広報を関係団体の機関誌等に掲載したほか、資格喪失後受診等の返納金債権に係る納付案内時にも同様の広報チラシを同封する等、保険証の誤使用防止に努めました。

なお、発生した債権については、文書等による催告を行い早期回収に努めたほか、支払督促等の実施などにより回収の強化に努めました。27年度の新規発生分返納金等債権の収納率は76.9%となりました。

全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

下船後の療養補償を利用される場合、
**療養補償証明書は、受診先の医療機関とともに
 船員保険部へもご提出が必要です。**

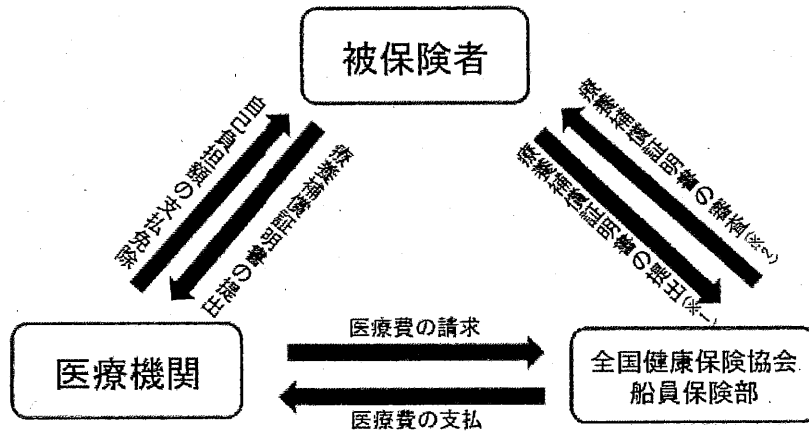
◆「下船後の療養補償」とは？

船員保険の被保険者の方は、乗船中に発生した職務外の病気やけがで医療機関を受診する際、「船員保険療養補償証明書」を医療機関及び全国健康保険協会船員保険部に提出することにより、下船日から3か月目の日の属する月の末日までの間、保険診療分について自己負担なしで受診することができます。



「船員保険療養補償証明書」の全国健康保険協会船員保険部へのご提出がない場合、下船後の療養補償の対象と認められず、医療機関でお支払いいただくはずであった自己負担額について、後日、返還いただくことがありますので、十分ご注意ください。

「下船後の療養補償」の仕組み



※1. 船員保険部への療養補償証明書の提出については、船舶所有者様が被保険者様に代わって手続きいただく場合があります。
 ※2. 船員保険部での審査の結果、「下船後の療養補償」の対象と認められなかった場合には、医療機関でお支払いいただくはずであった自己負担額を返還いただくことになりますので、ご了承ください。



全国健康保険協会 船員保険部
 船員保険

& A

じめて発生した
 証明書」を医療
 日から3か月目
 担なしで受診す

せられるケース

証明書を使用で

していた際に発
 はできません。

船に戻る途中に

としての職務に
 明書を使用する

崩しました。乗

行性が認められ
 証明書を使用す

、精密検査を受
 補償証明書は使

病とは認められ

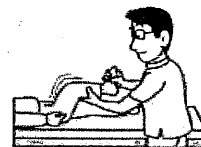
27年度の下船後の療養補償に関する広報実績

- 4月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 5月 「被扶養者資格の再確認」において船舶所有者にチラシを配付 (約4,000枚)
- 7月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 10月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 11月 「船員保険通信」に記事を掲載し、全船舶所有者へを配付 (約5,000枚)
- 12月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 3月 「医療費のお知らせ」において加入者にチラシを配付 (約45,000枚)
- 3月 「船員保険のご案内」に記事を掲載

船員保険からのお願いです。

**柔道整復師のかかり方を正しく理解いただき、
適正な受診にご協力をお願いします。**

- ◆柔道整復師にかかられる場合、船員保険を使えるときと使えないときがあります。
- ◆船員保険を使えないときは、施術費用は全額自己負担となります。誤って船員保険を使われると、後で費用を返還いただくこととなりますので、十分ご注意ください。



○船員保険を使える場合

1. 急性または亜急性の外傷性の捻挫、打撲、挫傷(肉ばなれ)
・例えば、階段から足を踏み外し、捻挫した場合などがこれに当たります。
負傷原因が明確な場合のみ船員保険適用になります。
2. 骨折、脱臼(応急手当の場合、医師の同意は不要です。但し、応急手当後の施術には医師の同意が必要です。)
・施術時等に、「保険適用になる」という説明があった場合であっても、後で上記に当てはまらないことが確認された場合は、保険は適用されません。

※交通事故の場合には、必ず全国健康保険協会船員保険部へご連絡ください。
※勤務中や通勤途上のケガは労災保険が適用され、船員保険はされません。

×船員保険を使えない場合

1. 日常生活による疲れ、肩こり、腰痛、体調不良など
2. スポーツによる筋肉疲労、負傷原因のない筋肉痛
3. 神経痛・リュウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等の疾患からくる痛みやこり
4. 打撲・捻挫が治癒したあとの漫然とした施術、マッサージ代替りの利用や治癒の見込みのない長期間かつ漫然とした施術
5. 外科・整形外科で治療中の期間と同時期に、同部位の施術を柔道整復師より受けられている場合

※上記のような場合は船員保険は適用されません。全額自己負担になりますのでご注意ください。

◆適正な受診を確認させていただくため、治療・施術内容等について「船員保険部」よりお尋ねすることがありますので、回答にご協力をお願いします。

※ 領収書や受診の記録(負傷箇所、治療日、治療内容など)は、一定期間、保管いただきますようお願いいたします。



全国健康保険協会 船員保険部
船員保険
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

27年度の柔道整復施術療養費に関する広報実績

- 通年 被保険者への文書照会に同封
- 4月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 7月 関係団体の機関紙に記事を掲載

3. 保健事業の推進、強化

(1) 保健事業の効果的な推進

保健事業をより効果的かつ効率的に実施していくため、26年度において、加入者の健診結果データ等の分析に基づき、被保険者におけるメタボリックシンドロームの保有率及び喫煙率を減少させることを2大柱として、加入者の健康づくりに関する様々な取組みを推進、展開していくこととした「船員保険データヘルス計画」を策定しました。

船員保険データヘルス計画の実施初年度に当たる27年度の主な取組みは、

- i) 健康づくりの支援に関するアンケート調査を実施し、保健事業を効果的に実施するうえでの課題や改善点を把握する
- ii) 外部機関等の活用も含め、加入者の健診結果データ、レセプトデータ等の収集、分析体制の整備、強化を図る
- iii) 「たばこの害に関する小冊子」を作成し、喫煙者には喫煙が健康に与える悪影響について理解を促し、船舶所有者には、職場における喫煙対策に取り組むことの意義等を伝え、喫煙対策の積極的な推進を図る契機とする

ことであり、アンケート調査の実施や健診結果データ等の分析体制の強化等の検討を通じて、加入者の健康づくりの推進を図る上での環境整備を進めました。

また、「たばこの害に関する小冊子」を27年11月に船舶所有者及び喫煙する被保険者に送付するとともにホームページに喫煙対策の推進に関する健康情報を掲載するなど、積極的に喫煙対策に取り組みました。

i) 「船員保険事業（健康づくりの支援）に関するアンケート調査」の実施

船員保険データヘルス計画において、当該計画を効果的かつ効率的に実施するため、被保険者、船舶所有者の健診に対するニーズや生活習慣等についての調査を行うこととしています。

このため、27年度においては、船員保険保健事業の認知度や船員の健康づくりに関する質問を中心に、35歳以上の被保険者から任意抽出した8,000名及び全船舶所有者を対象に、郵送によるアンケート形式の調査「船員保険事業（健康づくりの支援）に関するアンケート調査」を実施し、報告書にまとめました。

アンケート結果では、船員保険が実施している生活習慣病予防健診に関して、受診者の88.0%が満足（「とても満足」16.7%+「おおむね満足」71.3%）しているとの回答がありました。一方、「健診実施機関が身近にない」といった意見も多かったことから、引き続き、生活習慣病予防健診の実施機関の増加に努めていきます。また、船員の健康の保持・増進を図る上での課題に関しては、船舶所有者では「運動不足」「食生活」「喫煙」が、被保険者では「勤務時間が不規則」「食事の苦勞が多い」「ストレスが多い」ことが上位を占めていたことから、28年度においては、船員向けの食生活や運動等に関する情報提供冊子を作成し、配付することを予定しています。

被保険者、船舶所有者の皆様には、アンケートへの回答にご協力いただき、誠にありがとうございました。アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、保健事業のより一層の充実に努めてまいります。

【(図表 5-15)「船員保険事業(健康づくりの支援)に関するアンケート」調査方法の概要】

	被保険者	船舶所有者
調査対象	任意抽出した 35 歳～74 歳の被保険者	全船舶所有者
実施方法	郵送による調査票の配付・回収	
実施期間	平成 27 年 11 月 4 日～12 月 4 日	
配布数	8,000 票	4,158 票
有効回答	2,105 票	2,125 票
回収率	26.3%	51.1%

※ 船員保険事業(健康づくりの支援)に関するアンケート結果の概要については、参考資料をご覧ください。

ii) レセプト・健診等データの分析体制の整備

データヘルス計画については、レセプトや健診等のデータの分析に基づいて健康課題を明確にし、課題解決に向けた目標を設定した上で業務を実施し、PDCA サイクルを回すことで効果的な保健事業を推進するよう求められています。

船員保険においても、医療費分析や医療費と健診結果とを組み合わせた分析等を行うとともに、船員保険データヘルス計画の評価・改善を行い、より効果的な保健事業の取組みにつなげていく必要があります。

このため、27 年度においては、レセプト・健診等データの突合分析、データ分析によって確認される健康課題の整理、課題に応じた効果的かつ効率的な保健事業の提案などについて外部機関を活用できないかという検討を行いました。なお、28 年度は、27 年度の検討結果等を踏まえ、医療費分析等に関して知見を有する外部機関との検討会を設ける等、分析体制の強化を図り、健康課題の解決に向けて取り組んでまいります。

iii) 喫煙対策の推進

26 年度の健診データによると、被保険者における喫煙者の割合は約 45% であり、国民の喫煙者の割合である約 20% を大幅に上回っています。喫煙が、肺がんや慢性閉塞性肺疾患 (COPD) を引き起こすだけでなく、心筋梗塞や脳卒中、胃潰瘍など多くの病気において、死亡の危険性を高めることを考えれば、船員の健康の保持・増進を図っていくためには、喫煙者の割合を減らしていくことが重要です。

このため、27 年度においては、船員保険データヘルス計画の初年度の取組みとして、喫煙率の減少を図ることに重点的に取り組むこととしました。その一環として、船員保険部のホームページにおいて、専用バナーにより「喫煙対策の推進に関する健康情報」(図表 5-16 参照) を 6 か月間連載する等、重点的に情報発信をしました。

また、喫煙が健康に及ぼす影響や禁煙の効果、職場等における喫煙対策の必要性等についての健康情報を取りまとめ、喫煙している被保険者には小冊子「たばこのこと、考えてみませんか?」を、船舶所有者には小冊子「乗組員の健康のこと、考えてみませんか?」を配付しました。

禁煙に関する情報は、喫煙者には敬遠されがちな内容であるため、喫煙者や船舶所有者の目にとまり、かつ興味をそそるよう、ストーリー性のあるマンガを用いるなどの工夫をするとともに、平易でわかりやすい内容で作成しました。なお、小冊子の配付に当たっては、禁煙に関する取組みへの関心の有無等についてのアンケートはがきを同封しました。アンケート結果(図表 5-17 参照) では、冊子を読んだ前後で意識の改善が見られるなど一定の効果がうかがえますが、引き続き、禁煙に向けた取組みを推進していきます。

【たばこの害に関する小冊子（2種類）】


（船舶所有者用）

（被保険者用）

乗組員の健康のこと、 考えてみませんか？

たばこの害がより明確になり、
世の中が変わりつつある今だから考えたい、
乗組員の健康と、船主にてきること

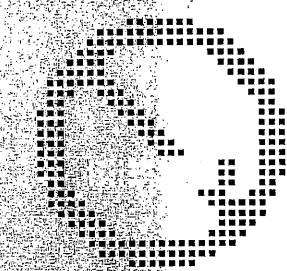
山形 洋一



全国健康保険協会 船員保険部
船員保険

たばこのこと、 考えてみませんか？

たばこの害がより明確になり、
世の中が変わりつつある今だから考えたい、
あなたの大切な家族と、あなた自身の人生のこと



全国健康保険協会 船員保険部
船員保険

乗組員の健康を守るために、あなたができること

乗組員から守る。船主にも責任をもちましょう。 彼らの状況を把握して、それに応じた働きかけをしましょう。

「絶対にNo!」の人

たばこを吸ったことがなく、吸いたくとも思わない人たちです。吸い始める可能性は低いので、喫煙者として扱ってはいけません。

常習になりそうの人

喫煙は吸わないものの、飲み会の席でもらいたばこをすすすなど、喫煙が常習化しそうな人たちです。喫煙者として扱ってはいけません。

1 船上で急に倒れる危険性ぞ!



サトシ：お前、顔が青だよ。動かない。グメだ！



船主：船の上じゃ、呼べないし！ サトシのやつ、引きずって、サトシのやつ、引きずって



大はこが：脳梗塞の引き金になったかもしれないんだ

船主：船主には、言われたんじやないか？



たばこは体に害だ、言うけど、なんとなん、吸つちやうん、だよな？

船主：それ、お前のこと？

船主：でも、家族もいるんだ。お前だけのものじゃないんだぞ



船主：さうした？



左手に入らない！

喫煙者メタボは、心疾患や脳梗塞を起すリスクが跳ね上がる

心疾患	3倍!
脳梗塞	2.5倍!

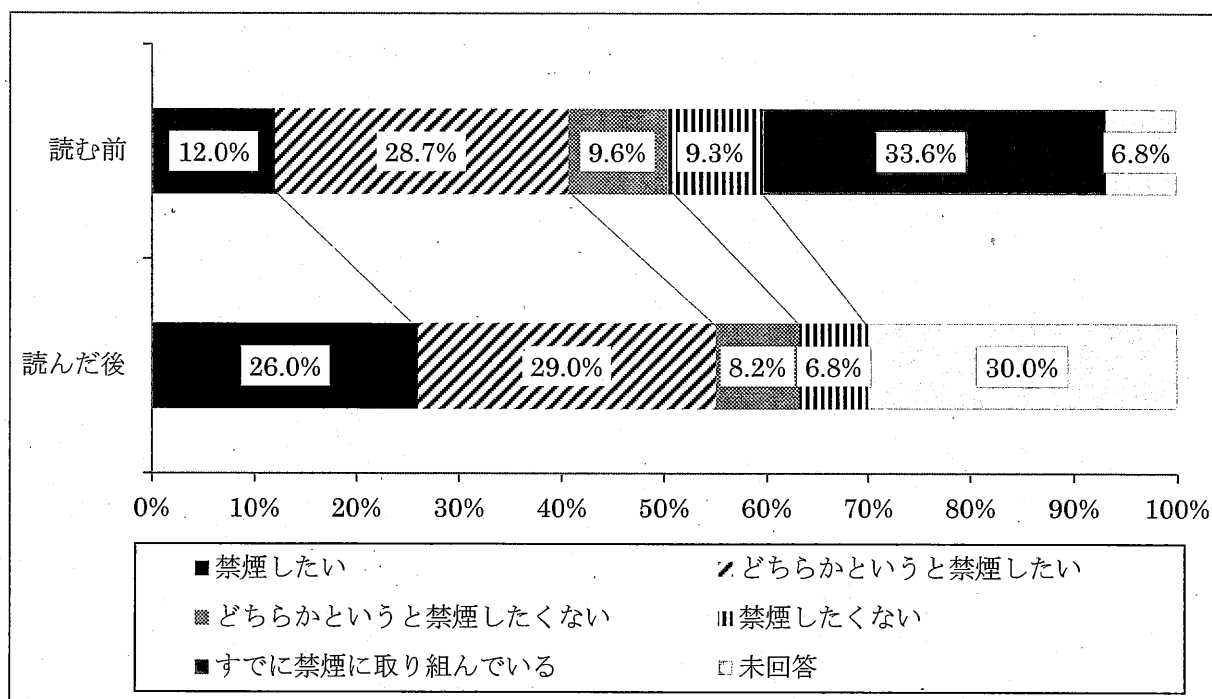
0 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 (メタボ)

日本JDSB7を船主とLHA認定 (see at tel. 2007) Shoin, Ch1744-1751)をもとにおた

【(図表 5-16)「喫煙対策の推進に関する健康情報」ホームページ掲載内容】

	掲載月	テーマ
第1回	27年10月	みんなで防ぐたばこの害
第2回	27年11月	遠いゴールではなく、近くのゴールに目を向ける
第3回	27年12月	喫煙のメリットとデメリットを考える
第4回	28年1月	禁煙外来でニコチン依存を解決する
第5回	28年2月	COPDについて知る
最終回	28年3月	がんと受動喫煙について

【(図表 5-17)「たばこのこと、考えてみませんか？」を読んだ前後での意識の変化】



(2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施体制等の強化

i) 第二期特定健康診査等実施計画（25年度～29年度）

医療保険の保険者は、加入者が、生活習慣病を予防し、将来にわたって健康に暮らすことができるよう、40歳以上の方を対象に、毎年、メタボリックシンドロームの予防等に重点を置いた特定健康診査及び特定健康診査後の特定保健指導を実施し、その実施状況を翌年度の11月に国に報告することが義務付けられています。

厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針においては、新たに29年度までに達成すべき実施率目標（新目標）が示されており、船員保険では、他の医療保険者における取組み等も参考としつつ、25年4月に、新目標を25年度から29年度までの5年間にわたって達成できるよう、第二期特定健康診査等実施計画（図表5-18参照）を策定し、保健事業を推進しています。

【(図表5-18) 第二期特定健康診査等実施計画における実施率目標】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健康診査	40.7%	43.9%	50.7%	57.5%	65.0%
被保険者	60.5%	64.5%	72.5%	80.5%	90.0%
生活習慣病 予防健診	37.5%	38.5%	40.5%	42.5%	45.0%
手帳証明	23.0%	26.0%	32.0%	38.0%	45.0%
被扶養者	12.0%	14.0%	19.0%	24.0%	29.0%
特定保健指導	9.8%	12.7%	18.4%	24.1%	30.0%
被保険者	10.0%	13.0%	19.0%	25.0%	32.0%
被扶養者	5.0%	6.0%	7.0%	8.0%	10.0%

注) 被保険者に係る特定健康診査の実施率については、船舶所有者等から船員手帳の健康証明書データの提供があった方を「手帳証明」として含めています。

ii) 実施率向上に向けた取組み

船員保険では、被保険者数が20名以下の小規模船舶所有者が全船舶所有者の85%強を占め、かつ船員の活動場所が広域に点在していることや、乗船中においては、沿岸部を除いてインターネット等の利用も制限されることなどもあって、船員との接触が困難であり、効果的な特定健康診査（以下「特定健診」といいます。）の受診勧奨や特定保健指導の実施が難しいという面があります。そのような背景を踏まえつつ、27年度においても、特定健診の実施体制の拡充・工夫や健診未受診者への啓発活動を推進し、以下の取組みを行うことで、特定健診及び特定保健指導の実施率目標を達成するよう努めました。

① 健診実施機関等の増加

受診環境を整え、利便性を高めることで、より多くの加入者に船員保険の生活習慣病予防健診を利用していただけるよう、協会けんぽの生活習慣病予防健診の実績があり、かつ地方運輸局の指定により船員手帳健康証明も行うことができる医療機関に対し、船員保険生活習慣病予防健診及び特定保健指導委託契約の締結を働きかけ、実施機関の増加に努めました。これにより、健診実施機関が着実に増加しています。（図表5-19参照）

【(図表 5-19) 生活習慣病予防健診等実施機関の契約状況】

	24年度	25年度	26年度	27年度
生活習慣病予防健診 実施機関	137	202	204	213
総合健診実施機関	8	98	99	106
特定保健指導実施機関	37	79	84	87

※件数は各年度末時点の状況です。

② 巡回健診の利便性等の向上

巡回健診は、これまで主に、被保険者の乗船スケジュールに合わせて漁協等を中心に実施していましたが、27年度は、被扶養者が利用しやすいようにといった観点も取り入れ、駅周辺などでも実施しました。

その際、オプション検査として肌年齢の無料測定も行い、被扶養者の受診率向上に努めました。(図表 5-20 参照)

【(図表 5-20) 巡回健診実施状況】

	24年度	25年度	26年度	27年度
実施回数	314回	315回	330回	352回
受診者数	7,966人	8,541人	8,810人	8,656人

③ 船員手帳の健康証明書データの取得

被保険者の方は、船員法により、1年に1度必ず船員手帳の健康証明を受けることになっているため、生活習慣病予防健診を受診されなかった方に対し船員手帳の健康証明書データの提出をお願いし、よりの確に被保険者の健康状態を把握するよう努めています。

27年度においても、6月に3,288の船舶所有者に対し、26年度に生活習慣病予防健診を受診されなかった方の船員手帳の健康証明書データの提出をお願いする文書をお送りし、その後、8月に、文書による再依頼と新たに電話による提出勧奨も行いました。

また、11月初旬に生活習慣病予防健診未受診者に対して受診勧奨文書を自宅へお送りする際にも、船員手帳の健康証明書データの提出をお願いしたほか、関係団体等にも本件に係る広報にご協力をいただきました。

④ 広報による取組み

ア. 広報活動

協会のホームページやメールマガジン、健診業務の委託先である船員保険会のホームページを活用した広報を実施するとともに、パンフレット「船員保険のご案内」においても健診・保健指導について取り上げ、協会支部、年金事務所及び労働基準監督署の窓口に置きました。

また、全ての被保険者及び船舶所有者にお送りする「船員保険通信」にも、健診・保健指導のご案内を掲載しました。

さらに、船員保険部で使用する封筒の裏面を活用した広報を通年で実施するとともに、被扶養者資格の再確認時に健診に関するチラシを同封したほか、関係団体の機関誌や、「船員ほけん」、「船員しんぶん」等を活用するなど、積極的な広報に取り組みま

した。

イ. パンフレット等の送付による健診案内

年度初めに、受診券及び健診の案内パンフレット等を船舶所有者（4,325）あてにお送りし、生活習慣病予防健診の対象となる被保険者（40,893人）に配付いただくようお願いしました。

また、特定健診の対象となる被扶養者（23,585人）に対しては、年度初めに、受診券及び健診の案内パンフレット等を被保険者の登録住所へ直接お送りしました。

疾病任意継続被保険者（3,076人）とその被扶養者（2,072人）に対しては、年度初めに受診券及び健診の案内パンフレット等を被保険者の登録住所（3,088世帯）あてにお送りしました。

なお、健診の案内パンフレットは、27年度より、被保険者と被扶養者でページを分けて作成することにより、受診できる健診の種類や内容をわかりやすくしました。

ウ. 健診未受診者への勧奨

27年度中において、生活習慣病予防健診又は特定健診が未受診である加入者に対し、受診勧奨文書と、メタボリックシンドロームに該当する船員が増えていることを説明した「啓発チラシ」を10月末日にお送りしました。また船舶所有者にも同時期に「啓発チラシ」をお送りしました。

（船舶所有者 3,914、被保険者 26,920人、被扶養者 18,787人）

iii) 27年度の健診等実績

27年度における生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実施率については、図表 5-21 のとおりです。受診者数、実施率は、いずれも着実に増加しています。

特に被扶養者に関しては、病気の早期発見の観点から、特定健診の希望者に市町村が実施するがん検診との同時受診をお勧めするとともに、被扶養者も被保険者と同じように、がん検診の項目を含む生活習慣病予防健診を受けられるように25年度から見直したことで、受診者数は年々着実に増加しております。

なお、健診等実績の国への報告では、被保険者の健診について、図表 5-21 の「生活習慣病予防健診 40～74歳」の件数に船舶所有者等から収集した船員手帳の健康証明書データの件数を加えるほか、年度途中で加入・脱退した方を除いています。

（参考）健康証明書データの件数を含めて国に報告した際の被保険者の健診実施率

[平成 25 年度] 57.0% [平成 26 年度] 62.2%

【(図表 5-21) 生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実績 (速報値)】

		25年度		26年度		27年度		26年度比較増減	
		(対象者) 実施率	実施率	(対象者) 実施率	実施率	(対象者) 実施率	実施率	受診者数	実施率
生活習慣病予防健診 (被保険者の特定健診) 40～74歳		(対象者) 39,071人 (受診者) 13,937人	35.7%	(対象者) 38,525人 (受診者) 13,823人	35.9%	(対象者) 38,058人 (受診者) 13,898人	36.5%	75人	0.6%
生活習慣病予防健診 (被保険者) 35～39歳		(対象者) 4,671人 (受診者) 2,055人	44.0%	(対象者) 4,588人 (受診者) 2,042人	44.5%	(対象者) 4,592人 (受診者) 2,048人	44.6%	6人	0.1%
特定健康診査 (被扶養者) 40～74歳		(対象者) 25,640人 (受診者) 3,699人	14.4%	(対象者) 24,979人 (受診者) 3,910人	15.7%	(対象者) 24,266人 (受診者) 4,217人	17.4%	307人	1.7%
特定保健指導 (被保険者)	初回 面談	(対象者) 4,104人 (受診者) 804人	19.6%	(対象者) 3,981人 (受診者) 736人	18.5%	(対象者) 4,047人 (受診者) 1,047人	25.9%	311人	7.4%
	6か月 後評価	216人	5.3%	528人 [210人]	13.3% [5.3%]	566人 [277人]	14.0% [6.8%]	38人 [67人]	0.7% [1.5%]
特定保健指導 (被扶養者)	初回 面談	(対象者) 406人 (受診者) 49人	12.1%	(対象者) 435人 (受診者) 55人	12.6%	(対象者) 448人 (受診者) 67人	15.0%	12人	2.4%
	6か月 後評価	17人	4.2%	54人 [16人]	12.4% [3.7%]	62人 [33人]	13.8% [7.4%]	8人 [17人]	1.4% [3.7%]

注1) 健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者（独立行政法人等職員被保険者を除く。）を「(対象者)」とし、当該年度中に受診した者を「(受診者)」としています。

注2) 船員手帳の健康証明書データ取得分については、生活習慣病予防健診の実績(受診者)及び特定保健指導の母数(対象者)に含めていません。

注3) 25年度の「6か月後評価」には“前年度に初回面談を実施した方”を含めておりませんが、26年度以降の「6か月後評価」には含めています。（[]内の数値は、25年度以前と同様の方法で集計した場合の数値です。）

(3) 加入者の健康増進等を図るための取組みの推進

加入者の健康づくりを効果的かつ効率的に支援、促進することを目的として、次の業務を実施しました。

i) オーダーメイドの「情報提供冊子」の配付

生活習慣病予防健診等を受診しても自らの健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、一人ひとりの健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」を作成し、配付しました。

27年度においては、生活習慣病予防健診又は特定健診を27年度中に受診された方のうち、下記のアからエに該当する方へ配付するとともに、船員手帳健康証明書データ（証明日が27年度のものに限る。）の提供があった方についても引き続き同様に配付しました。

ア. 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導をご利用いただきたい方

イ. 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、すみやかに医療機関を受診いただきたい方

ウ. 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方

エ. 船員保険に加入後、初めて生活習慣病予防健診又は特定健診を受診される方
(35歳の被保険者又は40歳の被扶養者)

【配付状況】 27年9月～28年3月に毎月送付
約7,700部を被保険者宅へ直送。原則28年1月以降受診された方については、
28年4月から6月までに送付。

ii) 船員手帳健康証明書データの提供者に対する健康づくり支援

27年度中に受けた船員手帳健康証明書のデータを提供していただいた方に、i) のとおりオーダーメイドの「情報提供冊子」を配付しました。また、26年度受診分の健康証明書データを提供していただいた方には、ご自身の健診結果に興味を持っていただくためのパンフレット「船員手帳の健康証明書の見方」を作成し、8,084名に配付しました。

**船員手帳でわかる
あなたの健康**

**健康証明書と照らし合わせて
みましょう**

健康証明書の結果を見れば、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を判定し、心臓病のリスクを高め、糖尿病や高血圧、脂質異常症などの原因にもなります。

内臓脂肪の蓄積は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を判定し、心臓病のリスクを高め、糖尿病や高血圧、脂質異常症などの原因にもなります。

血圧は、心臓に負担をかけ、脳卒中や心筋梗塞などの原因にもなります。

肝臓は、脂肪が蓄積すると脂肪肝となり、重症化すると肝硬変や肝臓がんの原因にもなります。

あなたの数値にアドバイス 血圧

血圧の異常をチェックする検査です。血圧は高くなるほど心臓や血管に負担をかけ、脳卒中や心筋梗塞などの原因になります。生活習慣の改善と血圧管理で発病を予防しましょう。

	収縮期血圧	拡張期血圧
収縮期血圧	140mmHg以上	または 90mmHg以上
拡張期血圧	130-139mmHg	または 85-89mmHg
標準値	130mmHg未満	かつ 85mmHg未満
危険値	120mmHg未満	かつ 80mmHg未満

受診勧奨判定値の方 → 医療機関を受診!

血圧がたても高く、脳卒中や心筋梗塞を起こす危険性が高い状態です。すぐに医師や保健師に相談し、心臓病や脳卒中の予防のために、医師や保健師の指導に従ってください。

保健指導判定値の方 → 生活習慣の改善を!

血圧がやや高い状態です。健康な人と比べて、約1.5-2倍、脳卒中や心筋梗塞のリスクが高くなります。生活習慣の改善と血圧管理をお願いします。

基準値の方 → 今後も健診を受けて、数値をチェック!

健診を受けて数値の改善を確認しましょう。数値が基準値より高かったり、過去の数値と比べて悪化している場合は、今のうちから、食事・運動などの生活習慣を改善してください。

血圧が高いとどうなる?

血管が傷つき動脈硬化が進む → 脳や心臓、腎臓などに障害が起きる
血管のしなやかさがなくなり、血管が硬くなり、詰まりやすくなる → 脳や心臓、腎臓などに障害が起き、脳卒中や心筋梗塞、腎不全を発生する

血圧を下げるためにできること

- 減塩する: 減塩する。減塩する。減塩する。
- 減糖する: 糖質を減らす。糖質を減らす。糖質を減らす。
- 減脂する: 脂質を減らす。脂質を減らす。脂質を減らす。
- カリウムをとる: カリウムは体内の余分な塩分を排出し、血圧を下げる効果があります。野菜や果物を多く食べましょう。

健康証明書 (Medical Certificate) の見方

健康証明書 (Medical Certificate) の見方

健康証明書 (Medical Certificate) の見方

iii) 「健康度カルテ」を活用した船舶所有者への情報提供

船舶所有者の健康づくりに対する理解や意識を高め、船員の健康増進に積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、健診結果データに基づき、船舶所有者ごとの「健康度カルテ」を作成し、健診受診者（40歳以上）が20名以上いる船舶所有者に、郵送（120件）又は訪問（13件）による提供を行いました。

「健康度カルテ」では、血圧・脂質といった生活習慣病に関わるリスクの保有率などについて、自社の船員の状態が船員保険に加入する船員全体の平均と比べてどれだけ乖離しているかをレーダーチャートにより相対的に確認できるようにしています。

また、訪問用の「健康度カルテ」については、保健師からのコメント欄を設け、船舶所有者ごとの気になるリスクや改善のポイントなどについて、アドバイス等を記載しています。

【健康度カルテ（訪問用）】内容イメージ】

株式会社 様

平成26年度版

【船舶所有者別】健康度カルテ

株式会社 様 御社の平成26年度健診受診率（40歳以上） 73.5%

従業員の健康と健全な経営

近年、企業が従業員の健康に配慮することによって、生産性の向上を図り、組織の健康と健全な経営を維持していこうという考え方が注目されています。

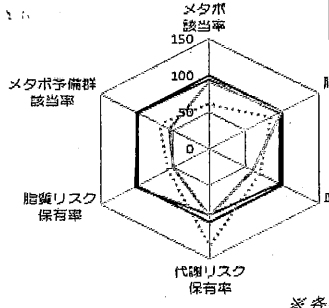
そこで、全国健康保険協会船員保険部では、今後の健康づくりの参考になればと思い、このたび、船舶所有者様向けに、御社の40歳～74歳の従業員（船員保険被保険者）の健康状態をまとめたレポートを作成いたしました。

ぜひ、ご一読いただき、御社の健康管理や健康増進にご活用ください。

御社の健康状態

1. 御社の船員の皆様は、どんな健康リスクを抱えているか？

御社の船員の健康リスク
（船員保険被保険者全体の平均リスクを100とした場合）
※リスクが高いほど円が大きくなります



メタボとは？

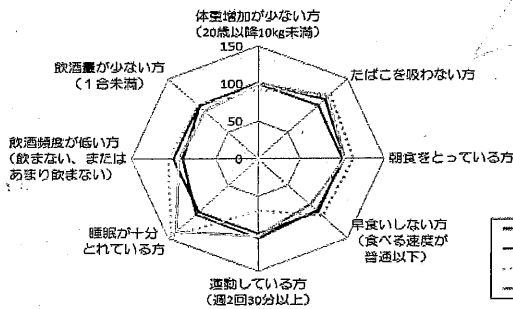
飲みすぎや食べすぎ、運動不足など、偏った圧・高血糖・脂質異常などを併発した状態となり、この状態を内臓脂肪症候群（＝メタボリックシンドローム）と診断され、糖尿病合併症など、重篤な疾患を引き起こすリスクが高くなります。メタボリックシンドロームの指標は「腹囲」です。かつ、血圧・代謝・脂質について、基準値を以上ある方は「メタボ」該当となります。



平成27年●月●日作成

2. 御社の船員の皆様の生活習慣についてご確認いただき、健康増進に向けた取組みの参考としてください。

御社の船員の生活習慣
（船員保険被保険者全体の健康度を100とした場合）
※円が大きいほど習慣が良いといえます



喫煙と生活習慣病

たばこには多くの有害物質が含まれており、喫煙者のみならず、その周りにいる人の身体にもダメージを与え、生活習慣病を引き起こす原因となります。喫煙者が多い事業所は、積極的に禁煙・分煙対策に取り組みましょう。禁煙を試みてもなかなか継続できない方には、禁煙外来や、市販の薬を試してみるのもよいかもしれません。

※各リスクの基準等についての説明は、最後のページをご覧ください。

保健師から御社へのコメント

気になるリスク・生活習慣

健康リスクをみると、「メタボ」や「メタボ予備群」の該当率が、平均（同船種平均・船員平均）と比べて低いことが分かります。「血圧」「脂質」のリスク保有率も平均より低くなっており、動脈硬化を進めるリスクが高くないのが素晴らしいところです。ただ、糖尿病に關係する代謝リスクが高いのが気になります。糖代謝の悪化は、肥満や血圧、脂質の異常につながります。また、平成26年度は、25年度に比べ、すべてのリスクが高くなっているのも気になります。生活習慣のリスクでは、「飲酒頻度」及び「睡眠」が良い結果となっています。

改善のポイント

- 糖代謝のコントロールには、「内臓脂肪を増やさないために食べる量を意識する」、「出来てしまった脂肪を燃やすために筋肉を動かす」ことが大切になります。脂肪が多くなると、血糖値を抑えるインスリンの働きが悪くなり、糖尿病を発症するリスクが高まるためです。
- 内臓脂肪を増やさない食べ方としては、食物繊維を多く摂り、更に食物繊維から食べることをお勧めします。食物繊維は、海藻類・豆類・きのこ類などに多く含まれ、糖尿病のほか、高血圧の予防にもなります。是非広く周知したいところです。
- 有酸素運動が脂肪を燃やします。「生活でプラス10分体を動かす」ために、歩数計の利用を始めてみませんか？ 10分のウォーキングは約1,000歩。現在より1,000歩ずつ増やすことを意識して、1日10,000歩を目指しましょう。歩数が1,000歩増えると、腹囲は10%前後減少するとの報告があり、脂質・代謝・血圧の改善も認められています。また、勤務中の歩数を知ることで、自分の活動量の目安がわかります。

iv) 出前健康講座の開催

船員が研修や会合等で集まる機会に保健師を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を行う、いわゆる「出前健康講座」の取組みを積極的に実施しました。

講習のテーマは、メタボリックシンドローム対策や生活習慣病（特に糖尿病や高血圧など）の予防など様々ですが、船舶所有者や参加される被保険者等のご希望を踏まえて、健康づくりに積極的に取り組んでいただくきっかけとなるような話をしています。

27年度は、船員災害防止協会のご協力もあり、9月の船員労働安全衛生月間を中心に、年間で32回開催し、1,526名に講習を受けていただくことができました。

【(図表 5-22) 出前健康講座実施状況】

	24年度	25年度	26年度	27年度
実施回数	2回	11回	11回	32回
参加人数	91名	451名	367名	1,526名

4. 福祉事業の着実な実施

27年度においても、船員労働の特殊性に対応した、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業を実施しました。

無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院）に、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に、また、保養事業等については、一般財団法人船員保険会等にそれぞれ業務委託し、専門的技術、知見等を有する関係団体の協力の下、事業の円滑かつ効率的な実施に努め、加入者の生命の安全確保及び福利厚生の上を図りました。

特に保養事業は、各施設の利用状況や船員保険協議会におけるご意見等も踏まえた上で、船員保険保養所において船員の宿泊を優先的に確保するための室数及び1室1日当たりの金額の見直し等を行い、その効果的かつ効率的な事業の実施に努めました。

また、27年7月に、24年10月以降休止していた神戸の船員保険総合福祉センター（みのたにグリーンスポーツホテル）がリニューアルオープンしたことに伴い、当該センターにおける宿泊助成事業を再開しました。

27年度においては、これらの動きや26年4月から保養事業の新たな取組みとして開始した旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用者数が伸び悩んだことを踏まえ、保養事業全般について、加入者や船舶所有者等へ「船員保険通信」及び「船員保険のご案内」等において周知するなど、広報に努めました。

【(図表 5-23) 福祉事業の実績】

		25年度	26年度	27年度	前年度比
無線医療助言事業	通信数	1,088	913	1,074	161
洋上救急医療援護事業	出勤件数	18	25	15	△10
保養事業	利用宿泊数	10,319	11,028	11,215	187
	入浴利用数	4,543	7,691	15,752	8,061
契約保養施設利用補助事業	利用宿泊数	1,607	2,299	2,735	436
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業	利用者数	-	214	753	539
	利用宿泊数	-	298	1,106	808

5. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営

i) 実績や能力本位の人事の推進

個々の職員の役割や目標を明確にするため、全職員が半期ごとに目標達成シートを作成し、期首に設定した目標に対する達成度を含め、その期間の取組内容や成果を評価結果に反映する目標管理方式による人事評価を行い、その結果を賞与や定期昇給、昇格に反映する等、適切な運用を実施しています。また、適材適所の人員配置や人材育成、組織の活性化を目的として、27年10月に全国規模の人事異動及び配置換えを行いました。

このほか、現行の人事制度の課題等を解消するとともに、協会の理念を具現化する職員の育成及び職員のモチベーションの維持・向上を図ることを目的として、人事制度の改定の検討に取り組んできました。これまで、23年度から26年度にかけて10回にわたり「人事制度検討委員会」において人事制度改定の基本的な方向性や改定内容について議論を行い、新たな人事制度の基本的な設計を26年度末までに終えました。27年度においては、制度の詳細について検討を進めたほか、27年10月から12月初めにかけて、総務部が全支部を訪問して人事制度改定の背景や新たな人事制度の内容について直接説明するとともに、意見交換を行いました。

なお、新たな制度の運用開始時期に関し、人事評価制度については年度単位で運用する必要があるため28年4月から運用を開始し、役割等級制度、給与制度及び人材育成制度については28年10月から運用を開始することとしており、今後は、それらの制度の運用開始に向け、各種規程の整備をはじめ円滑な実施のための準備を進めることとしています。

ii) 協会の理念を実践できる 組織風土・文化の更なる定着

節目となる4月、10月及び1月のほか、27年度は6月の業務・システムの刷新に際して全職員に対し理事長からメッセージを発信し、協会のミッションや目標等についての徹底を図りました。また、社内報として「協会けんぽ通信」を定期発行しているほか、業務・システムの刷新後には、支部長会議資料や各支部の創意工夫ある取組み事例等を各職員の端末から閲覧しやすくする等、協会全体の運営方針に関する組織内の情報共有や活性化を図っています。

更に、協会のミッションや目標、職員へ期待すること等を、研修の機会を活用し、職員へ繰り返し伝えることにより、協会の理念のもと新たな組織風土・文化の更なる定着に取り組ましました。

iii) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、職員に行動規範小冊子を常時携行させ、コンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する職員の意識の醸成を図っています。

27年度は、10月にパワーハラスメントの防止をテーマとして取り上げた「コンプライアンス通信」を発行して職員の意識の啓発を図ったほか、本部コンプライアンス委員会を11月に開催し、通報事案についての措置の決定等を行いました。

コンプライアンス、ハラスメント防止、情報セキュリティ及び個人情報保護に関しては、各支部の職員研修において毎年度継続的に実施しておりますが、これらについては、新規採用者全員を対象とした研修においても講座を設け、その徹底に努めています。

【協会の職員端末の外部との不審な通信について】

27年6月、協会で使用する職員端末のうち4台が外部との不審な通信を行っていたことが判明しました。この不審な通信での個人情報の漏えいは確認されませんでした。4台の端末は、個人情報暗号化やパスワードの設定なしに保管されている不適切な状況でした。

協会においては、個人情報保護の徹底に関し、これまでも内部監査を実施するとともに、各支部において個人情報の管理状況の自主点検も行ってきましたが、今回の事案を踏まえ、「個人情報等の適正な管理と職員の教育」、「基幹系・情報系システムとは別システムによるインターネット接続」、「CSIRT (Computer Security Incident Response Team) の設置等インシデント対応の強化」、「協会経営におけるリスク評価・管理の在り方の検討」といった対策を講じることにより、情報セキュリティ及び個人情報保護を一層強化し、協会加入者の皆様の個人情報を確実に守りいたします。

iv) リスク管理

協会本部の所在地において大規模地震等の災害が発生した際の具体的な初動対応(人命保護等)を定めた初動対応マニュアルについて、協会内部のリスク管理委員会での審議を経て27年4月に完成させました。

また、災害発生時の業務への影響が大きい情報システムに係る事業継続計画として、業務・システム刷新に際し、データセンターを東西2か所に設置し相互にバックアップする態勢とするるとともに、シンクライアント端末を導入し船員保険部職員が他のオフィスで業務を継続すること等を可能とする仕組みを構築しました。

協会では、更に災害の備えに万全を期すため、地域性等を反映させた支部ごとの初動対応マニュアルや、災害により本部拠点に甚大な被害が発生した際に重要業務を速やかに復旧させるための具体的な手順等を定めた事業継続計画について、28年度の完成に向けて、27年度から作成に着手しています。

(2) 人材育成の推進

各階層に求められる役割についての理解と必要な能力の習得を目的とした階層別研修、各業務に必要な知識の習得、スキルのアップを目的とした業務別研修、ハラスメント防止等のテーマによる特別研修を実施しました。その他、支部の実情に応じた支部別研修、自己啓発の支援として通信教育講座の斡旋等を実施しました。

階層別研修については、新任支部長研修、新任部長研修、リーダー研修、スタッフ研修、一般職基礎研修等を開催しました。協会のミッションや協会を取り巻く環境、それぞれの階層に期待する役割や必要な知識・能力・思考を習得させる研修内容としました。

また、今後の目標設定やスキルアップの参考としてもらうためのフォローアップとして、研修受講後の行動変容を周囲の職員に半年間観察してもらい、その結果を研修受講者本人にフィードバックすることで客観的な視点で自己を振り返る多面観察を実施し、研修効果を高めるよう努めました。

業務別研修については、情報セキュリティ研修、統計分析研修、レセプト点検員(医科・歯科)研修、求償事務担当者研修、債権担当者研修、お客様満足度向上研修、保健師等(全国・ブロック)研修、データヘルス計画の評価に関する研修等の各業務の特性に応じた研修を実施し、必要な知識の習得及びスキルアップを図りました。

特別研修については、ハラスメント防止研修、訴求力・営業力・発信力強化研修の2講座を

対象に実施しました。

ハラスメント防止研修では、管理者層を対象に、ハラスメントのない職場を目指す取り組みを中心とした職場環境構築方法等についての研修を実施しました。訴求力・営業力・発信力強化研修では、営業に係る基礎知識、マナー、ステークホルダーとの折衝・交渉、コミュニケーション等について習得し、今後、協会が対外的に保険者機能を発揮していくうえでの基礎力向上に努めました。

また、職員が自己啓発に取り組むための支援として実施している通信教育講座の斡旋について、受講費用の一部を協会が負担する推奨講座を増加する等の方策により、職員の受講意欲の向上を図りました。

(3) 業務改革の推進

船員保険の業務等に対するお客様等からの声を収集、分析することとしたほか、多角的な視点から業務改善策等を検討し、業務の効率化とお客様サービスの向上を推進するため、25年度に、船員保険部内にサービス向上委員会を設置し、27年度においても、四半期ごとに開催しました。

また、システム関係では、レセプト点検の実施に当たって、自動的に対象レセプトを抽出するシステムを本格稼働し医療費の適正化に努めました。

(4) 経費の節減等の推進

事務費削減のための取組みとしては、コピー用紙、トナー、各種封筒等については本部において全国一括入札を行い、経費削減と在庫管理の適正化を図ったほか、事務用品等の消耗品については、Web発注(インターネット環境遮断状況にあってはFAXに切り替えて発注)し、スケールメリットによるコストの削減及び随時発注による在庫量の削減を図りました。

また、調達にあたっては、契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約が必要なものについては、調達審査委員会において個別に調達内容、調達方法、調達費用等の妥当性について審査を行っています。

第6章 東日本大震災及び熊本地震への対応について

1. 東日本大震災への対応

23年3月に発生した東日本大震災では、医療保険者として被災された加入者の方の費用負担の軽減等についての対応を行ったほか、自治体等との連携による被災地での支援活動を行ってきました。このうち費用負担の軽減については、27年度においても引き続き「医療機関等での窓口負担（一部負担金等）の免除」、及び「健診・保健指導の自己負担分の還付」を実施しました。

(1) 震災後の加入者及び船舶所有者への対応

被災者の方が医療機関にかかる際に保険証の提示がなくとも受診を可能としたほか、23年5月に成立した特別法（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律）や国の方針などに基づく対応として、被災地域に所在する事業所への社会保険料の免除措置が取られたほか、被災された加入者が医療機関等を受診した際の窓口負担（一部負担金等）を免除する、また健診や保健指導を受けた際の自己負担分を還付するなどの費用負担の軽減等について対応を行いました。

(2) 27年度における加入者及び船舶所有者への対応

協会では、国の方針や財政措置等を踏まえ、27年度においても被災された加入者への必要な措置を以下の通り継続して実施しました。

i) 医療機関を受診した際の一部負担金等の免除

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、協会が発行する免除証明書を提示することにより、医療機関等を受診した際の窓口負担（一部負担金等）を免除する措置を27年度も継続実施しました。なお、上位所得者のうち避難指示解除準備区域の設定が26年度中に解除された地域の加入者及び特定避難勧奨地点（ホットスポット）の指定が解除された地域の加入者については、それぞれ27年9月30日、28年2月28日までで免除措置を終了しました。

（参考）協会における一部負担金等の免除証明書の発行状況（累計）

〔船員保険〕

	発行枚数
平成28年3月31日現在	8,995

ii) 健診及び保健指導を受けた際の自己負担の還付

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、受診した健診・保健指導に係る自己負担分の還付を27年度においても継続実施しました。なお、一部の加入者について、健診・保健指導に係る費用の還付を終了しています。上位所得者のうち、26年度中に避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）の指定が解除された加入者については27年度内の受診をもって還付を終了しました。

2. 熊本地震（28年度）への対応

28年4月に発生した熊本県を中心とする地震により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

協会では、今般の地震により甚大な被害を受けられた加入者の方について、医療機関等を受診された際の窓口での負担金の支払いを免除するなどの対応を行ったほか、地震発生後に加入者の皆様へのサービスが低下することのないよう、協会における事業の継続について機動的かつ組織的な対応を行いました。

なお、熊本支部では16日（土）の本震発生以降、建物被害等により18日（月）のみ業務を停止しておりましたが、4月19日より業務を再開いたしました。

(1) 加入者及び船舶所有者への対応

地震発生後、被災された加入者や船舶所有者には主に以下のような対応を行うとともに、これらの対応については迅速かつ丁寧な周知・広報に努めました。

i) 保険証を医療機関に提示できない場合の特例的扱いについて

被災に伴い、厚生労働省において、保険証を紛失あるいは自宅に残されたまま避難された場合であっても、医療機関等の受診が可能とされました。医療機関の窓口において、「氏名」「生年月日」「連絡先（電話番号等）」「お勤め先（船舶所有者名）」を申し出ることにより、保険証の提示が無くても受診が出来ることについて協会のホームページなどでの周知を行いました。

また、保険証の再交付手続きについては、船舶所有者を経由した申請が困難な場合については加入者から直接受け付けることを可能としたほか、希望がある場合には避難先へ保険証を送付するなど柔軟な対応を行いました。

ii) 医療機関で受診した際の一部負担金等の支払いについて

被災された加入者の方が医療機関等を受診した場合については、窓口での支払い（一部負担金等）をせずに受診が可能となるよう対応しました。

具体的には、地震後の初動対応として、28年7月末までの診療等にかかる一部負担金等の支払いを猶予することとしましたが、その後、一部負担金等の支払いについては免除することを決定いたしました。また、対象となる方が医療機関の窓口で申告しなかったこと等の理由によって支払い済みの場合には、後日、一部負担金等を還付する取扱いとしました。

なお、この取扱いについては協会のホームページ上で加入者へ周知したほか、厚生労働省を通じて都道府県をはじめとする関係者にも広く周知されました。

iii) 疾病任意継続保険料の取扱いについて

疾病任意継続被保険者の方に対して、保険料の納付期限の延長を行いました。具体的には、28年5月分（納付期限5月10日）及び6月分（納付期限6月10日）の保険料について、期限までに納付が困難な方については、申し出によって納付期限を7月11日まで延長することとしました。

また、熊本在住の方には、納付期限の延長が可能である旨のお知らせをお送りするとともに、ホームページ上でも周知しました。

iv) その他

日本年金機構において、対象地域（熊本県）に所在地を有する船舶所有者の社会保険料（厚生年金保険料、船員保険料、子ども・子育て拠出金）の納期限が延長され、預金口座からの引き落としについては納期限が延長されている間は停止する措置が取られました。また、申請によって、社会保険料の納付の猶予を受けることができることとされました。

(2) その他

医療機関を受診した際の一部負担金等の免除などへの対応については、財政負担が生じることになります。協会では、被災者への継続的支援と保険者の安定運営確保を目的として、28年4月28日、これらの負担に対する財政支援措置に関する要望書（28年熊本地震の地震対策に関する緊急要望書）を健康保険組合連合会と共同で厚生労働大臣に提出しました。

このような財政支援は、過去には23年3月に発生した東日本大震災において予算措置されたことがあります。この度の熊本地震については28年5月に成立した28年度第一次補正予算では同様の措置はされませんでした。残念な結果ではありましたが、協会としては政府のもとで実施されている支援対策なども踏まえ、今後も熊本地震による被災者のために、政府の取り組みに可能な限り協力していく所存であります。

第7章 平成27年度の総括と今後の運営

1. 平成27年度の総括

各種現金給付の支払いや保険証の交付などの基本的な業務については、加入者の視点に立った迅速かつ正確なサービスの提供に努めました。その結果、傷病手当金等の支給等に要する標準日数を定めたサービススタンダードの達成率は、3年連続で100%となっており、傷病手当金等の支給決定通知書をお送りする際等に実施したお客様満足度調査においても、概ね高い評価をいただくことができました。

保険者機能の強化、発揮という観点からは、これまでも、効率的な医療の実現に向けて、ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検の効果的な実施、情報提供及び広報の充実等に積極的に取り組んできました。なお、ジェネリック医薬品の使用割合については、医療保険全体の平均を上回る水準で推移しており、28年3月末で66.2%の実績をあげることができました。また、レセプト点検の実施に当たっては、自動点検システムを活用し、その効果的な実施を図る等の取組みを行いました。情報提供及び広報に関しては、28年4月からの船員保険法の制度改正等について、丁寧な情報提供に心掛けるとともに、インターネットを利用されない方々等への紙媒体による情報提供及び広報の充実に取り組ましました。

保健事業については、生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実施率の向上を目指して、引き続き、健診等の実施体制の拡充・工夫に取り組ましました。特に、被扶養者については、25年度から特定健診に加えて、がん等の検査を含む生活習慣病予防健診を受診できるよう見直した効果が現れてきており、その相乗効果として、特定保健指導について、目標を大きく上回る実績をあげることができました。一方で、被保険者については、健診受診率の伸びが頭打ちの状態にあり、今後29年度末までに国から示された目標値を達成するには、一層の取組みが必要です。なお、健診等以外にも、加入者の健康づくりを適切に支援することがより一層求められているなか、26年度に策定した「船員保険データヘルス計画」の初年度において、喫煙率の減少を目指した取組みを中心に着実に実施しました。具体的には、ストーリー性のあるマンガを用いた喫煙対策冊子を作成し、全船舶所有者と喫煙者に送付することにより喫煙意識の醸成を図りました。併せて、幅広く加入者に周知するため、ホームページに全6回にわたり喫煙対策記事を掲載しました。また、一人ひとりの健診結果に応じた、いわゆるオーダーメイドの「情報提供冊子」の配付や船員が集まる研修等の場で保健師が健康づくりに関する話をする出前健康講座の開催なども継続して行いました。

福祉事業については、船員労働の特殊性に対応して、関係団体等の協力の下、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等を実施しました。なお、保養事業については、27年7月に船員保険総合福祉センター（みのたにグリーンスポーツホテル）が本格的に営業を再開したことを受け、関係団の機関誌等や、船員保険部のホームページ等で、利用促進に向けた周知、広報に努めました。

事業運営全般について見てみると、決算からは、財政的には比較的安定した1年であったと評価できます。被保険者数は、漁業関係者が減少した以上に汽船関係者が増加し、全体では昨年度より増加しました。また、保険料を負担いただく際の基礎となる被保険者の所得は、4年連続で増加しており、過去最高水準となるなど、制度の安定運営を図る上で追い風となる変化

も見られました。

しかしながら、加入者1人当たり医療給付費が引き続き、増加していること、今後高齢化の進展に伴って増大することが確実な高齢者の医療費を支えるための支出が依然として船員保険全体の支出の約3分の1を占めていること等に鑑みれば、安定した制度運営を維持していくためには、加入者数や医療費等に関する各種指標の動向を見極めながら、中長期的な視点から、慎重な事業運営を継続していくことが必要です。

2. 今後の運営

28年度の事業運営に当たっては、PDCAサイクルに則って「船員保険データヘルス計画」の内容を見直し、更新していくことにより、加入者の健康づくりを効果的かつ効率的に支援、促進し、中長期的には医療費負担の軽減を実現することができるよう、努めてまいります。

特に船員保険の加入者については、これまでの健診結果データ等から、他の医療保険の加入者と比べてメタボリックシンドロームの保有率が高く、かつ、国民全体と比べると喫煙率が高いという特徴があることが明らかになっており、27年度の喫煙対策冊子に引き続き28年度では、メタボリックシンドロームの保有率の減少を目指して、船員が活用しやすい健康づくり冊子を作成することとしています。

さらに、船員保険データヘルス計画を効果的かつ効率的に推進するに当たっては、加入者個人への働きかけにとどまらず、船舶所有者や関係団体等と連携して、職域全体で取組みを推進していくことが重要であり、引き続き関係者間の連携を強化してまいります。また、外部機関を活用した、データの収集、分析体制の整備、強化にも取り組むほか、引き続き、情報提供や広報活動を強化し、積極的に情報発信を行っていくとともに、アンケート調査結果等も活用して、被保険者や船舶所有者のご意見やご要望等をできるだけ事業運営に反映させてまいります。

さらに、特定健診及び特定保健指導については、これまでの受診率向上の取組みによって、一定の成果が出てきていますが、国から示された29年度末の実施率の目標水準を達成するためには、受診率向上の取組みを一層加速していく必要があることから、実施体制の更なる整備、強化を図ってまいります。

28年度は、上に述べたような取組みを着実に進めることにより、医療費や傷病手当金等の現金給付の給付主体としてだけではなく、加入者が将来にわたって、安心して健康に暮らすことができるよう、その健康づくりを支援するという役割を積極的に果たすことができる、存在感のある保険者となることを目指して、業務に励んでまいります。

今後とも、船員労働の特殊性を十分考慮した事業実施を図るとともに、各種指標の動向、中長期的な財政見通し等を踏まえながら、安定的な事業運営に努めてまいりますので、引き続き、ご支援ご協力をお願いいたします。

協会の運営に関する各種指標（船員保険関係数値）

【目標指標】

		目標	実績	
サービススタンダードの遵守	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数の目標（10営業日）の達成率	100%	100% (100%)	
	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数	10営業日以内	平均 5.56日 (平均 5.90日)	
保険証の交付	資格情報の取得（年金事務所からの回送）から保険証送付までの平均日数	3営業日以内	平均 2.00日 (平均 2.00日)	
疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得（年金事務所からの回付）のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数	3営業日以内	平均 1.95日 (平均 1.99日)	
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者	40.5%	36.5% (35.9%)
		被扶養者	19.0%	17.4% (15.7%)
船員手帳健康証明書データの取得	船員手帳健康証明書データの取得率	32.0%	※1 (25.6%)	
保健指導の実施	特定保健指導実施率 (6か月後評価) ※2	被保険者	19.0%	14.0% (13.3%) ※3
		被扶養者	7.0%	13.8% (12.4%)
レセプト点検効果額	加入者1人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース）	123円を上回る	133円 (113円)	

※1 27年度の船員手帳健診証明書データについては、現在、実績データ取込中である。

※2 「6か月後評価」には“前年度に初回面談を実施した方”を含めています。

※3 船員手帳の健康証明書データ取得分については収集中のため、被保険者の特定保健指導実施率の計算には含めていません。

※4 () 内は、26年度の数値です。

【検証指標】

		実績		
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数		10件	(18件)
	疾病任意継続関係		0件	(0件)
	船員保険 給付種別	療養費	5件	(2件)
		高額療養費	0件	(1件)
		傷病手当金	0件	(1件)
		休業手当金	0件	(5件)
		出産手当金	0件	(0件)
		出産育児一時金	1件	(0件)
		療養補償証明書	0件	(2件)
		その他	0件	(0件)
		健診関係	1件	(1件)
	保険証関係	3件	(4件)	
	その他	0件	(2件)	
	お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付 件数とその内容	苦情	4件
ご意見ご提案			13件	(22件)
お礼・お褒めの言葉			4件	(12件)
お客様満足度	調査内容と満足度	申請に対する満足度	80.0%	(79.0%)
		手続き方法に対する満足度	88.4%	(85.9%)
		職員の応接態度に対する満足度	95.5%	(92.4%)
		サービス全体としての満足度	82.8%	(83.5%)
レセプト点検	被保険者1人当たり資格点検効果額		4,845円	(5,172円)
	被保険者1人当たり外傷点検効果額		694円	(791円)
	被保険者1人当たり内容点検効果額		1,135円	(1,263円)
業務の効率化・経費の削減	船員保険給付担当職員1人当たりの給付業務処理件数		1,656件	(1,507件)
	契約件数及び割合(100万円を超える契約)		25件	[100.0%]
	一般競争入札による契約		12件	[48.0%]
	企画競争による契約		0件	[0.0%]
	随意契約		13件	[52.0%]
	随意契約の内訳(100万円を超える契約)		13件	[100.0%]
	事務所賃貸(工事、清掃等)関係		0件	[0.0%]
	システム(改修、保守、賃貸)関係		6件	[46.0%]
	一般競争入札不落による契約		0件	[0.0%]
その他		7件	[54.0%]	

	コピー用紙等の消耗品の使用状況	コピー用紙	398 箱	(421 個)
		プリンタートナー (黒)	23 個	(38 個)
		プリンタートナー (カラー)	19 個	(38 個)

※1 船員保険給付担当職員 1 人当たりの給付業務処理件数については、長期給付 (障害年金等) の処理に係るものを除く。

※2 () 内は、26 年度の数値である。

※3 [] 内は、数値の構成比である。

平成27年度の財務諸表等

平成27年度
決算報告書

第8期

自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月31日

全国健康保険協会

船員保險勘定

決算報告書

(船員保険勘定)

(単位: 百万円)

収 入				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険料等交付金	36,036	35,416	△620	前年度未交付額の減
疾病任意継続被保険者保険料	1,151	1,310	159	被保険者数及び標準報酬月額が見込みを上回ったことによる増
国庫補助金	2,794	2,791	△3	注1①
国庫負担金	182	182	-	
職務上年金給付費等交付金	6,053	6,053	-	
貸付返済金収入	1	0	△1	
運用収入	84	80	△4	
雑収入	84	88	4	
累積収支からの戻入	1,542	1,565	24	
計	47,926	47,485	△441	
支 出				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険給付費	26,494	26,078	△416	保険給付費(経過措置分)が見込みを下回ったことによる減 注1②
拠出金等	10,799	10,816	16	
前期高齢者納付金	3,773	3,780	7	
後期高齢者支援金	6,372	6,382	10	
老人保健拠出金	0	0	△0	
退職者給付拠出金	655	654	△1	
介護納付金	3,138	3,137	△0	
業務経費	2,993	2,399	△594	
保険給付等業務経費	147	107	△40	
レセプト業務経費	24	21	△3	
保健事業経費	589	485	△104	健康診断率が見込みを下回ったことによる減
福祉事業経費	2,191	1,764	△427	特別支給金が見込みを下回ったことによる減 注2
その他業務経費	43	22	△20	
一般管理費	984	778	△207	
人件費	412	352	△60	欠員による減 注3
福利厚生費	1	0	△1	
一般事務経費	571	425	△146	マイナンバー実施に要するシステム開発が26年度に持ち越したことによる減
貸付金	1	0	△1	
雑支出	48	307	259	職務上年金給付費等交付金返還金の増 注1③
予備費	150	-	△150	
累積収支への繰入	3,318	-	△3,318	
計	47,926	43,515	△4,411	
収支差	0	3,970	3,970	

(注1) 東日本大震災関係の特例等は以下のとおり。

- ① 国庫補助金には、平成27年度災害臨時特例補助金(1百万円)、平成27年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金(0.2万円)を含めて計上している。
- ② 保険給付費には、一部負担金等免除に伴う費用(1百万円)を含めて計上している。
- ③ 雑支出には、平成26年度災害臨時特例補助金返還金(10百万円)、平成26年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金返還金(0.4万円)を含めて計上している。

(注2) 福祉事業経費には、特別支給金(予算額:1,827百万円、決算額:1,534百万円)など、職務上の事由による保険給付を受給している者に対し付加的に支給する現金給付の費用が含まれている。

(注3) 常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。

(注4) 収支差は3,970百万円は、累積収支に繰り入れる。

(注5) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

平成27年度

財 務 諸 表

第8期

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

全国健康保険協会

船員保險勘定

【船員保険勘定】

貸借対照表

平成28年3月31日現在
(単位：円)

科 目	金 額	
資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金	13,990,001,021	
未収入金	2,894,499,474	
前払費用	7,892	
未収収益	10,621,152	
貸倒引当金	△ 222,338,943	
流動資産合計		16,672,790,596
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	11,566,717	
工具備品	8,346,400	
有形固定資産合計	19,913,117	
2 無形固定資産		
ソフトウェア	116,182,221	
無形固定資産合計	116,182,221	
3 投資その他の資産		
金銭の信託	28,903,824,371	
投資その他の資産合計	28,903,824,371	
固定資産合計		29,039,919,709
資産合計		45,712,710,305

(単位：円)

科 目	金 額	
負債の部		
I 流動負債		
未払金	3,299,552,027	
未払費用	9,400,428	
預り補助金	401,000	
前受収益	124,122,691	
賞与引当金	25,523,114	
役員賞与引当金	1,374,692	
流動負債合計		3,460,373,952
II 固定負債		
退職給付引当金	424,084,281	
役員退職手当引当金	612,739	
固定負債合計		424,697,020
負債合計		3,885,070,972
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	465,124,590	
資本金合計		465,124,590
II 船員保険法第124条の準備金		
準備金	38,752,407,486	
準備金合計		38,752,407,486
III 利益剰余金		
当期末処分利益	2,610,107,257	
(うち当期純利益)	(2,610,107,257)	
利益剰余金合計		2,610,107,257
純資産合計		41,827,639,333
負債・純資産合計		45,712,710,305

【船員保険勘定】

損益計算書

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月 31日

(単位：円)

科 目	金 額		
経常費用			
事業費用			
保険給付費			25,894,570,567
拠出金等			
前期高齢者納付金	3,779,569,498		
後期高齢者支援金	6,381,721,125		
老人保健拠出金	177,368		
退職者給付拠出金	654,030,275		10,815,498,266
介護納付金			3,137,492,148
業務経費			
保険給付等業務経費			
人件費	274,035,417		
福利厚生費	281,465		
委託費	5,901,514		
郵送費	23,587,438		
減価償却費	23,375,269		
その他	37,801,845	364,982,948	
レセプト業務経費			
人件費	22,385,191		
福利厚生費	38,766		
委託費	5,810,814		
郵送費	834,168		
減価償却費	7,909,644		
その他	466,855	37,445,438	
保健事業経費			
健診費用	293,668,349		
委託費	181,299,643		
郵送費	9,374,899		
その他	544,865	484,887,756	
福祉事業経費			
福祉事業給付金	1,555,001,782		
委託費	187,848,753		
郵送費	2,111,218		
減価償却費	3,643,888		
その他	3,308,520	1,751,914,161	
その他業務経費		22,389,333	2,661,619,636
一般管理費			
人件費		121,988,545	
福利厚生費		85,414	
一般事務経費			
委託費	166,796,426		
地代家賃	100,112,275		
システム関連費	7,587,840		
その他	100,422,420	374,918,961	
減価償却費		1,568,292	
その他		13,503,015	512,064,227
事業費用合計			43,021,244,844

(単位：円)

科 目	金 額		
経常費用合計			43,021,244,844
経常収益			
事業収益			
保険料等交付金収益		35,416,000,000	
疾病任意継続被保険者保険料収益		1,262,000,485	
職務上年金給付費等交付金		5,823,998,919	
国庫補助金収益		2,788,191,942	
国庫負担金収益		182,116,000	
診療報酬返還金収入		339,327	
返納金収入		55,873,431	
損害賠償金収入		32,622,182	
その他		1,800	
事業収益合計			45,561,144,086
事業外収益			
財務収益			
受取利息	2,278,025		
金銭の信託運用益	67,601,314	69,879,339	
雑益		106,591	
事業外収益合計			69,985,930
経常収益合計			45,631,130,016
経常利益			2,609,885,172
特別損失			
固定資産除却損		1,347,501	1,347,501
特別利益			
貸倒引当金戻入益		1,575,875	1,575,875
税引前当期純利益			2,610,113,546
法人税、住民税及び事業税			6,289
当期純利益			2,610,107,257

【船員保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 25,930,496,072
抛出金等支出	△ 10,809,335,265
介護納付金支出	△ 3,157,593,148
国庫補助金返還金支出	△ 253,173,633
被保険者貸付金支出	△ 218,000
人件費支出	△ 403,884,218
その他の業務支出	△ 2,727,408,402
保険料等交付金収入	35,005,563,000
疾病任意継続被保険者保険料収入	1,316,078,669
国庫補助金収入	8,843,683,000
国庫負担金収入	182,116,000
抛出金等返還金収入	45,999
被保険者貸付返済金収入	218,000
その他の業務収入	91,718,168
小計	2,157,314,098
利息の受取額	2,278,025
法人税等の支払額	△ 700
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,159,591,423
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
金銭の信託の減少による収入	1,502,494,000
有形固定資産の取得による支出	△ 4,671,000
無形固定資産の取得による支出	△ 15,339,132
資産除去債務の履行による支出	△ 692,876
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,481,790,992
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	0
IV 資金の増加額	3,641,382,415
V 資金期首残高	10,348,618,606
VI 資金期末残高	13,990,001,021

【船員保険勘定】

利益の処分に関する書類

(単位：円)

科 目	金 額
I 当期末処分利益	2,610,107,257
当期純利益	2,610,107,257
II 利益処分類	2,610,107,257
船員保険法第124条の準備金繰入額	2,610,107,257
III 次期繰越利益	-

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の船員保険法第124条の準備金残高は 41,362,514,743円となります。

注 記 事 項

I 財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成 20 年 9 月 26 日厚生労働省令第 144 号）に定める基準により作成しております。

II 重要な会計方針

1. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

償却原価法（定額法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	13～15 年
工具備品	5～15 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用のソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に 5 年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 23 日法律第 30 号）附則第 26 条第 3 項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第 27 条第 2 項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 182 号）第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4. 船員保険法第124条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令（昭和28年8月31日政令第240号）第28条に定める基準により、計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

6. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

III 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額

10,691,814円

IV 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

V キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	13,990,001,021円
資金期末残高	13,990,001,021円

VI 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正15年6月30日勅令第243号）第1条に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,990,001,021	13,990,001,021	
(2) 未収入金 貸倒引当金	2,894,499,474 △222,338,943		
	2,672,160,531	2,672,160,531	
(3) 金銭の信託	28,903,824,371	29,157,231,631	253,407,260
資産計	45,565,985,923	45,819,393,183	253,407,260
(1) 未払金	3,299,552,027	3,299,552,027	
負債計	3,299,552,027	3,299,552,027	

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

(3) 金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

VII 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高

411,777,351 円

勤務費用	21,857,899 円
利息費用	3,896,257 円
数理計算上の差異の発生額	68,929,137 円
退職給付の支払額	6,543,832 円
退職給付債務の期末残高	499,916,812 円

- (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	499,916,812 円
未積立退職給付債務	499,916,812 円
未認識数理計算上の差異	△75,832,531 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	424,084,281 円
退職給付引当金	424,084,281 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	424,084,281 円

- (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	21,857,899 円
利息費用	3,896,257 円
数理計算上の差異の費用処理額	△2,619,681 円
確定給付制度に係る退職給付費用	23,134,475 円

- (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
 割引率 0.11%

VIII 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- 当該資産除去債務の概要
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間満了に伴う撤去費用等に関し資産除去債務を計上しております。
- 当該資産除去債務の金額の算定方法
 使用見込期間を当該リース資産のリース期間（4～5年）と見積り、割引率は当該リース期間に見合う国債の流通利回り（0.408%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。
- 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	294,000 円
時の経過による調整額	－円
資産除去債務の履行による減少額	294,000 円
期末残高	－円

IX 重要な債務負担行為

該当事項は、ありません。

X 重要な後発事象

該当事項は、ありません。

XI その他の注記事項

東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した平成 27 年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日厚生労働省発保 0409 第 5 号厚生労働事務次官通知）の 3 及び平成 27 年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱（平成 27 年 5 月 28 日厚生労働省発保 0528 第 4 号厚生労働事務次官通知）の 3 に定める事業に係る国庫補助金受入額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

（単位：円）

対象事業	受入額	使用状況 (*1)	残額 (*2)
医療保険事業	1,030,000	631,000	399,000
特定健診事業	2,000	—	2,000
合計	1,032,000	631,000	401,000

(*1) 船員保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等による費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

(*2) 国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に 10,311,000 円を返還し、前事業年度に計上した預り補助金（期首残高 10,310,942 円）を全額取崩ししております。

附属明細書

(船員保険勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細
4. 国等からの財源措置等の明細
5. 役員及び職員の給与等の明細

【船員保険勘定】

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額	摘要
建物	19,068,093	-	-	19,068,093	7,501,376	1,284,507	11,566,717	
有形固定資産	54,527,511	4,671,000	47,661,673	11,536,838	3,190,438	1,093,373	8,346,400	注1
計	73,595,604	4,671,000	47,661,673	30,604,931	10,691,814	2,377,880	19,913,117	
ソフトウェア	670,644,687	43,253,352	-	713,898,039	597,715,818	34,119,213	116,182,221	注2
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	
計	670,644,687	43,253,352	-	713,898,039	597,715,818	34,119,213	116,182,221	

(注1) 当期減少額は、船員保険システムハードウェアの除却によるもの(40,311,673円)等であります。

(注2) 当期増加額は、傷病手当金等制度改正および給付業務の改善のための船員保険システム改修によるもの(43,253,352円)であります。

2. 引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	296,554,516	222,338,943	72,639,698	223,914,818	222,338,943	注1
賞与引当金	24,188,158	25,523,114	24,188,158	-	25,523,114	
役員賞与引当金	1,348,996	1,374,692	1,348,996	-	1,374,692	
退職給付引当金	407,493,638	23,134,475	6,543,832	-	424,084,281	
役員退職手当引当金	507,109	105,630	-	-	612,739	
計	730,092,417	272,476,854	104,720,684	223,914,818	673,933,769	

(注1) 当期減少額のうち、洗替法による戻入額を計上しております。

3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金					
政府出資金	465,124,590	-	-	465,124,590	
船員保険法第124条の準備金	37,868,030,027	884,377,459	-	38,752,407,486	注1
利益剰余金					
当期末処分利益	884,377,459	2,610,107,257	884,377,459	2,610,107,257	

(注1) 当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

4. 国等からの財源措置等の明細

(単位：円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	2,776,986,000	-	2,776,986,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	12,834,000	-	12,834,000	
災害臨時特例補助金(医療保険)	631,000	-	631,000	
事務費負担金	182,116,000	-	182,116,000	
計	2,972,567,000	-	2,972,567,000	

5. 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円、人)

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(53,432)	(-)	(-)	(-)
	17,053,371	1	-	-
職員	(44,295,115)	(20)	(-)	(-)
	282,426,354	44	6,543,832	1
計	(44,348,547)	(20)	(-)	(-)
	299,479,725	45	6,543,832	1

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員

給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

(注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与、退職手当については、各勘定に共通する経費として按分計上しております。

すが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

(注4) 非常勤の役員及び職員は、外数として()で記載しております。

参 考 资 料

平成27年度お客様満足度調査結果（船員保険）について

1 調査の概要

加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上を図るため、27年8月1日から28年3月31日までの間において、以下のとおりお客様満足度調査を実施しました。

(1) 調査対象者

- ① 疾病任意継続被保険者の資格を取得した方
- ② 傷病手当金、高額療養費及び休業手当金を支給した方

(2) 調査方法

(1) の調査対象者ごとにアンケートはがきを疾病任意継続被保険者の資格を取得した方（以下「疾病任継対象者」という。）には保険証を送付する際に、傷病手当金高額療養費及び休業手当金を支給した方（以下「保険給付対象者」という。）には支給決定通知書を送付する際に同封しました。

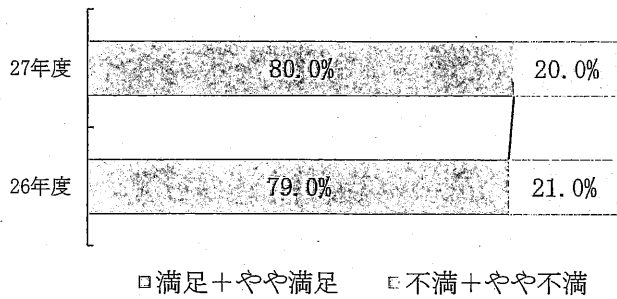
(3) アンケート送付数等

調査対象者	アンケート送付数	アンケート回収数	回収率
疾病任継対象者	2,866名	352名	12.3%
保険給付対象者	2,275名	476名	20.9%
合計	5,141名	828名	16.1%

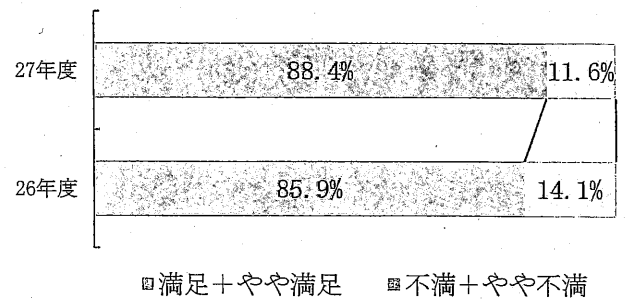
2. 調査結果

(1) 全体（疾病任継対象者、保険給付対象者）

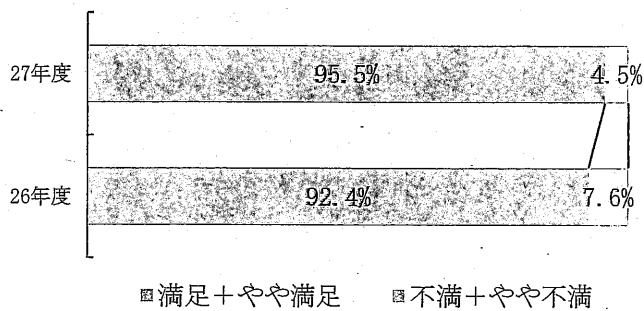
〔事務処理に要した期間に対する満足度〕
申請から保険証が手元に届くまたは給付金が振り込まれるまでの期間について



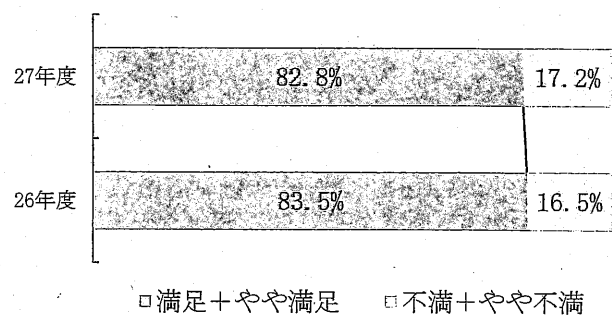
〔手続き方法に対する満足度〕
申請書の分かりやすさ、見やすさについて



〔職員の応接態度に対する満足度〕
電話によるお問い合わせに対する説明内容や言葉使いについて

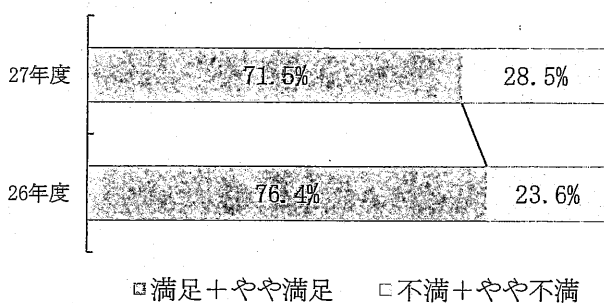


〔サービス全体としての満足度〕

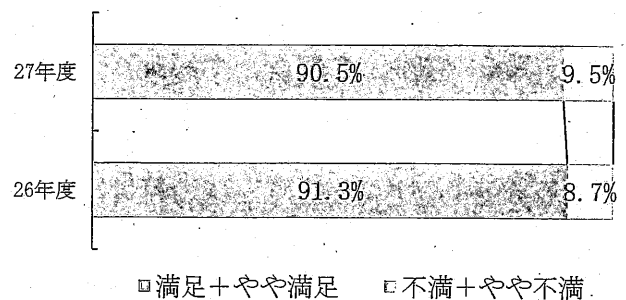


(2) 疾病任継対象者

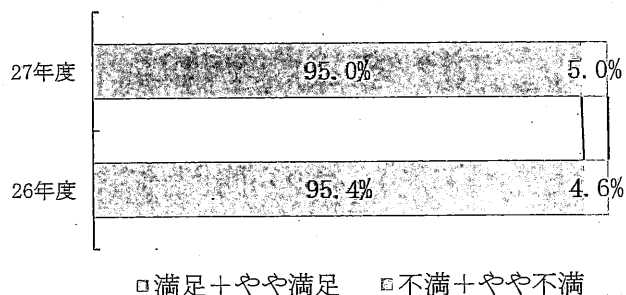
〔事務処理に要した期間に対する満足度〕
申請から保険証が手元に届くまでの期間について



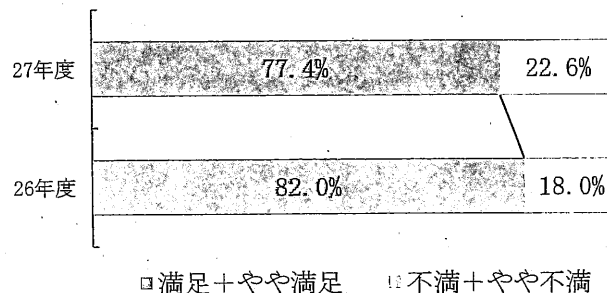
〔手続き方法に対する満足度〕
申請書の分かりやすさ、見やすさについて



[職員の応接態度に対する満足度]
電話によるお問い合わせに対する説明内容や言葉使いについて

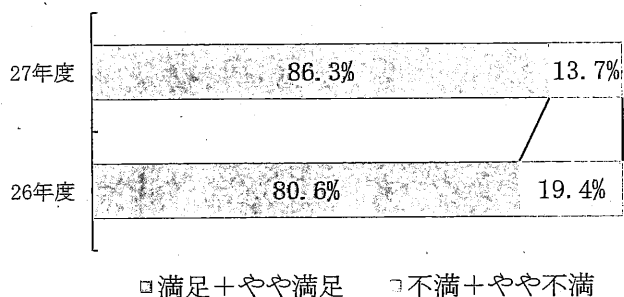


[サービス全体としての満足度]

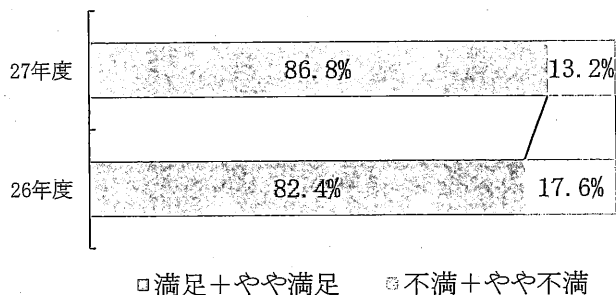


(3) 保険給付対象者

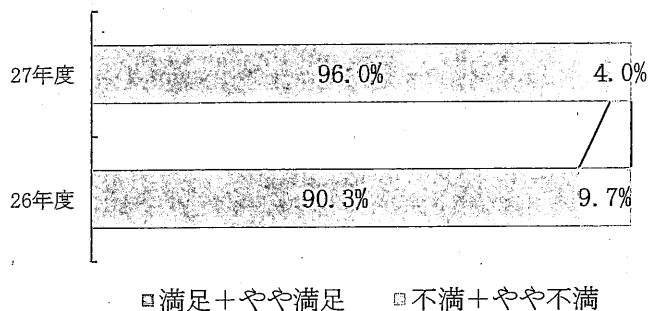
[事務処理に要した期間に対する満足度]
給付金が振り込まれるまでの期間について



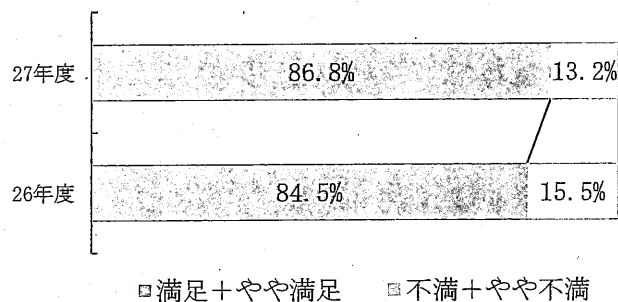
[手続き方法に対する満足度]
申請書の分かりやすさ、見やすさについて



[職員の応接態度に対する満足度]
電話によるお問い合わせに対する説明内容や言葉使いについて



[サービス全体としての満足度]



健康づくりの支援に関するアンケート

調査結果概要版

平成28年1月

調査の概要

船員保険においては、加入者の皆さまに、将来にわたって健康に暮らしていただくため、健診事業等の実施を通じて、健康づくりの支援に力を入れています。

本調査は今後、こうした取組みをより効果的に実施していくにあたって、加入者の皆さまにご協力をいただき、実施したものです。

■調査方法

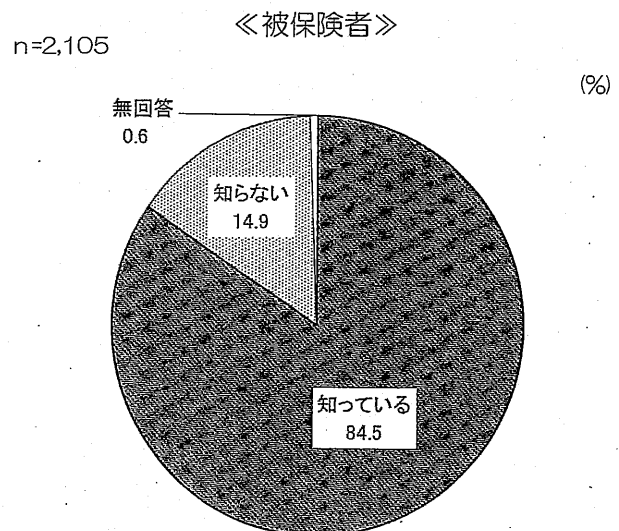
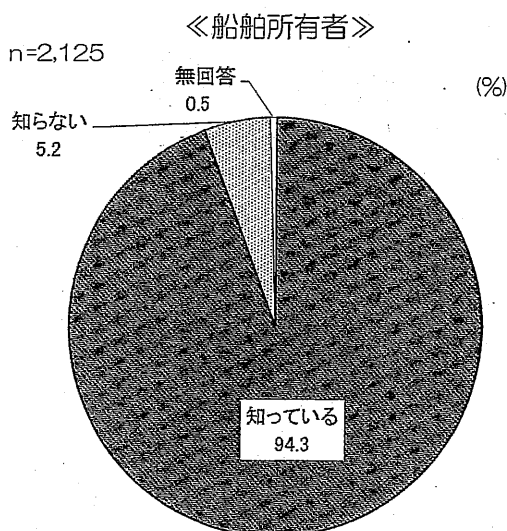
- 調査対象 ①船舶所有者
②被保険者（35歳～74歳）
- 実施方法 郵送による調査票の配布・回収
- 実施期間 平成27年11月4日～12月4日
- 配布数 ①4,158票
②8,000票
- 有効回答 ①2,125票（回収率51.1%）
②2,105票（回収率26.3%）

調査の結果

「生活習慣病予防健診」について

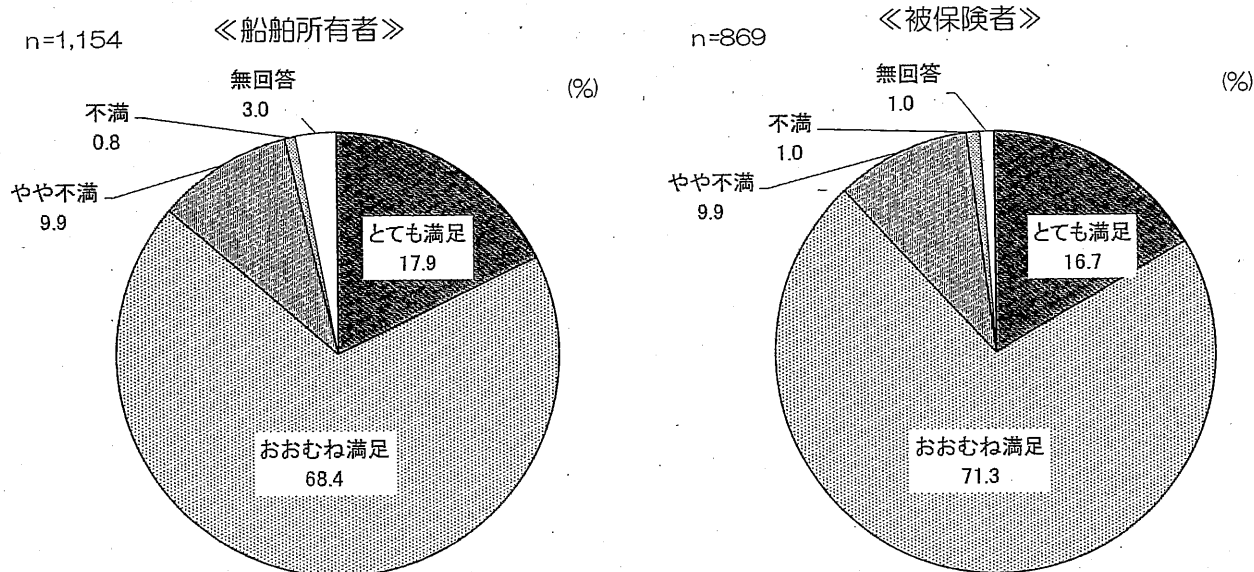
（1）船員保険が実施している「生活習慣病予防健診」の周知度

「知っている」は、《船舶所有者》94.3%、《被保険者》84.5%で、「生活習慣病予防健診」の周知状況はいずれも良好となっていますが、《船舶所有者》が《被保険者》を10ポイント程度上回っています。



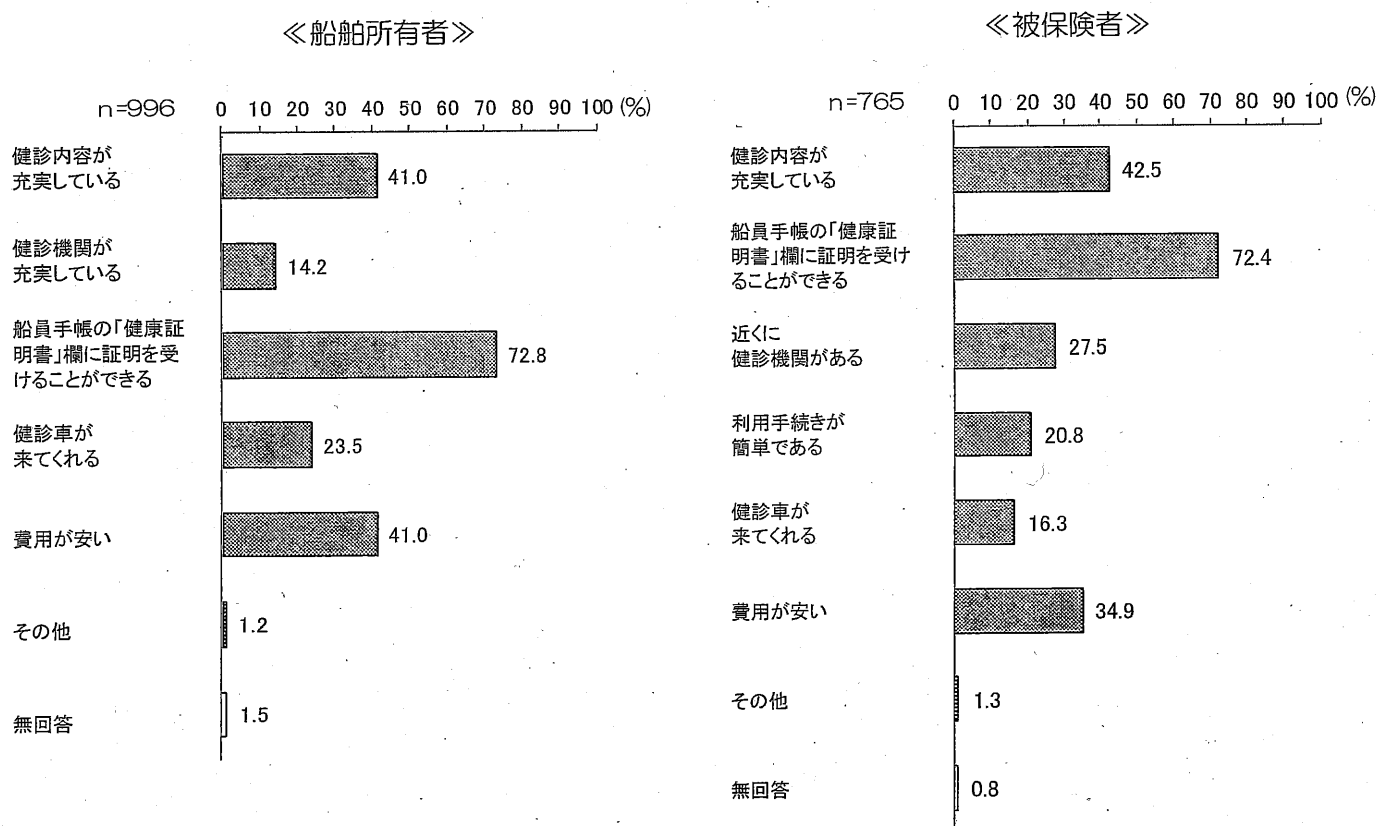
(2) 「生活習慣病予防健診」の満足度

「生活習慣病予防健診」受診者の健診に対する満足度は、《船舶所有者》86.3%（「とても満足」17.9%+「おおむね満足」68.4%）、《被保険者》88.0%（「とても満足」16.7%+「おおむね満足」71.3%）で、いずれも満足度は高くなっています。



(3) 「生活習慣病予防健診」に満足している理由

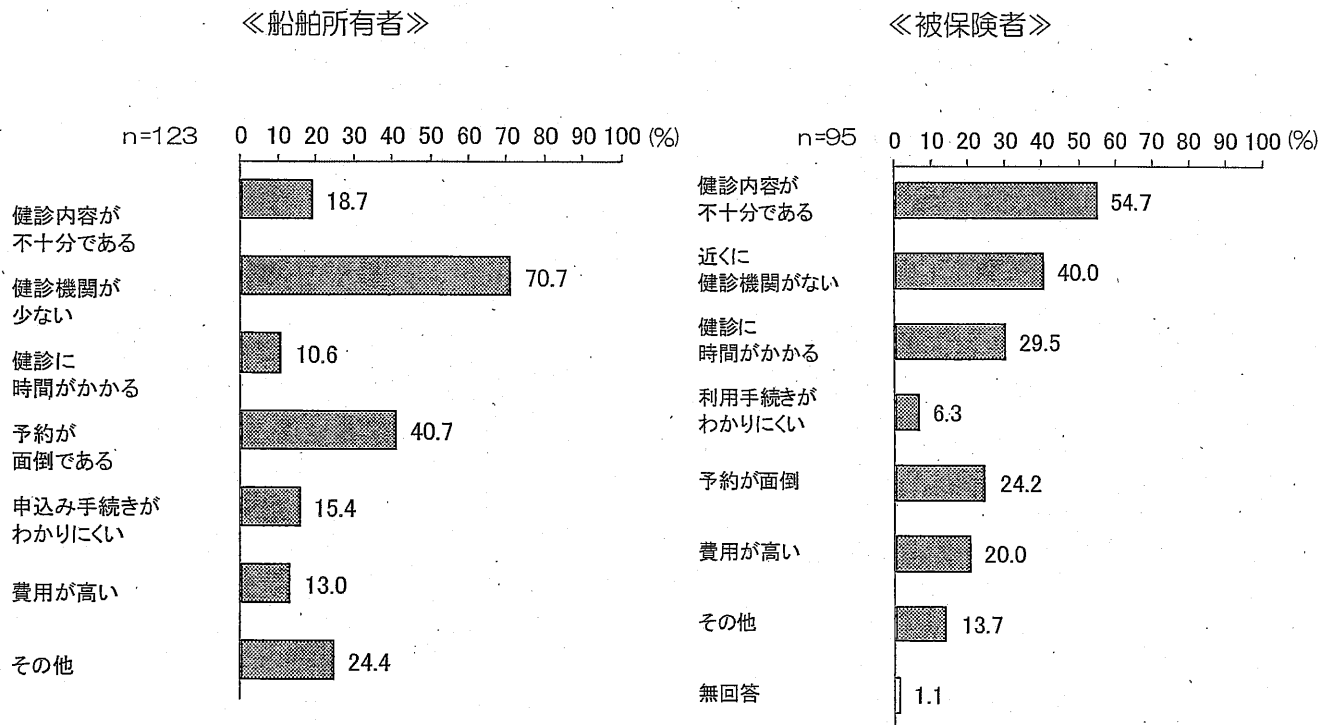
《船舶所有者》・《被保険者》ともに「船員手帳の「健康証明書」欄に証明を受けることができる」が7割台前半で最も高くなっています。以下、《船舶所有者》は、「健診内容が充実している」、「費用が安い」が41.0%で同率の2位、《被保険者》は、「健診内容が充実している」(42.5%)、「費用が安い」(34.9%)の順で続いています。



(4) 「生活習慣病予防健診」に不満な理由

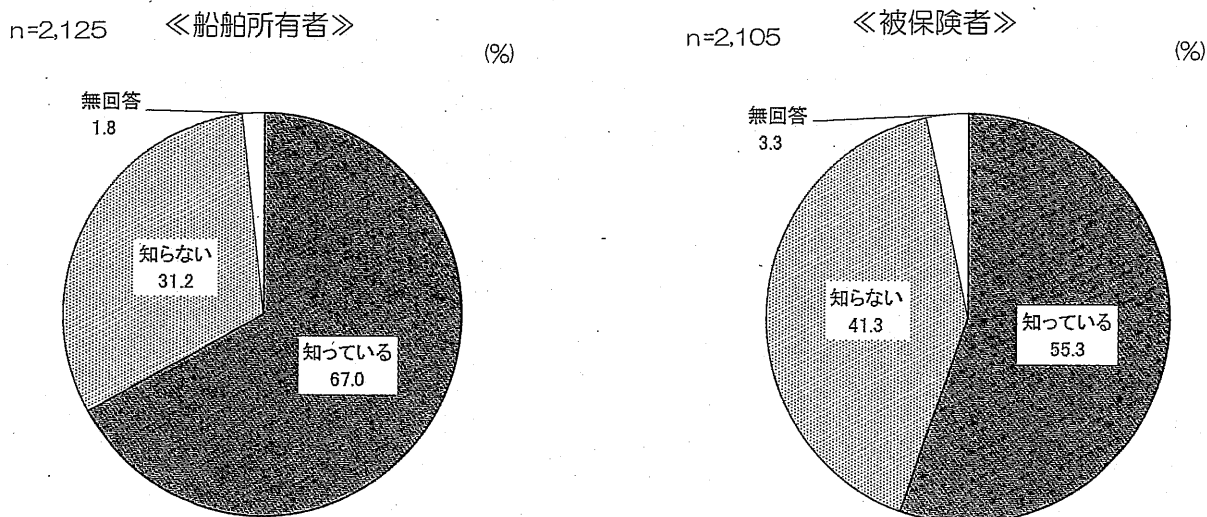
《船舶所有者》は「健診機関が少ない」が7割を超えて最も多く、約30ポイントの差で「予約が面倒である」が40.7%で次いでいます。

《被保険者》は、「健診内容が不十分である」が54.7%で最も多く、「近くに健診機関がない」が40.0%で次いでいます。回答者数は少ないものの、《船舶所有者》と《被保険者》の回答傾向には差が見られます。



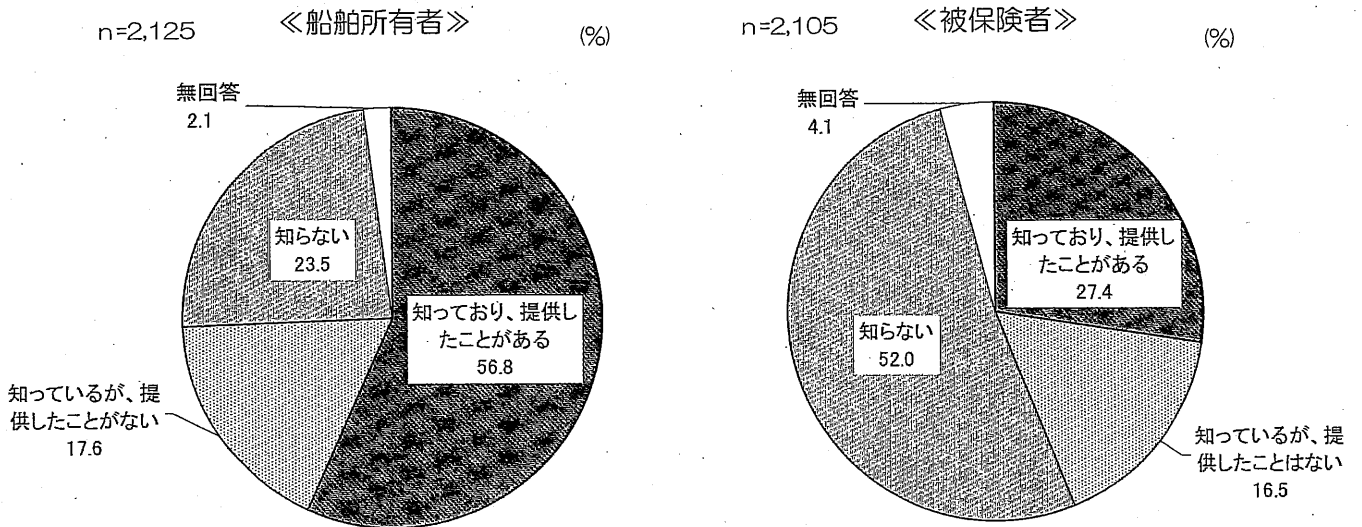
(5) 船員手帳を持参した場合、健康証明が受けられる医療機関があることの周知度

「知っている」は、《船舶所有者》67.0%、《被保険者》55.3%で、《船舶所有者》が《被保険者》を10ポイント以上、上回っています。



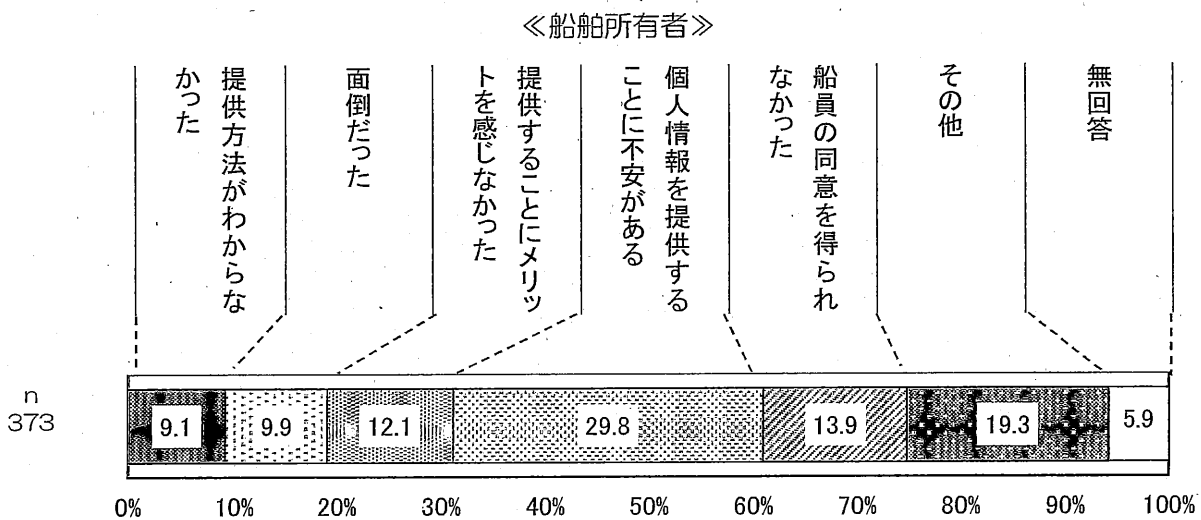
(6) 船員手帳の「健康証明書」欄の写しについての提供依頼の周知度

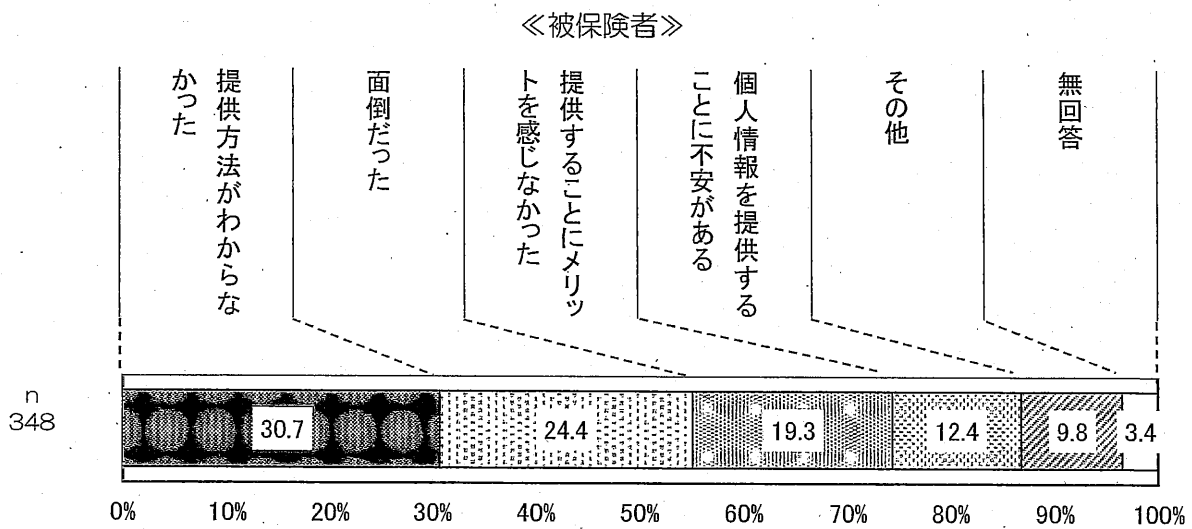
《船舶所有者》は、「知っており、提供したことがある」56.8%、「知っているが、提供したことがない」(17.6%)で提供実施率が約6割、周知度は7割を超えているのに対し、《被保険者》は、「知らない」(52.0%)が過半数を占め、状況に差が見られます。



(7) 船員手帳の「健康証明書」欄の写しを提供することが難しい最も大きな理由

《船舶所有者》は「個人情報を提供することに不安がある」が約3割を占めて最も多いのに対し、《被保険者》は、「提供方法がわからない」が30.7%で最も多く、「面倒だった」が24.4%で次いでおり、個人情報への不安をあげる人は第3位となっています。

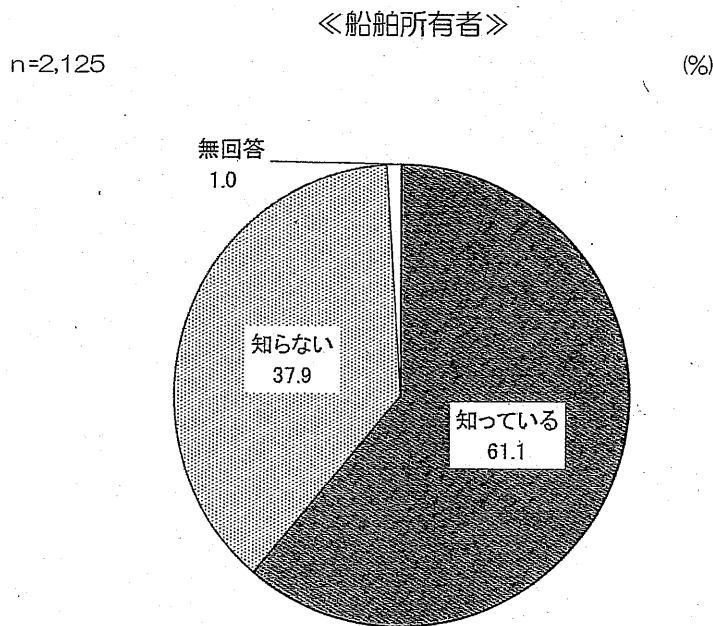




船員保険の実施事業について

(1) 「巡回健診」の周知度

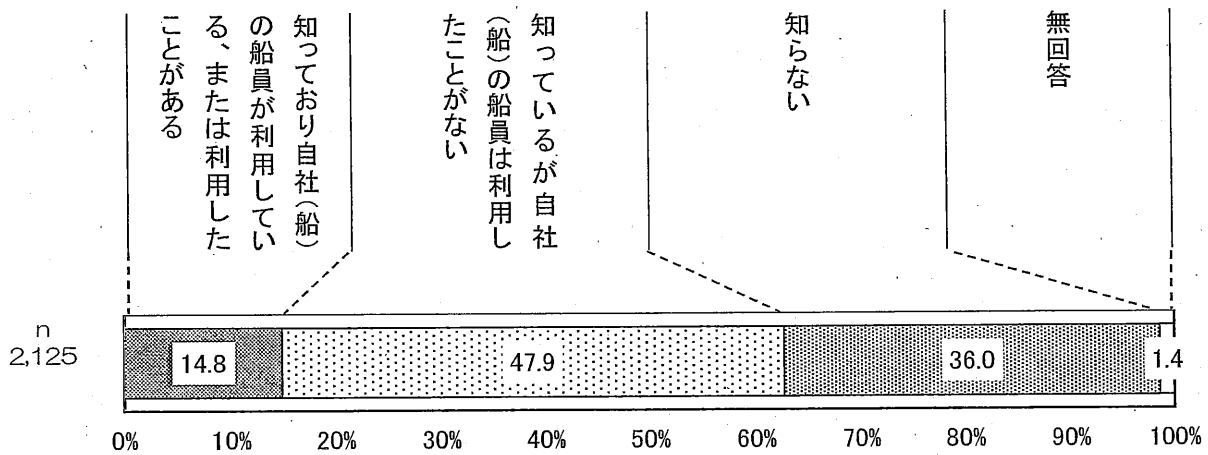
船舶所有者の中で、「巡回健診」の実施について「知っている」としたのは6割を超えて、「知らない」は4割弱となっています。



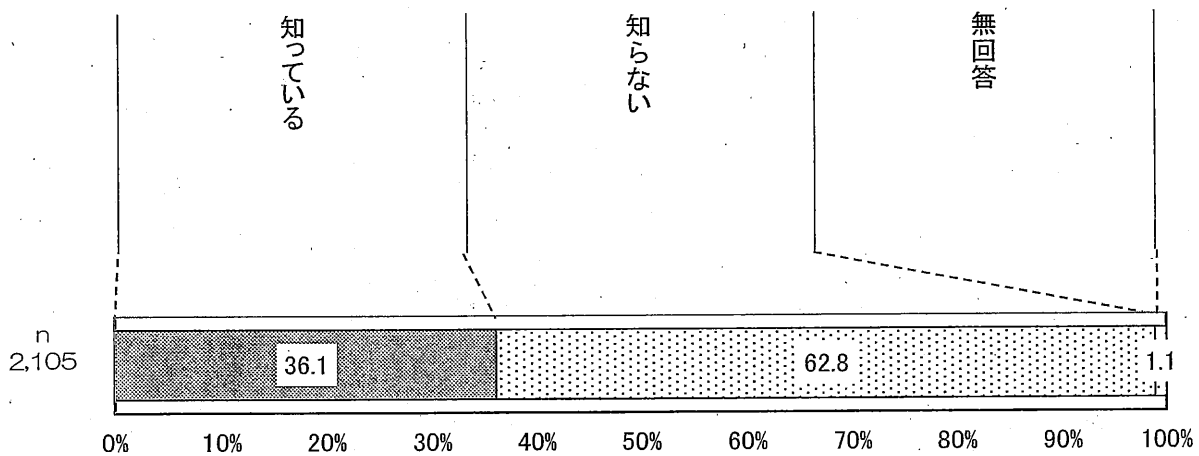
(2) 「特定保健指導」無料提供の周知度

《船舶所有者》は、「知っており、利用経験がある」が14.8%、「知っているが、利用したことがない」が47.9%で、合わせた周知度は6割を超えています。逆に《被保険者》では、「知らない」が6割を超えています。

《船舶所有者》

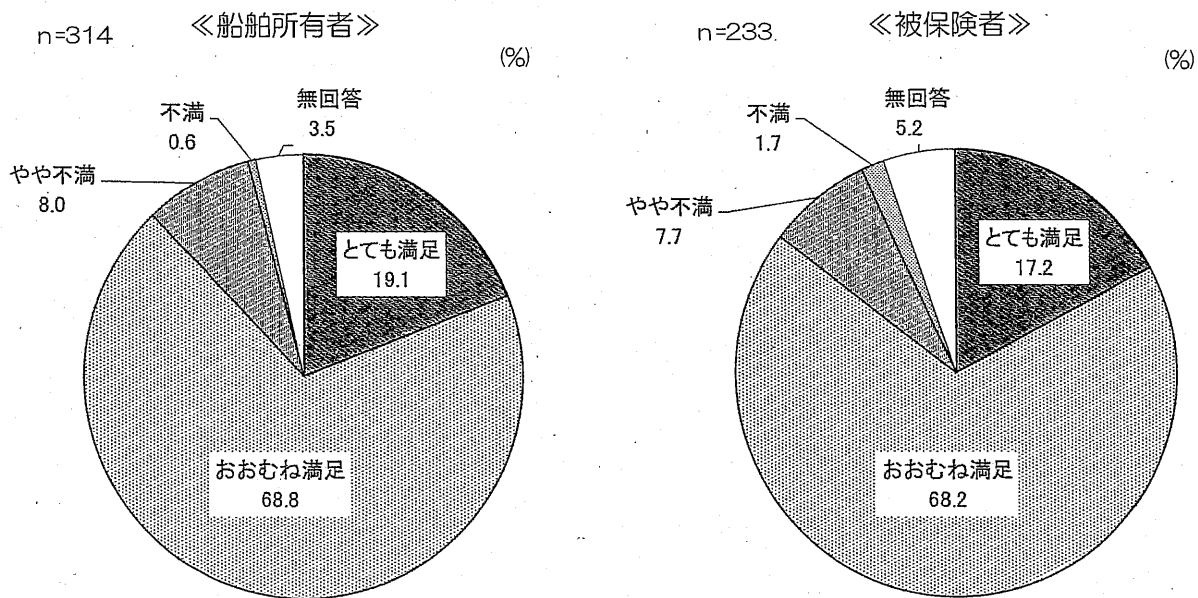


《被保険者》



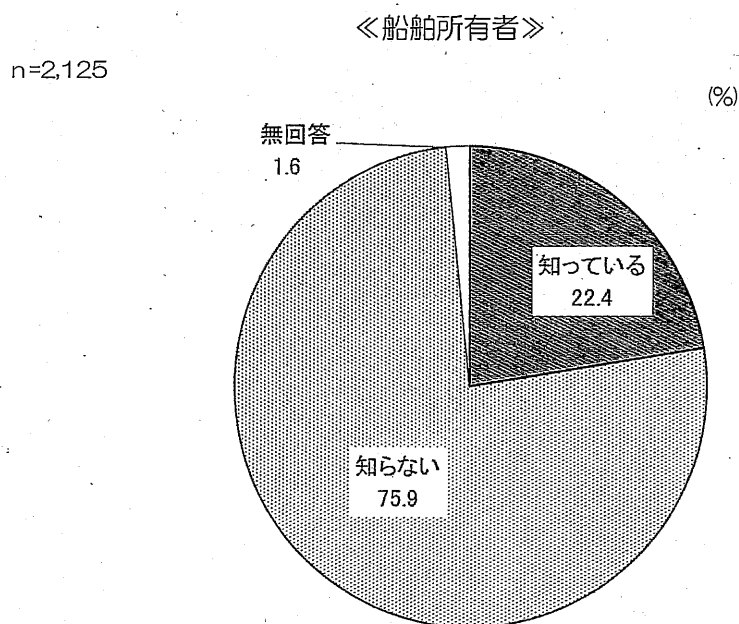
(3) 「特定保健指導」の満足度

「特定保健指導」受診者の満足度は、《船舶所有者》87.9%（「とても満足」19.1%+「おおむね満足」68.8%）、《被保険者》85.4%（「とても満足」17.2%+「おおむね満足」68.2%）で、いずれも満足度は高くなっています。



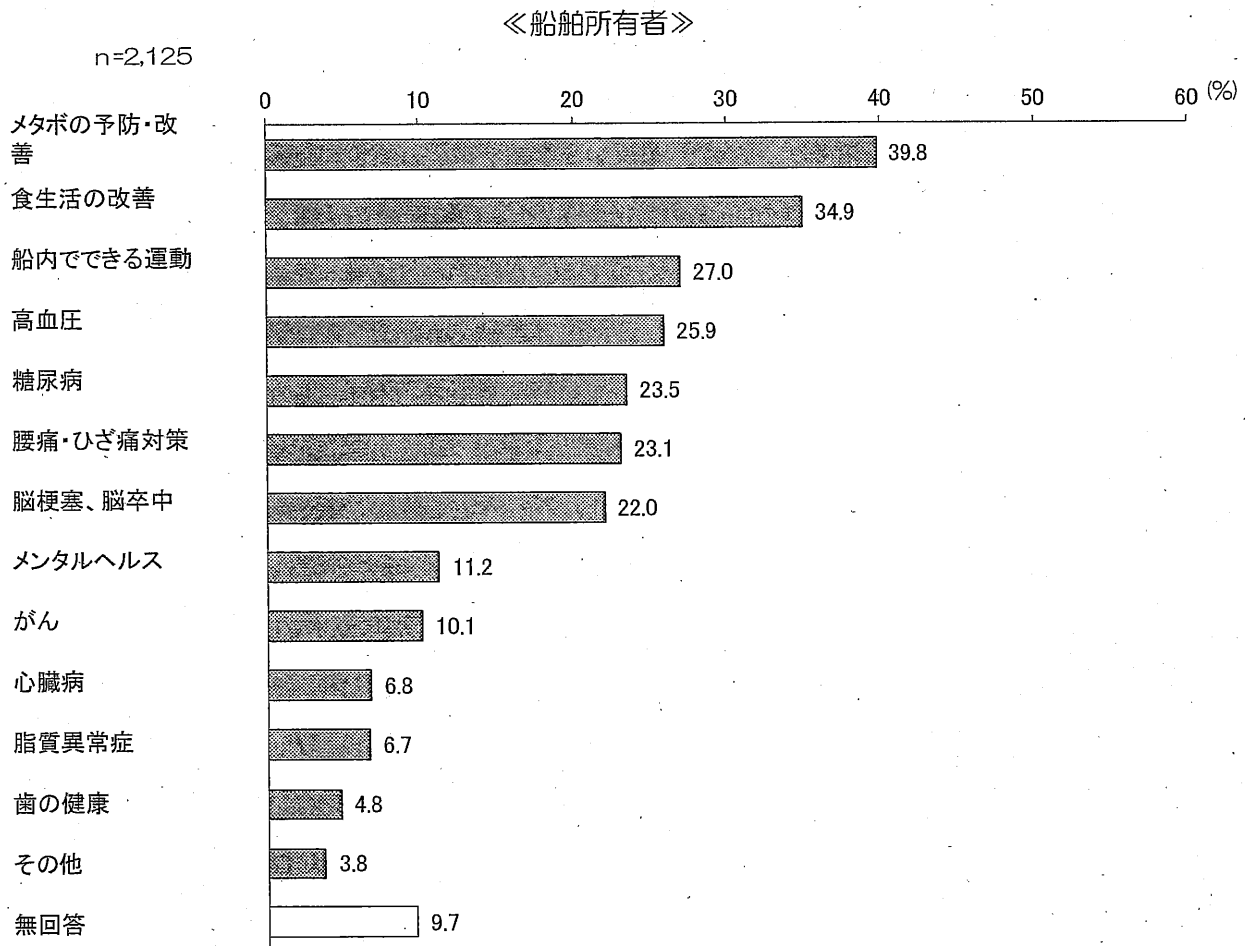
(4) 無料の「出前健康講座」の周知度

船舶所有者の中で、「出前健康講座」の実施について「知っている」としたのは2割強にとどまり、「知らない」が75.9%で、全体の3/4を占めています。



(5) 申し込んでみたい無料の「出前健康講座」のテーマ

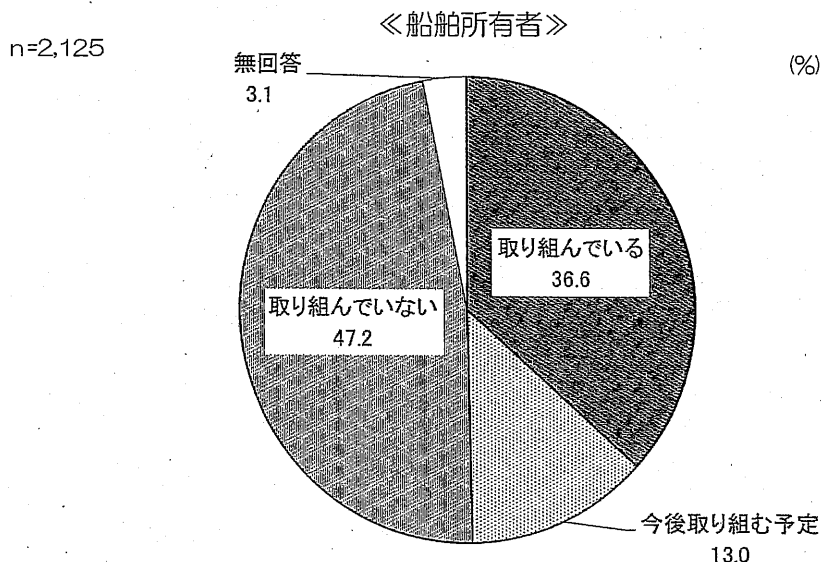
「メタボの予防・改善」が約4割で最も多く、「食生活の改善」が5ポイント程度の差で次いでいます。以下「船内のできる運動」(27.0%)、「高血圧」(25.9%)、「糖尿病」(23.5%)、「腰痛・ひざ痛対策」(23.1%)の順になっていますが、大きなポイント差はありません。



健康への取組みについて

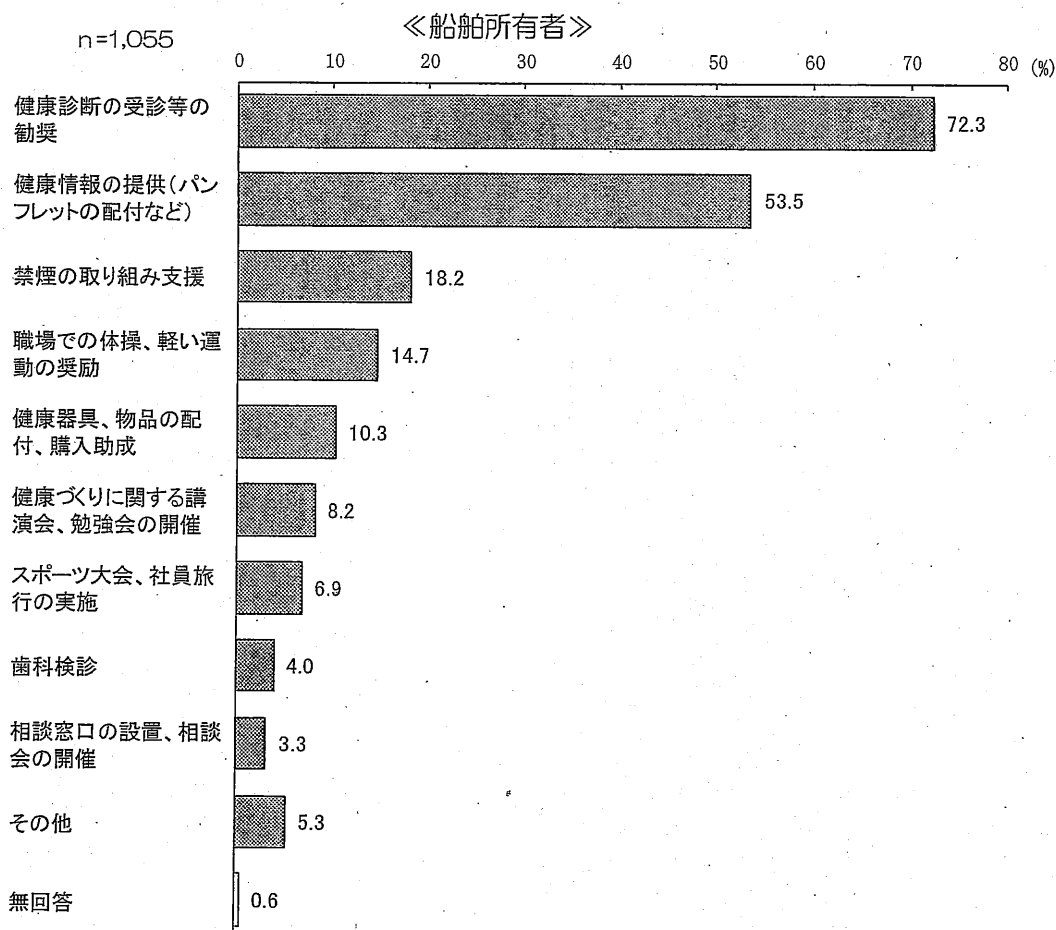
(1) 船員の健康づくりの取組み状況

船舶所有者の自社の船員の健康づくりの取組み状況は、「取り組んでいる」36.6%、「今後取り組む予定」13.0%で、約半数の船舶所有者が、取り組み意向を持っています。



(2) 具体的な取組みの内容

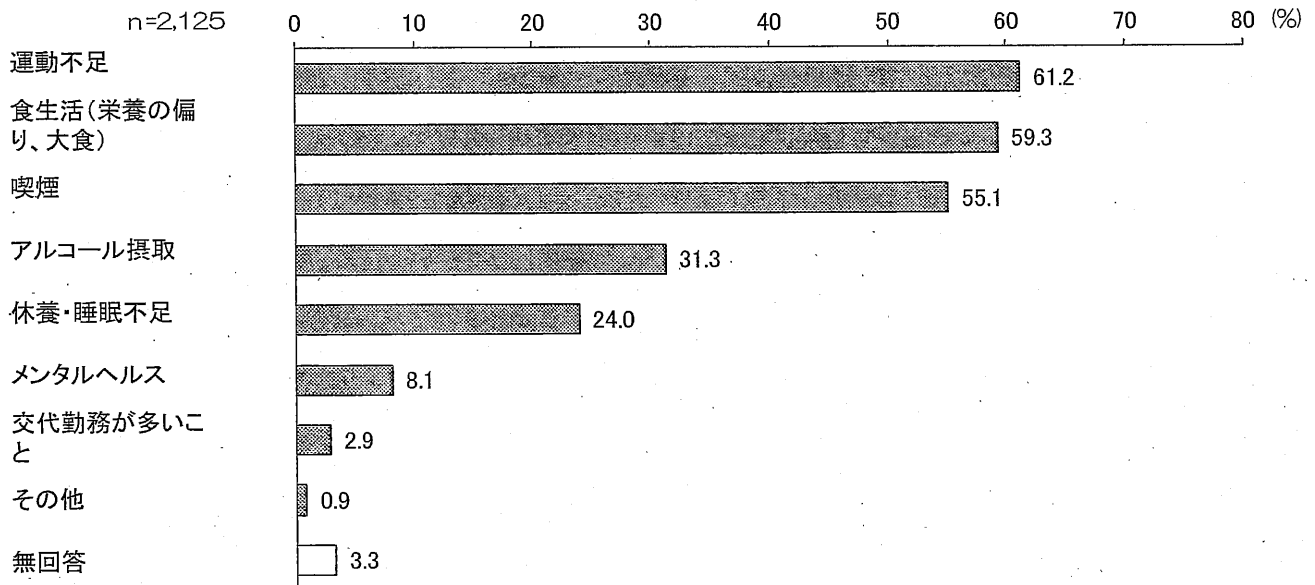
具体的な取組み内容としては、「健康診断の受診等の勧奨」が7割を超えて最も多く、「健康情報の提供（パンフレットの配付など）」が53.5%で次いでいます。第3位の「禁煙の取組み支援」（18.2%）以下とは35ポイント以上の大きな差が見られます。



(3) 健康の保持・増進を図る上での課題

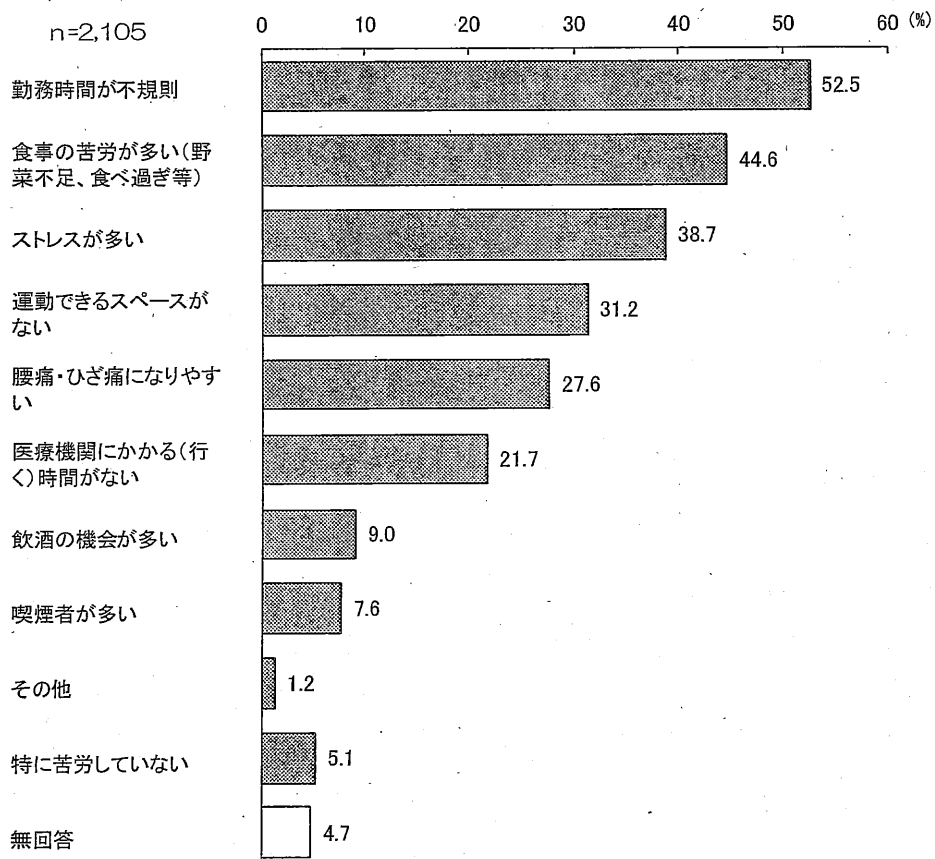
《船舶所有者》では「運動不足」(61.2%)、「食生活(栄養の偏り、大食)」(59.3%)、「喫煙」(55.1%)が上位3位で多くあげられています。3位とは20ポイント以上の差で、「アルコール摂取」が31.3%が続いています。

《船舶所有者》



《被保険者》では「勤務時間が不規則」が52.5%で最も多く、「食事の苦勞が多い(野菜不足、食べ過ぎ等)」(44.6%)、「ストレスが多い」(38.7%)の順で、上位3位となっています。

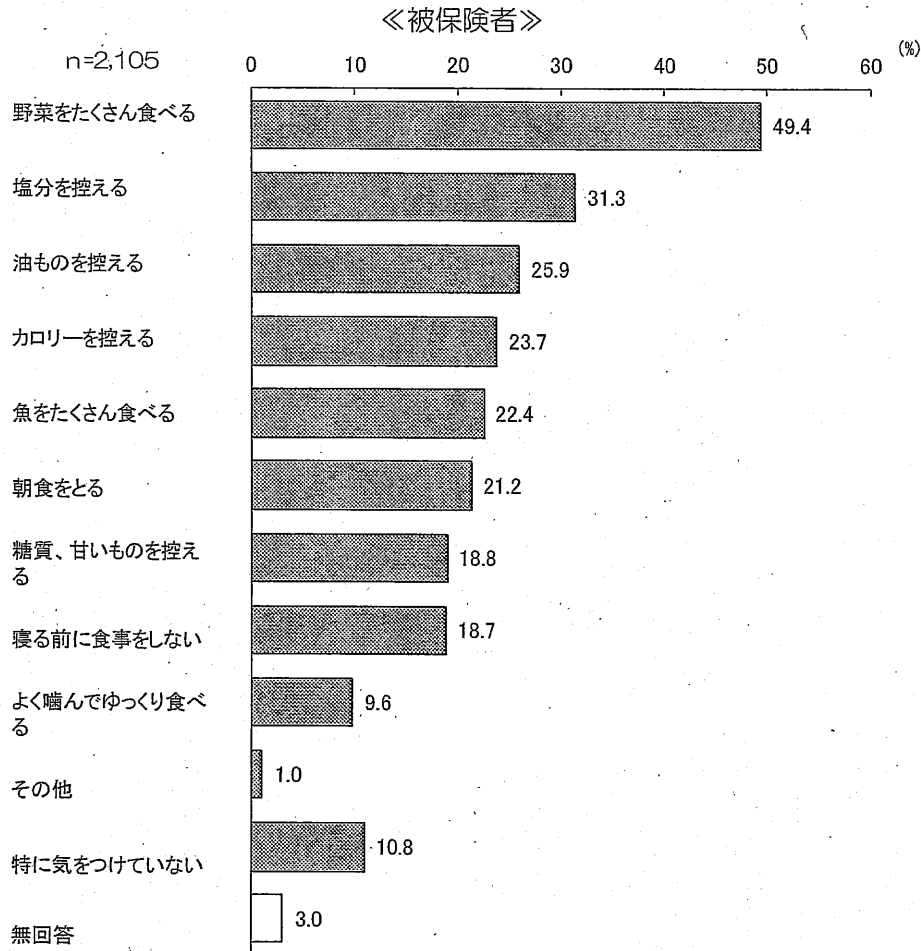
《被保険者》



(4) 食生活で主に気をつけていること

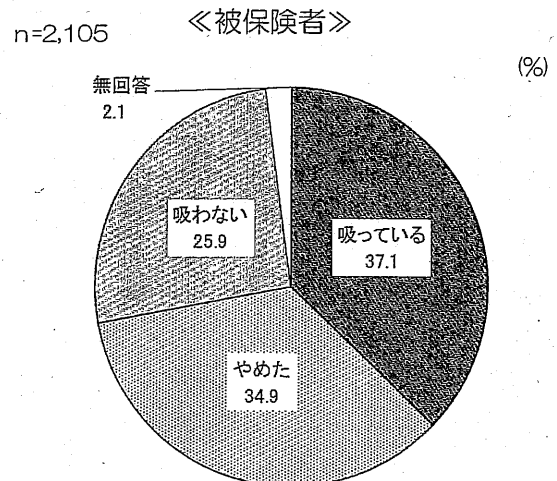
《被保険者》が食生活で主に気をつけていることとしては、「野菜をたくさん食べる」がほぼ半数の49.4%で最も多く、15ポイント以上の差で、「塩分を控える」が31.3%で次いでいます。

3位から8位は、「油ものを控える」(25.9%)、「カロリーを控える」(23.7%)、「魚をたくさん食べる」(22.4%)、「朝食をとる」(21.2%)、「糖質、甘いものを控える」(18.8%)、「寝る前に食事をしない」(18.7%)の順で、ポイント差は、少なくなっています。



(5) 喫煙状況

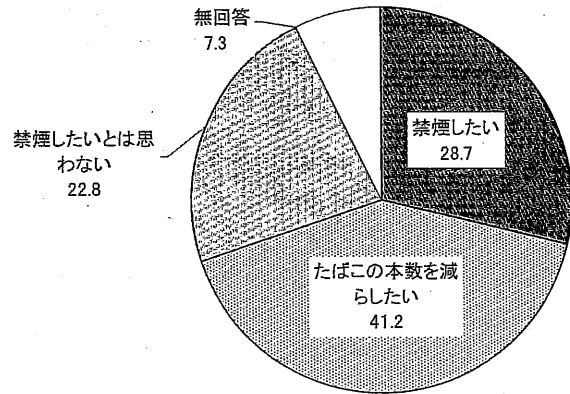
喫煙状況は、「吸っている」37.1%、「やめた」34.9%で、喫煙経験者は7割を超えます。



(6) 減煙・禁煙の意向

喫煙者の中で、「禁煙したい」が3割弱、「たばこの本数を減らしたい」が4割強で、約7割の人が減煙・禁煙の意向を持っています。

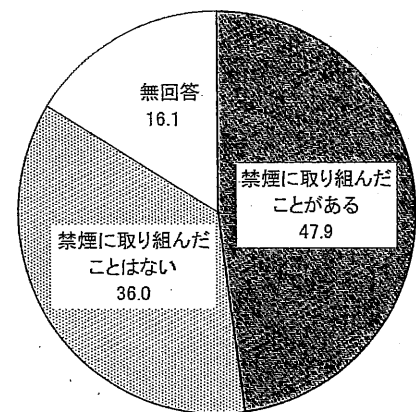
n=781 <<被保険者>> (%)



(7) 禁煙への取り組み経験

喫煙者の禁煙への取り組み経験については、「禁煙に取り組んだことがある」は約半数の47.9%、「禁煙に取り組んだことはない」が36.0%を占めています。

n=781 <<被保険者>> (%)

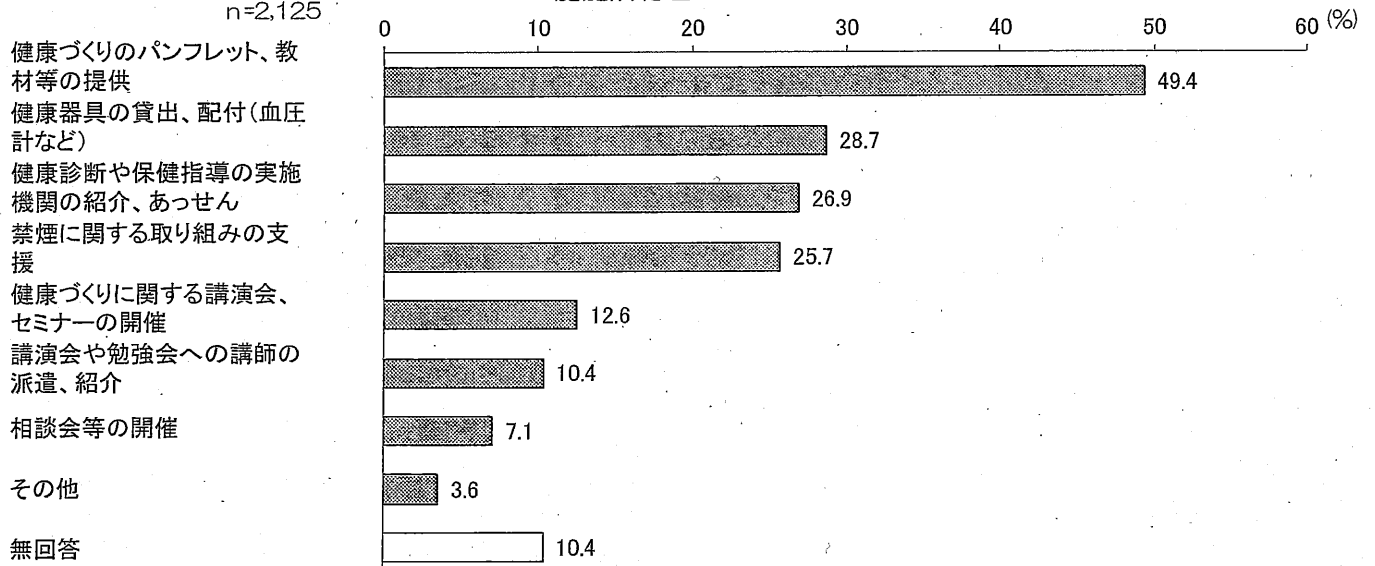


(8) 船員の健康づくりを進めるうえで、船員保険からの必要な支援

「健康づくりのパンフレット、教材等の提供」が約半数の49.4%で最も多く、20ポイント以上の差で「健康器具の貸出、配付（血圧計など）」（28.7%）、「健康診断や保健指導の実施機関の紹介、あっせん」（26.9%）、「禁煙に関する取り組みの支援」（25.7%）の順で差がなく続いています。

n=2,125

<<船舶所有者>>



「全国健康保険協会の端末における外部との不審な通信に関する
事実確認結果と情報セキュリティ等の強化策について」

全国健康保険協会の端末における外部との不審な通信に関する事実確認結果と情報セキュリティ等の強化策について

平成 27 年 12 月 25 日

全国健康保険協会

1 はじめに

全国健康保険協会（以下「協会」といいます。）では、4 台の職員端末が外部との不審な通信を行っていたことが本年 6 月 16 日に判明し、同 17 日に公表しました。

以下では、詳細な事実関係として個人情報の漏えいの有無及び不審通信を行っていた端末に保管されていた個人情報の内容についての確認結果並びに情報セキュリティ及び個人情報保護の強化策を報告します。

2 個人情報の漏えいの有無について

協会では、協会の通信記録や不審通信を行った端末などに対して二つの専門事業者の支援を得てデジタルフォレンジック調査の手法も用いた情報流出の有無の確認を行いました。個人情報の協会外部への漏えいは確認されませんでした。

3 4 台の端末に保管されていた個人情報の内容について

外部と不審な通信を行っていた端末は、埼玉支部及び熊本支部並びに本部に置かれていたものです。個人情報の漏えいは確認されなかったものの、埼玉支部及び熊本支部の端末には協会加入者の約 70.7 万人分の個人情報がパスワードや暗号が設定されずに保管されていました。こうした取扱いは協会の内規上不適切なものです。

（本部の端末には協会加入者の個人情報は保管されていませんでした）

（1）本人識別情報の類型別の保存件数

	被保険者記号番号あり	被保険者記号番号なし
4 情報（氏名・性別・生年月日・住所全て）	16 人分	23 人分
3 情報（性別・生年月日・住所のうちいずれか 2 つと氏名）	約 18.2 万人分	約 0.6 万人分
2 情報（性別・生年月日・住所のうちいずれか 1 つと氏名）	約 1.7 万人分	約 0.1 万人分
1 情報（氏名）	約 49.9 万人分	約 0.3 万人分

(2) ファイルの種類

医療費通知管理簿、債権・支払、解散健康保険組合、レセプト抽出情報、その他

(3) 被保険者記号番号・4情報の他に保存されていた主な情報

事業所名、医療機関名、診療報酬点数、病名、債権額・支払額

4 情報セキュリティ及び個人情報保護の強化策について

今回の事案を踏まえ、協会としては、以下の対策を講じていくことにより、情報セキュリティ及び個人情報保護を強化し、協会加入者の皆様の個人情報を確実に守りします。

(1) 個人情報等の適正な管理と職員の教育

① 文書ファイルの自動暗号化システムの導入

27年度中を目途に協会のシステム上で作成・保管する文書すべてを自動で暗号化するシステムを導入します。これにより、協会システム上に保管されている全ての文書ファイルは、暗号を解除しない限り協会システム外では閲覧ができなくなります。

② 情報管理関連規程の見直し

上記①の自動暗号化システムを前提にした情報管理関連規程の見直しを進めています。個人情報を含む重要情報の削除・廃棄も具体的なルールを設けます。

③ 情報セキュリティ教育の見直しと訓練

本事案を踏まえ情報セキュリティ教育の内容の見直しを進めています。また、情報セキュリティインシデントを想定した職員に対する訓練も12月以降順次実施します。

④ 情報セキュリティ点検・監査

役職員による情報セキュリティ自己点検を毎年度確実に実施します。また、内部監査・外部監査においても、内規の遵守状況や自己点検の実施状況を確認し、ルールの実効性を高めます。

(2) 基幹系・情報系システムとは別システムによるインターネット接続(27年度末
目途より接続開始)

現在、協会のシステムはインターネット接続をせず、加入者の情報を保管する基幹系システムや通常業務に用いる情報系システムはインターネットから遮断されていますが、この状態を継続します。

インターネット接続については、基幹系・情報系システムとは分離した別のシステムを構築します。その際、情報セキュリティを高めるため、近年増加している標的型攻撃による組織内部への侵入を低減する対策（入口対策）や内部に侵入した攻撃を早期検知して対処する、侵入範囲の拡大の困難度を上げる、及び外部との不正通信を検知して対処する対策（内部対策）を導入します。

(3) CSIRT の設置等インシデント対応の強化((2)と同時期を目途にチームを設置)

① CSIRT の設置

現在のインシデント対応体制であるリスク管理委員会に加え、今後インシデント対応の体制を検討し、平時のインシデント発生時に向けた準備とインシデント発生時の対応を専任するシステム構築・運用とは独立した専門チーム（CSIRT: Computer Security Incident Response Team）の設置を準備しています。

② 新たな手順書の整備・訓練

上記①の CSIRT 体制の下で、現在あるインシデント発生時の報告手順に加え、新たな具体的な手順書を作成します。この手順書においては、攻撃認知段階での報告手順や、感染・攻撃拡大への対応手順、事後確認のための調査方法等の一連の手順を明示します。また、この手順書の下での訓練の実施も検討します。

(4) 協会経営におけるリスク評価・管理の在り方の検討（28年度事業計画に明記する予定）

現在災害対策を中心に進めている協会経営のリスク管理の在り方を見直し、本事業案のように、事態が深刻化した場合に想定される被害が大きく、かつ協会に脆弱性のあるリスクを洗い出し、優先的に対応できる体制の検討を進めます。